

西南学院大学博物館研究紀要

第 2 号

— 論 文 —

- 西南学院大学博物館寄託「松澤善裕氏所蔵文書」に見る鯨組と地域漁業の軋轢
 —平戸藩生月島の「御崎大納屋」から大島（的山大島）への書状— …… 森 弘子 9
 宮崎 克則
- 久留米藩今村の潜伏キリシタンの発覚と信仰生活 …………… 安高 啓明 15
 方 圓
- ピエロ・デッラ・フランチェスカ作《キリストの洗礼》の一解釈
 — 15世紀のサンセポルクロにおける「再生」の表象 — …… 内島美奈子 25
- 高杉晋作伝形成過程の概観 …………… 稲益あゆみ 37

+—————+—————+

— 資料目録 —

- 松澤善裕氏所蔵文書目録 …………… 森 弘子 49
 宮崎 克則
 安高 啓明

— 資料紹介 —

- 西南学院大学博物館所蔵「宗門御改影踏帳」（2） …………… 安高 啓明 101 (61)
 稲益あゆみ

2014年3月

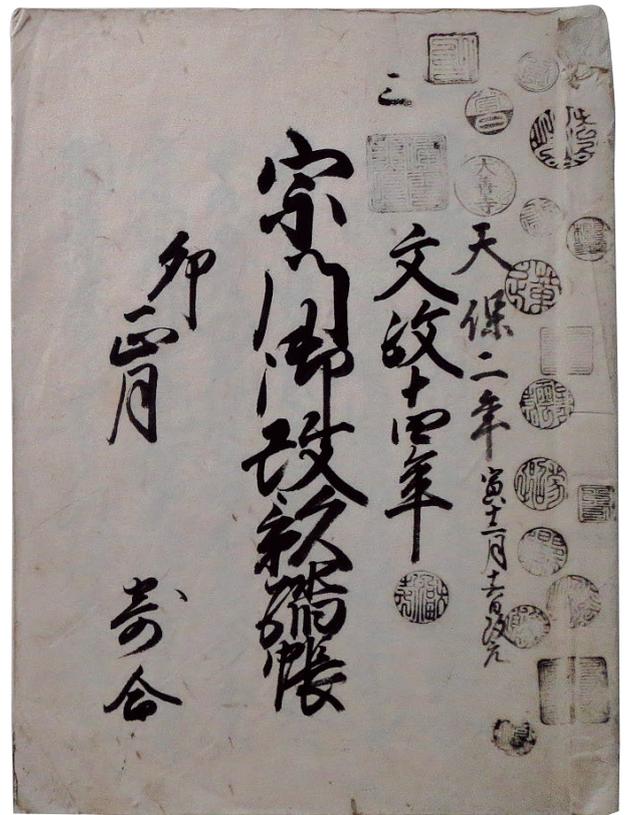
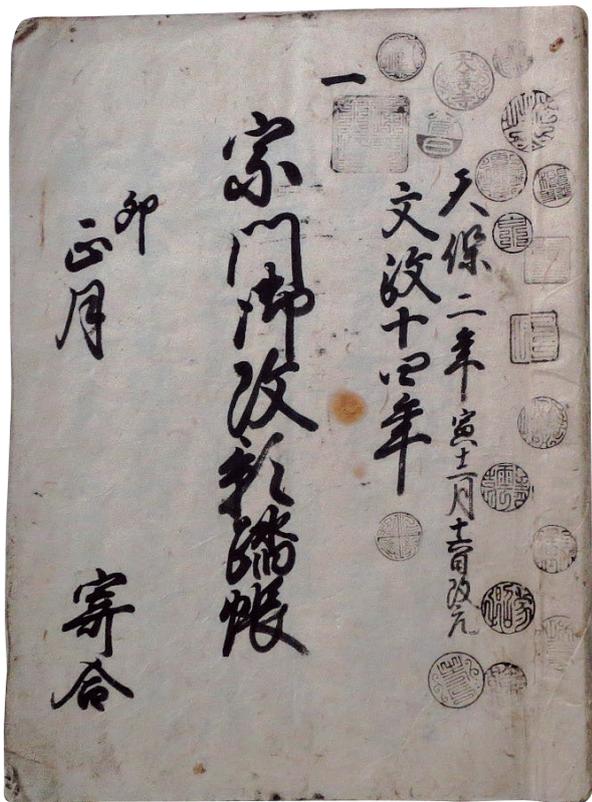
 西南学院大学

西南学院大学博物館研究紀要

第 2 号

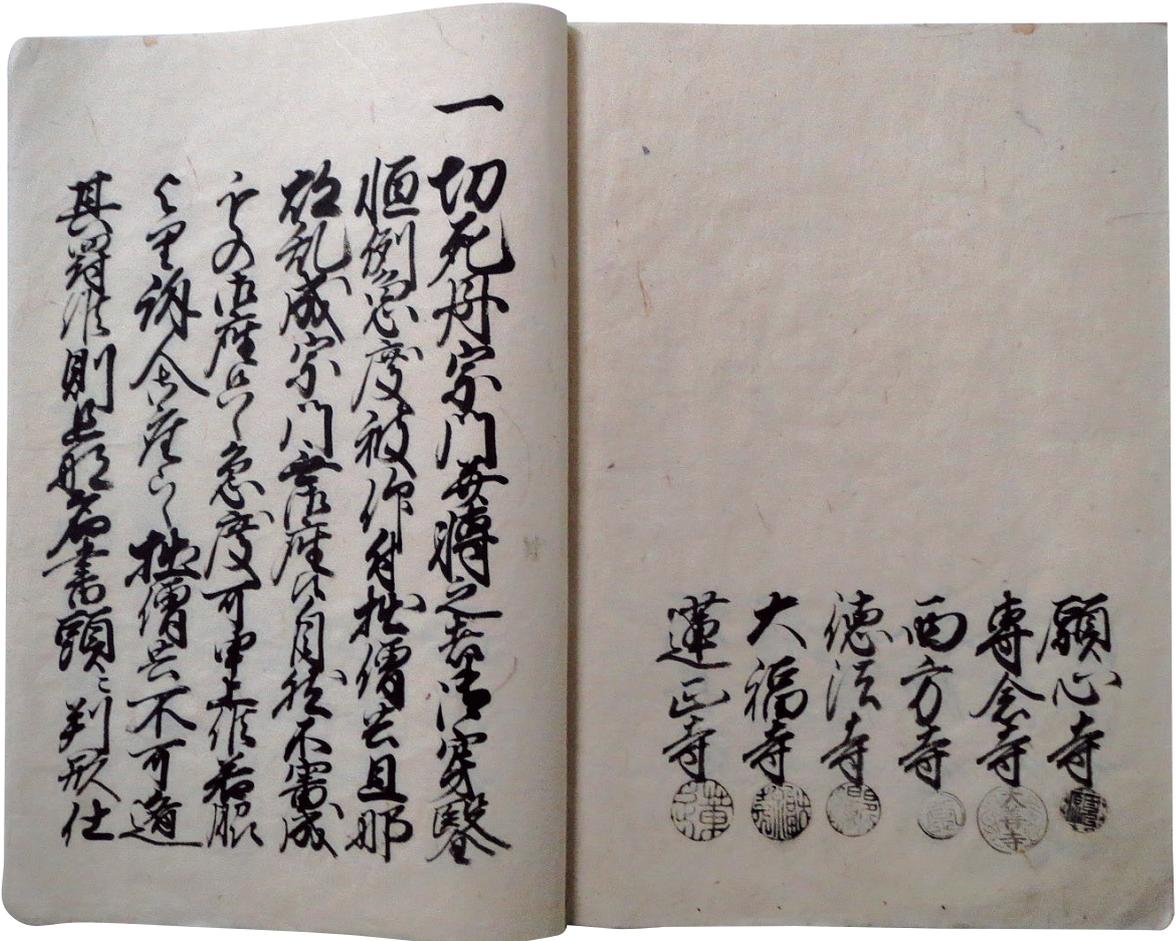
2014年3月

 西南学院大学



文政十四年天保二年宗門御改影踏帳(西南学院大学博物館蔵)

【関連：資料紹介61(四二)～101(二)頁】



一切无碍宗門各將之去法
 恒例急度被作此僧去且那
 如礼成宗門常度公自往不害成
 之の由度は急度可申来若取
 之申候今是は独僧去不可道
 其得准則其如右書願判取仕

願心寺
 壽念寺
 西方寺
 徳法寺
 大福寺
 蓮三寺

文政十四年天保二年宗門御改影踏帳(西南学院大学博物館蔵)
 【関連：資料紹介61(四二)～101(二)頁】



浦上村キリシタン旧蔵マリア観音像(西南学院大学博物館蔵)

【関連：論文15～24頁】



天和二年キリシタン制札(西南学院大学博物館蔵)

【関連：論文15～24頁】

執筆要項

1. 投稿資格は大学博物館に所属する教職員ならびに研究員、臨時職員とし、編集委員会にエントリーしたものとす。
2. 投稿種別は論文・研究ノート・資料紹介とする。
3. 枚数は400字詰原稿用紙に換算して、①論文は50枚、②研究ノートは40枚程度とし、③資料紹介についてはその限りではない。なお、図版は枚数に換算しない。
4. 投稿希望者は題名(仮題でも可)及び論文・研究ノートなどの種別を明示し、7月30日までに『西南学院大学博物館研究紀要』編集委員会(以下、編集委員会とする)まで申し出ること。
5. 提出原稿の体裁はA4版、40字×30行とする。ただし、編集委員によって、体裁を整えることがある。形式は縦書き・横書きを問わない。
6. 註は末尾に通し番号で一括すること。
7. 図表・写真等は掲載場所を指示すること。
8. 編集委員会は館長を委員長とし、博物館学芸員を委員とする。必要に応じて委員を学内教員に委嘱することもある。
9. 編集委員会で査読したうえで、投稿者に修正を求めることがある。
10. ほかの執筆者との統一のため、編集委員会の責任において、原稿に修正を加えることがある。

2012年12月5日

『西南学院大学博物館研究紀要』編集委員会

西南学院大学博物館寄託「松澤善裕氏所蔵文書」に見る 鯨組と地域漁業の軋轢

－平戸藩生月島の「御崎大納屋」から大島(的山大島)への書状－

森 弘子
宮崎 克則

はじめに

18世紀以降の西海地方の捕鯨業については、これまでに、鯨組の経営や商品の流通および労働関係などについての研究がなされ、その実態も徐々に解明されてきた。福本和夫『日本捕鯨史話』¹は、鯨組を「大規模なマニュファクチュア」と称した。大きな資金力によって組織された鯨組は、多くの雇用を生み、地域の経済を活性化させ、莫大な利益をあげ、藩財政への貢献も多大なものであった。捕鯨業は、九州北部の西海地域における基幹産業であった。

鯨組についての解明が進む中、捕鯨業と一般漁業(捕鯨以外の地域の漁業)との関係については、あまり注目されてこなかった。そのために、捕鯨業が漁場周辺にどのような影響を与えていたのかということについては不明な点が多い。

本稿で紹介する史料は、2012年6月、西南学院大学博物館に寄託された「松澤善裕氏所蔵文書」に含まれる書状(No:117)である。端裏書には、宛先が「守田五作様」とあり、差出人は「御崎大納屋」とある。

御崎大納屋から守田五作に出された書状である。「急用」とあることから、差し迫った用件であったことがわかる。宛先の守田五作について、(益富家文書)『二番永代記』²の中に、同時期の大島(的山大島あづちおおしま 長崎県平戸島の北方にある島、通称で大島と呼ばれることも多い)浦役人の一人に「森田吾作」という名前がある。守田五作と森田吾作は同一人物と考えられるから、本史料は平戸藩領大島の浦役人へ宛てた書状ということになる。差出人の御崎大納屋は、平戸藩領生月島の捕鯨業者である益富又左衛門が経営する鯨組の「御崎組」があった捕鯨基地のことである。益富又左衛門は、当時の西海地域における最大の鯨組主で、平戸藩の生月島を本拠地として、生月島の御崎、平戸藩領壱岐の前目・勝本、大村藩領の江島、五島藩領の板部に鯨組を置いて、それぞれの網代で捕鯨を行っていた。御崎大納屋については、天保3年刊『勇魚取絵詞』に詳しく記されているので省略する。

本稿では、この書状が出された背景を探りながら、鯨組と漁場周辺漁民との関係の一端を見ていこう。

1、書状の内容

○本文と端裏書(読点は、筆者による)

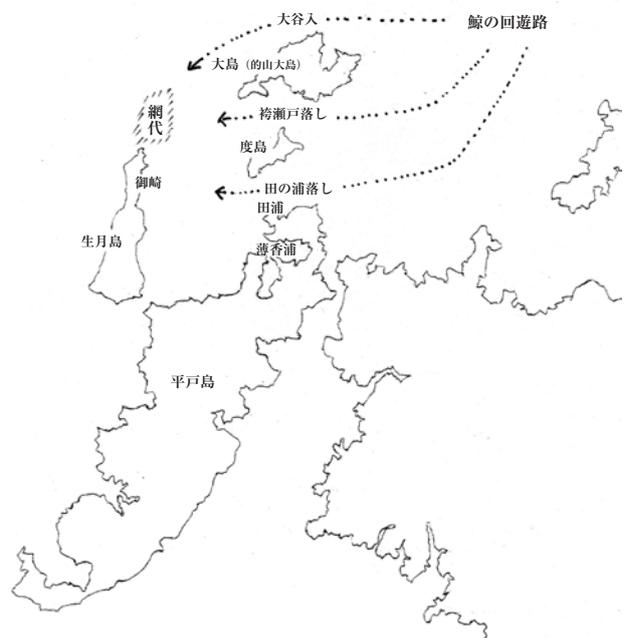
<p>御返書拝見仕候、弥 御堅勝可被成御座、珍重 奉存候、然は、其元漁船此 元重之魚先キニ出張 邪魔ニ相成候故、魚先キ 邪魔ニ不相成様御指留 可被下段御頼申越候処、 漁船指支ニ相成り、浦中 及困窮ニ候間、御指留不 相成段被仰下、承知仕候、 然ル処、薄香・度島・当浦 不及申ニ、邪魔ニ相成候船 御指留被下候様、其浦々 御役方へ御頼申遣候処、 何れも御指留之御申付 有之、若シ邪魔ニ相成候 船も有之候ハ、組方勝手ニ 取扱候様、御返答有之候、 何れも右之当りニ御座候ニ、 其御元漁船御指留不 相成義、案外の儀ニ 奉存候、外浦とハ違、其 御元之義ハ格別浦 落銀ホも有之候得ば、</p>	<p>其御勘弁被下候様奉 存候、是非御指止ニ相 成り不申候得ば、御返答 之次第ヲ以 上江御願可申上候間、否、 早々可被仰下候、右之段 申上度、如此御座候、以上</p>	<p>正月廿一日</p>
<p>守田五作様</p>	<p>(端裏書) 御崎 大納屋</p>	<p>急用</p>

【現代語要約】

御返事の手紙を拝見しました。お元気で何よりです。さて、そちらの漁船が「重之魚先」に入り邪魔をしているので、魚先の邪魔をしないように出漁を禁止して下さるように御頼みしていましたが、漁が出来ないと大島の漁船も困り、浦中が困窮するため、出漁の禁止はしないで欲しいということだったので、こちらもそれを承知していました。ところが、「薄香」・「度島」・「当浦」(御崎浦)は言うまでもなく、“邪魔になる船を差し止めてください”とその浦々の「御役方」(浦役人)へ御頼みしたところ、何れも漁船の出漁の禁止が申し付けられています。そして“もし、邪魔になる船があったならば、「組方」(鯨組)の方で勝手に取り扱うよう”返答がありました。何れの浦も同様でした。しかし、そちらの大島の漁船が出漁禁止をなされなかったのは、意外なことでした。他の浦とはちがい、そちらには「格別浦落銀」等も渡しているので、そのことを考えてくださるようと思っています。どうあっても出漁禁止になさらない

ならば、「御返答之次第」によって、藩へ訴えます。早く出漁禁止を申し付けてください。以上のことを申し上げます。

的山大島周辺地図と鯨の回遊路



2、鯨の回遊路と大島の産業

書状にある平戸藩の大島(的山大島)・度島・薄香浦・御崎浦の周辺海域は、鯨の回遊路と一般の漁場が重なっている海域(「重之魚先」)であった。この海域では、冬から春にかけて捕鯨が盛んに行なわれていた。冬は出産と子育てのために南下する鯨が通り、春は食餌のために北上する鯨が通るという地理的条件を備えていたからである。また鮪・鯖・鰹・烏賊などが豊富な漁場でもあった。文政4(1821)年頃までは、捕鯨漁³の時期には鯨組が鯨を捕獲し、捕鯨漁が終ると漁場周辺の島の漁民が鮪・鯖・鰹・烏賊などの漁を行っていた。

まず、大島とはどのような島であったのか、その主な産業である漁業とそれを取り巻く環境について的一端を見てみよう。ここでは、(益富家文書)『所々組方永代記』⁴に収められている天保9年「大嶋組同所浦^(ママ)願出は願書写シ」を使用する。これは、天保9(1838)年に大島と度島の「浦中」が共同で、鯨組の設置を藩に願出でた時の願書の写しである。

これによると、井元弥七左衛門・同弥三左衛門が大島に鯨納屋場を居ていた元禄頃(1690年頃)は、多くの島民が鯨組で働いていた。しかし、井元組が資金不足になり廃業(享保中頃 1730年頃)すると、しばらくは空き浦となった。その後、大島周辺海域は「益富又左衛門代々請持空浦」、つまり益富組が受け持つこととなった。

「請持空浦」とは、捕鯨漁期における海域の使用料(「浦請銀」)を年間銀10貫目ずつ藩に支払い⁵、貸切りにすることである。これによって、捕鯨開始の「組出」から捕鯨終了の「組上り」までの間、益富組の「御崎組」は以前より広い海域を自由を使用することができるようになった。鯨の回遊路と一般の漁場が重なっている海域である「重之魚先」では、捕鯨期間の漁業(鮪網・鯖釣りなど)は禁止されていたが、捕鯨漁が終われば、自由に漁ができた。

大島周辺の「重之魚先」の海域で、捕鯨期間における一般漁業が禁止されたのが何時からであったのか、その時期はわからない。『二番永代記』には、壱岐に

も鯨組を置く益富又左衛門と土肥善次郎が連名で、平戸藩の役人である橋本太平へ宛てた、文化10(1813)年の「奉願口上覚」も収められている。

その内容は、壱岐の漁民が漁業をする場所は鯨組の指図に従うよう漁民に命じて欲しい、というものである。その中に「先年⁶鯨魚通筋出張之儀は御法度之儀ニ御座候得は」とあり、鯨の回遊路にあたる壱岐の周辺海域での一般漁業が、すでに禁止されていたことが記されている。大島・度島の海域も壱岐と同様であったと考えられる。

大島の井元組が捕鯨業を廃業した後は、鮪網漁が大島の主要産業となり、その他に鯖漁や小魚漁などで多くの漁民は生計を立てていた。天保9年から遡って「十四五年已前」(文政6～7年頃 1809～1810年頃)までは、島も鮪漁で賑わっていたという。しかし、14～5年過ぎた今、鯨組で働く者は30人ぐらいで、島全体の人口からすると僅かな人数であった⁶。そして、島の困窮を次のように記している。

(前略)組中ニは御蔭ニ而可成之暮方仕候者も御座候得共、夫は少分之儀ニ而、貧窮成者は、多分之儀ニ御座候得共、扶助仕候儀も行届不申候ニ付、末々之者共は日々之営も出来兼候に付、近年ハ恐多も御納銀も相滞、自然と年々之御勘定迄も相後、剩、数度之御救迄も奉願上候位之始末、誠ニ重々奉恐入候(後略)

【現代語要約】(前略)大島組の中には、鯨組のお陰で相応の暮らしをしている者もおりますが、それはほんの僅かの者たちで、多くは貧窮の者です。しかし、その扶助も行き届かないので、末端の者達は日々の生活もできずにいます。近年は税金も滞り、年々の決算も後れ、その上、藩に対して御救い願いを何度も出すような始末でまことに恐縮しています(後略)

豊かな漁場を持ち、文政6～7年頃までは、鮪漁で賑わっていた大島が、なぜ多くの貧窮者を抱え、運上銀も滞り、決算までもが遅れるような村柄に

なってしまったのか。その要因の1つとなったのが、「重之魚先」における漁業への規制が拡大されたことと考えられる。規制の拡大とはどのようなものであったかをみていこう。

3、「年中請浦」による規制の拡大

文政4(1821)年10月、益富又左衛門は、平戸藩へ「御崎浦年中請浦願」を出し、翌月の11月20日に認可されている⁷。「御崎浦年中請浦」とは、捕鯨の漁期だけではなく、一年中貸切りで使うというもので、5年毎に更新される。「御崎浦年中請浦願」が出された理由は、捕鯨漁期以外の時期にも鯨がやって来たからである。このような鯨を「臨時鯨」といった。

「御崎浦年中請浦」が許可されたことによって、御崎組は「組出」・「組上り」に関係なく、捕鯨漁期以外にやって来る「臨時鯨」も捕獲できるようになった。一方の大島漁民は、それまでは、捕鯨漁期以外は自由であった漁業ができなくなった。しかし、それでは漁業を生業としている漁民は立ち行かなくなる。

本稿紹介の書状には、「漁船指支ニ相成り、浦中及困窮ニ候間、御指留不相成段被仰下、承知仕候」とある。益富組の御崎組は、要請に応じて「魚先邪魔」にならないようにすればという条件の下に、「重之魚先」での大島漁民の操業を許したのである。

「魚先」とは鯨の通り路(回遊路)のことである。大島・度島・田浦などの周辺海域は御崎浦にやって来る鯨の「魚先」に当り、「大谷入」・「袴瀬戸落し」・「田の浦落し」と称する鯨の通り道であった。

「魚先邪魔」をしない漁業は制約が厳しかった。『二番永代記』によると、文政4年(1821)冬、田浦の鮪敷網の袖が「出張」っているとの報せがあり、御崎大納屋から見分に行った。すると、網袖の長さは150尋(約225m)で問題ないが、沖に向かっての開き方が30尋(約45m)ほど開きすぎている。そこで、網主立会いで相談の上「側先」(網の袖に接する位置のことカ)を2丁(約200m)陸側に寄せ、開きすぎている30尋分を修正した。この時、田浦の鮪網主は「以後私請持敷入候ハ、右御指図見当ニ敷入申候儀相違

無御座候」(以後私受持ちの鮪網の敷き入れをする時は、必ずお指図の通りにいたします)と返答をしている。

このことから、敷網の設置場所だけではなく、網袖の長さや開く角度にも制約があったことがわかる。海は捕鯨優先の海になっていたのである。

本稿紹介の書状が出される背景として、益富組と大島の間にはどのような経緯があったのか、『二番永代記』から探ってみよう。文政5(1822)年10月、大島の鮪網船が魚先を邪魔していると、益富組が大島の浦役人である川久保助左衛門・山田文右衛門・森田五作(森田吾作)の3人宛てに抗議をしていたことが、交渉記録の下書きである文政5年10月18日「大島繩船一件同所役人衆江懸合書付案紙」⁸によって知ることができる。

(前略)其御地御支配内漁船、繩船并鯖釣船々、鯨魚先邪魔ニ相成候儀、連々御承知通ニ御座候、(中略)其御地漁船之義は我か海之義を申立、脇前ニ鯨相見得候而も羽指方方相談之義一向承知不仕、我儘之申分而已仕趣ニ相聞候(後略)

【現代語要約】(前略)そちらの管轄の繩船(鮪漁船)・鯖釣船その他の漁船が、鯨の通り路の邪魔をしていることは、日ごろからよく承知されているでしょう。(中略)そちらの漁船は、“自分たちの海だ”ということを主張し、近くに鯨がやって来て羽指から相談されても、一向承知しないで我儘な申分ばかり言う、と聞いている(後略)

この時は、益富組の手代2人が大島に赴き、交渉の結果、大島側から「魚相見得候節ハ、魚先邪魔ニ相成不申遠慮仕候様、漁人中へ申付置候」(鯨が見えた時は、鯨の通り路を邪魔しないで漁を遠慮するよう、漁人たちに申し付けておきます)との回答を得ている。

この「懸合書付案紙」によると、大島の海域は漁民にとって「我か海」であり、「何方ニ而も勝手ニ漁業

仕」という意識があったことがわかる。一方、鯨組は「乍恐、上御手当之鯨組場所」と藩の後ろ盾を暗示し⁹、「年中請浦」を主張している。捕鯨業者と一般漁民の間には海を巡っての意識の違いがあったことがわかる。

文政5年年12月4日、大島の鮪網船28艘が御崎浦側(御崎浦の方角に当たる海域)で操業していたところ、その中の12艘が、強風のため御崎浦の方へ流されて遭難した。御崎大納屋から羽指・若衆が出て救助し、彼らが大納屋に呼んで、「魚先」の邪魔をしないようにしっかりと申し付け、大島の遭難者も「何れも得心」したという。その後、益富側の代理人と大島側の漁業関係者とが大島役所に集まり、話し合いがなされた。この12月という時期は、下り鯨がやって来る捕鯨漁の繁忙期である。鯨組は大いに迷惑を感じたであろう。

本稿紹介の書状の書き出しには、「御返書拝見仕候」とあることから、12月4日以降も「魚先」海域での鮪網漁がなされ、御崎大納屋から抗議の書状が届けられていたことが考えられる。そして、それに対する大島側からの「返書」があったと推測される。しかし、その返書の内容は御崎大納屋にとって芳しくない返答であったことが窺われる。再び御崎大納屋から出されたのが、本稿で紹介する書状に当たると考えられる。

端裏書に「急用」とあり、本文に「返答之次第ヲ以、上江御願可申上候間」(返答次第では藩へ訴えるので)とあるのは、最後通告を意味するのであろう。その後、御崎大納屋から大島へ抗議があったかどうかはわからない。

大島の漁民は、益富組から出された「御崎浦年中請浦願」が許可されたことによって、漁期以外は自由であった漁業ができなくなり、限られた範囲内の鮪網入れや鯖釣をしなければならなくなった。このような制約の拡大は、大島の漁民の生活を脅かすものであった。彼らにとって、捕鯨の「魚先」で鮪網漁や鯖釣りなどを行なわざるを得なかったのは、その存亡がかかっていたからであろう。藩権力という後ろ盾を持つ鯨組に対する、大島の漁民の抵抗の一

端を垣間見ることができる。

以上の検討から、本稿紹介の書状の日付「正月廿一日」は、文政6(1823)年1月21日に比定できる。天保9年「大嶋組同所浦^{ママ}願出は願書写シ」にある14～5年以前というのは、本稿紹介の書状が出された頃と一致する。大島における漁業の衰退は、御崎浦が「年中請浦」になった頃から始まり、本稿紹介の書状が出されて以後、急速に進んでいったと考えられる。

4、漁業補償

益富組の「御崎浦年中請浦」により、大島の漁業である鮪網漁・鯖漁・鰯網漁などの漁獲量は激減し、損失も大きかったであろう。その補償として「浦落銀」が益富組から渡されていた。

「浦落銀」が渡されていたのは、大島だけではなく、「重之魚先」に当たる浦々には渡されていたようである。額はその浦の事情に応じていた。大島へ渡された「浦落銀」の額は、天保9年「大嶋組同所浦^{ママ}願出は願書写シ」によると、「(前略)古来之通組相居呉候様再応及相談候得共、曾而ハ承引無之候間、然は是迄年々指出被呉候浦落銀壹貫目処を今少し致加増被呉候ハ、(後略)」(昔のように鯨組を置いてくれと相談したが、今まで承知してもらえなかった。それでは、これまで毎年差し出されていた浦落銀1貫目のところを、もう少し加増してくれれば)とあり、銀「壹貫目」(金16両余)であったことがわかる。本稿紹介の書状では「格別浦落銀」とあり、この額は、他の浦に比べて「格別」に多かったと考えられる。

(益富家文書)『所々組方永代記』によると、「浦落銀」は漁獲量損失に対する補償としてだけではなく、鰯鯨以外の鯨が鮪網に掛かった時も網を設置した浦に渡されている。鰯鯨は鮪網主の取り分として許されていたが、背美鯨・座頭鯨・長須鯨・兎鯨等が鮪網に掛かった時は、鯨組へ引き渡さなければならなかった。御崎大納屋へ知らせたり、場合によっては鯨の追い立てに手を貸したりしなければならなかった。

また、網代を置いている浦には、捕獲された鯨1頭に付き何匁というように、額を決めて渡されている。その他に、鯨を見張るための沖番船を置いた泊り浦へも、僅かであるが「浦落銀」が渡されている。

これらのことから、「浦落銀」とは損失の補償および迷惑料という性格のものと考えられる。またその額は、浦事情によっても異なっている。名称も「浦落銀」・「浦銀」あるいは「浦落」などと史料にみえる。

「御崎浦年中請浦」のために、大島組の漁業収益は多大の損失を蒙るようになった。「浦落銀」1貫目の補償では、浦全体の疲弊を免れることはできなかったと考えられる。

おわりに

書状の背景を見ていくと、漁場をめぐって大島の一般漁民と捕鯨をする益富組との間に軋轢があったことがわかった。その原因となったのは、文政4年11月に益富組に許可された「御崎浦年中請浦」によって、度島・大島周辺海域での一般漁業に対する規制がより厳しくなったことによる。一般漁民は、「重之魚先」を避けての狭い海域でしか漁業ができなく

なり、生活の手段を鯨に奪われたのであった。

天保9年「大嶋組同所浦方願出^(ママ)は願書写シ」には、海に対する度島・大島の漁民の気持ちが決定的に述べられている。「所詮諸漁網代は則農家之田畑も同様欵と我々共は奉愚安候、然ヲ他所方如右永々被封置候而は其所の者渡世之路を被相絶候道理と奉存候」(漁民にとって諸漁の網代は、農家の田畑と同様と考えています。それなのに、他所から何時までも(漁業を)封じられていては、生活の路を絶たれるのも当たり前だと思えます)と。「他所方如右永々被封置候而は」という文言には、漁民の怒りが込められている。

西海地方における捕鯨業の実態を知るためには、藩権力を背景とする鯨組と、鯨組に漁場を譲らざるを得なくなった周辺の島々の漁民が、同時に存在していたことも合わせて見ていくべきである。繁栄する捕鯨業の一方に、困窮する一般漁民がいたのである。

本稿では、鯨組が周辺の島々に与えた影響を、平戸藩領大島の漁業との関係についてのみ注目した。他の島々との関係はどうであったのかも注目すべきであろう。今後の課題である。

参考文献

- 1 福本和夫『日本捕鯨史話』法政大学出版局 1960年 90頁
- 2 秀村選三「近世西海捕鯨業に関する史料(二)―肥前国生月島益富組『二番永代記』一」(『産業経済研究』37巻1号)、久留米大学産業経済研究会、平成8年)
- 3 鯨は哺乳類であるが、江戸時代までは魚の一種と考えられていた。
- 4 秀村選三「近世西海捕鯨業に関する史料(一)―肥前国生月島益富家『所々組方永代記』」(『産業経済研究』36巻4号、久留米大学産業経済研究会、平成8年)
- 5 「所々組方永代記」に次のようにある。「一大嶋浦泊り沖番船遣候ニ付、以前之通御運上差出候様被仰付、文政西冬・五ヶ年請御運上一ヶ

- 年二十貫目充ニ而御請、右五ヶ年之間願主御座候而も御渡不被成御極メ願相済之御書付御用帳ニ有り、願書同扣帳ニ有り」
- 6 大島の人口 明治5年3615人 平成24年1521人
- 7 『所々組方永代記』
- 8 『二番永代記』
- 9 「上御手当之鯨組」の解釈については、御崎組に藩からの資金的援助があったことを意味するのか、または、莫大な運上銀や献金の見返りとしての手厚い保護を受けていることを意味するのかはわからない。

久留米藩今村の潜伏キリシタンの発覚と信仰生活

安高 啓明
方 圓

中文要約【中文概要】

隐藏在久留米藩今村の基督徒の发现和他们的信仰生活

1612年以来，江戸幕府颁布了一连串的禁教政策来禁止基督教。但是，基督教的信仰并没有在日本消失。在日本的多个地方有一些信徒伪装成佛教徒来偷偷信仰着基督教，隐藏在久留米今村的基督徒就是一个例子。在幕府严厉的禁令下，他们为了不使自己的信仰暴露，只能实行近亲结婚等一系列手段来隐藏自己。然而，到了幕府末期，他们跟长崎浦上基督徒的交流活动遭到了人们的怀疑，最后被迫接受调查。本篇论文就是根据当时的调查书来考察久留米藩基督徒被发现的经过以及他们的信仰生活。

はじめに

慶長17(1612)年以来、江戸幕府は一連の禁教政策を出し、絵踏による信者の搜索や、宗門改めなどを厳しく行っていた。しかし、キリスト教が根絶することはなく、東北・北陸から西九州に至るまで、秘密裏に信仰を守ってきた人々がおり、特に九州には潜伏キリシタンとも呼ばれる人々がいた。その一つの地域である久留米藩三原郡の今村は、福岡の潜伏キリシタンがいた地域として知られる。彼らは幕府の厳しいキリシタン禁制の下で、密かに200年以上の信仰を守っていた。ところが、幕末にキリシタン活動が露見したことによって、久留米藩から取り調べを受けることになる。本論文は、今村の潜伏キリシタンが見つかった経緯と彼らの信仰、そして生活形態を『邪宗門一件口書帳』¹から寸見していく。

1. 久留米藩と今村の概観

【久留米藩の概観】

本論に入る前に、久留米藩の概観についてみておきたい。『藩史大辞典』²によると、次のように書かれている。

久留米藩は、筑後国御井・御原の両郡、生葉・竹野・山本郡の上三郡、三瀧郡と上妻・下妻郡の大半を領有した、朱印高21万石の外様大藩である。

初代藩主有馬豊氏は、播磨国淡河の領主有馬則頼の次男として生まれ、初め豊臣秀吉の人質となったがやがて彼に仕え、文禄4年(1595)遠江国横須賀三万石を得た。秀吉没後は徳川家康に仕え、会津征伐から関ヶ原戦の功績によって丹波国福知山に三万石を加増され、慶長6年(1601)には父の遺領を継ぎ、計八万石の領主となった。大阪冬・夏の陣に出陣、元和6年(1620)には長年の功績によって、筑後国の北部八郡へ加増転封された。翌年春に入国した豊氏は、旧領主毛利秀包の居城跡を拠点と定め、地域を広めて久留米城を築いた。

キリシタンとの関係もあり、近年の発掘成果により明らかになってきている。十字紋軒平瓦の出土は、その代表例といえよう³。

【今村(太刀洗町)の概観】

『角川日本地名大辞典』⁴や『太刀洗町史』⁵などによれば、今村は太刀洗川と陣屋川に挟まれた平地に位置している。筑後御原郡のうちで、もともと柳川藩領(田中氏)であったが、元和6(1620)年に久留米藩領に編入されることになっている。

村高については、文献によって異なるが、「元禄国絵



【図1】現在の今村地域の航空写真

図」に535石余、「在方諸覚書」に890石余、「天保郷帳」に543石余、「旧高田領」に908石余と記している。

明治22(1889)年の戸数は129であり、人口は764人である。農業を中心とし、副業としては、樫、藍、菜種などがあった。『太刀洗町史』によると、藍は、江戸時代から栽培されていた今村の基幹産業である。筑後川沿岸の畑地帯を主産地とし、なかでも三川、西原から北野町にかけての藍は、徳島県の阿波藍に匹敵するほど良質で評判が高かったという。菜種は明治以前から昭和の終戦まで、一貫して栽培された。

【図1】は現在の今村の航空図であり、丸囲の地点が今村の範囲になる。

以上、久留米藩および今村の概観を示したが、次に今村のキリスト教信仰の起源についてみてみよう。1552年キリシタン大名として名高い大友宗麟の一族である一万田右馬助が、高橋城主高橋家を継ぎ

高橋三河守鑑種と名乗り着任したことに関係があると推定される⁶。なお、鑑種は筑前岩屋城に移ったが、筑後は大友氏の影響下であり、その後の領主に毛利秀包、田中吉政が就くなど、キリシタンには良好な環境であった。しかし、島原・天草一揆をきっかけに、徳川幕府の禁教政策がさらに厳しくなると、状況は一変し今村でのキリシタン信仰に波及することになる。

しかし、幕末に、長崎の浦上村にいた潜伏キリシタンと交流が始まったことによって、今村潜伏キリシタンの活動は活発になってくる。そんななか、慶応3(1867)年には、キリシタン信仰が露見することになると、高橋大庄屋の下で取り調べが行われている。この時の調書などから、幕末期における今村の潜伏キリシタンの状況を明らかにすることができる。そこで、今村潜伏キリシタンに関連する事項をまとめると、次のような年表になる。

【表1】今村潜伏キリシタンに関する年表

文久2(1862)年	フランス出身のカトリック宣教師であるベルナール・プティジャン神父は横浜に上陸し、翌年長崎に渡った。後にプティジャンは日仏通商条約にもとづいて、フランス人のために教会(後の大浦天主堂)建築する許可を得る。
慶応元(1865)年2月	長崎では大浦天主堂の献堂式が行われた。プティジャン神父は大浦天主堂の初代司教となる。
同3月	イザベリナ杉本ゆりはプティジャン神父に信仰の告白をする(=「信徒発見」)。その後、彼らは信者の仲間を見つけ始め、後に、浦上村商人は藍染商売で御井郡西原村へ行った時、今村の潜伏キリシタンの存在を知るところとなる。
慶応3(1867)年1月20日	浦上村の得三郎、作太郎、茂一、忠右衛門は今村へ行き、長崎での修行に勧誘する。
同1～9月	この間、今村の平田弥吉は4回長崎へ行き、教理を勉強する。
同7月	「浦上四番崩れ」が勃発。
明治元(1868)年	今村でキリシタン信仰が露見して、閏4月に、今村キリシタンの中心人物である弥吉が捕らえられ、7月に善一ほかキリシタンが捕らえられ、高橋大庄屋の下で取り調べが行われる。
同11月	弥吉らは大庄屋預けとなり釈放される。
明治6(1873)年	キリシタン制札撤去により、キリスト教が解禁される。
明治12(1879)年	フランス人宣教師ジャン・マリー・コール神父がはじめて今村の信徒の司牧に着任し、青木才八家の土蔵を教会代わりに使用する。後継のソーレ神父により、1881年に信徒達が敬愛した殉教者ジョアン又右衛門の墓があったこの地に最初の木造教会を建造する。
明治41(1908)年	本田保神父により現教会の建設が計画され、諸外国、特にドイツからの寄付、奉仕信徒達の労働により大正2(1913)年に完成をみる。

【註】『浦上四番崩れ』、『邪宗門一件口書帳』、『今村教会堂 建築の調査 建築史的調査 報告書』より作成。

以上のように、今村におけるキリシタン史の概観をまとめると、今村の潜伏キリシタンは浦上村のキリシタンと関係する所が多いことがわかる。つまり、浦上村と連動しながら、今村のキリシタンたちは活動していたのである。幕府直轄領と私領という領域を越えて交流していたのである。当時のキリシタンたちの積極性も同時に知ることができる。これらを踏まえたうえで、今村の潜伏キリシタンの発覚から彼らの信仰生活を明らかにするために、『邪宗門一件口書帳』⁷から見出ししていきたい。

2. 浦上キリシタンの告白と四番崩れ

今村の潜伏キリシタンは幕末に、長崎の浦上キリシタンとの交流が始まった。今村の潜伏キリシタンを紹介する前に、浦上キリシタンの信徒告白と浦上四番崩れの概要にふれておきたい。

【浦上の概観】

浦上は中世紀には有馬氏の領で、天正16(1588)年、豊臣秀吉は長崎と浦上村を没収して公領とし、江戸時代に幕府領となる⁸。その後、慶長10(1605)年、大村藩領長崎村の一部が幕府領となった。大村には替地として、幕府領浦上のうち浦上木場村、浦上北村、浦上西村、浦上家野村合計1609石が与えられた。こうして、浦上は大村領浦上(浦上木場村、浦上北村、浦上西村、浦上家野村)と幕府領浦上(浦上山里、浦上淵村)に分かれる⁹。キリシタンの村として知られるのは、幕府領浦上山里である。

浦上山里の状況については、『増補長崎略史』によると、旧高1598石余、戸数666・人口4918と書かれている¹⁰。また、高谷氏は山里掛の庄屋として、平野宿・馬込郷・里郷・中野郷・本原郷・家野郷の6郷を代々支配し、明治維新を迎えている¹¹。

【信徒発見】

慶応元(1865)年、長崎に外国人向けの大浦天主堂が完成し、2月に天主堂献堂式が行われた。建立まもなく、ここはフランス寺と呼ばれ、多くの見物客が招かれていたようである。同年3月に、浦上村の男女十数名がフランス寺見物にやってきた。すると、このなかの40歳か50歳ほどの婦人がプティジャン神父に近づき、「私共は神父様と同じ心であります」(宗旨が同じである)とささやき、自分たちがカトリック教徒であることを告白する。これは、いわゆる“信徒発見”とよばれるものである。(この女性の名は、イザベリナ杉本ゆりだったと言われている)。その後、彼らは信者を見つけはじめ、各地を訪れていった。

【浦上四番崩れ】

江戸中期から明治初期にかけて、浦上では四つのキリスト教徒への弾圧が行われた。それは寛政2(1790)年の浦上一番崩れ、天保13(1842)年の二番崩れ、安政6(1859)年の三番崩れ、そして、四番崩れは慶応3(1867)年～明治6(1873)年の長期間にわたっている。特に四番崩れは最大で、3000人超の村人が名古屋西の十万石以上の諸藩に預けられた。この浦上四番崩れの契機となったのは、自葬事件である¹²。

慶応3(1867)年4月に浦上村本原郷の十数人の家では、死者があったとき、檀那寺にも庄屋にも届けずに自葬していた。このことを自葬事件と呼ぶ。また、同年4月18日に、本原郷中から檀那寺である聖徳寺と縁を切りたいという願いを庄屋高谷官十郎に申し入れ、幕府が江戸時代から一貫しておこなってきた寺請制度に抵抗する姿勢をみせた。このことは長崎奉行所公事方掛安藤弥之助にも提出されるところとなり、深刻な事態に発展した。

自葬事件や嘆願書提出をうけて、浦上キリシタン問題は表面化することになる。そして、同年7月14日の深夜、秘密の教会堂を幕吏が急襲したのを皮切りに、高木仙右衛門ら信徒ら68人が一斉に捕縛された。捕縛された信徒たちは激しい拷問を受けるとともに、改宗を求められた。翌日、事件を聞いたプロシア公使とフランス領事、さらにポルトガル公使、

アメリカ公使も長崎奉行に対し、人道に外れる行いであると即座に抗議を行った。9月21日には正式な抗議を申し入れたフランス公使レオン・ロッシュと将軍徳川慶喜は大坂城で面会し、事件について話し合いの場がもたれたほどだった。

倒幕後、明治新政府が樹立したが、明治政府も引き続き浦上キリシタンに対して、厳しい弾圧を行っていた。明治元(1868)年5月17日に、明治政府は大阪で御前会議を開いて、浦上キリシタンの処罰を討議し、「信徒の流罪」を決定した。

これを受けて、浦上村のキリシタンたちは、各藩に預けられることとなり、そこで教誨指導が行われた。厳しい拷問に耐え切れず、命を落とす者もいるなど苛酷を極めた。このような状況は、西欧諸国にも伝わっており、日本に対する不信感は高まることになった。

安政五ヶ国条約といった不平等条約の改正交渉で遣欧された岩倉具視らは、キリスト教徒への待遇改善を強く求められた。そこで、明治6(1873)年、日本政府はキリスト教禁制の高札を撤去し、キリスト教の信仰が認められた。そこで、浦上の信徒も釈放され、浦上村に帰村したが、「配流」された者のうち、562名(約5分の1)が命を落とした。生き残った信徒たちは浦上村に帰って、明治12(1879)年に、今の浦上教会が建てられている。浦上村の人々は、「流罪」となってから帰村するまでの期間を“旅”と表現している¹³。

3. 幕末における今村キリシタンの修業生活

大浦天主堂での、信徒発見以降、浦上村のキリシタンたちは仲間を探しはじめる。そして浦上村の商人が藍染商売で御井郡西原村へ行った時、今村の潜伏キリシタンの存在を知るところとなる。これをうけて、慶応3(1867)年正月20日、浦上村の得三郎、作太郎、茂一、忠右衛門は今村へ行き、長崎へ修行に来るように誘った。そこで、今村の潜伏キリシタンの中心人物である弥吉は1年間に4度も長崎へ行き、教理を勉強しているということは、表1で示し

たとおりである。

『邪宗門一件口書帳』には、明治元(1868)年に今村でのキリシタン信仰が露見して、高橋大庄屋後藤十郎左衛門が久留米藩公事方から今村キリシタンの取調べを委任されて、その取調べの様子が記されている(『邪宗門一件口書帳』は原本はなく、写本)。そして、これは今村の北に位置する上高橋の老松神社宮司宮崎家に伝来し、国武氏の御教示により先代宮司が転写本を作ったと伝えられている。現在は、福岡県三井郡大刀洗町教育委員会に所蔵されており、今

村キリシタン信仰の姿や取り調べの状況を今日に伝えている。この史料の主な内容については、キリシタンの中心人物である弥吉を含めて、約129人の供述を記し、大庄屋の取り調べにより、全てのキリシタンが改心・転宗の決意を示したことが記されている。

また、『邪宗門一件口書帳』によると、今村潜伏キリシタンである弥吉は慶応3(1867)年に、長崎へ修業に行っている。そこで、長崎における彼の修業生活を示すと、以下の表のようになる。

【表2】弥吉の修行生活(慶応3年)

回数	一度目	二度目	三度目	四度目
時間	正月22日～3月4日	3月7日～4月27日	8月24日～8月26日	9月7日～9月9日
同行者	浦上村：徳三郎、作太郎、茂一、忠右衛門	今村：善一、政右衛門 浦上村：作次郎	今村：藤平、善四郎、喜助	今村：庄八、政右衛門、善五郎、伊吉、卯次郎、次吉、善一
長崎での活動	①浦上村の天主堂参り ②長崎唐寺参り③昼は竹細工、夜は唐寺での稽古④洗礼を受ける	①浦上村の天主堂参り ②長崎唐寺参り③徳三郎から天主文三冊、絵像一枚をもらう	①長崎唐寺で藤平、善四郎、喜助が洗礼を受ける ②稽古	①唐寺参り②天主文門答③善一を除いて、すべての同行者が洗礼を受ける
帰った後の活動	①布教②「是迄有来」の位牌を焼き捨てる③浦上村徳三郎からもらった数珠を8人に与える	①天主文を新作に写させる②今村10人に天主文を教える		

【註】『邪宗門一件口書帳』より作成。記載は原本に従った。空欄は原本にみられなかったものである。

この表の中で記した長崎唐寺はすべて大浦天主堂を指すものと推察される。この『邪宗門一件口書帳』の中に長崎唐寺の風景について次のようにある。

翌日徳三郎共同道、長崎唐寺_江参り見候処、天主堂_江御主ゼ、スキイ人之金像安置有之。パーテル院主ノ惣名本国フランス六人罷在、其内壱人、和尚之様成人面会仕、宗法之唱言等相授、唐米之飯にぶた之汁等為給。

これによると、唐寺の中には、イエス・キリストの像が安置されており、フランス人のパーテルら6人がいった。パーテルはラテン語で、神父の意味である。また、一人の和尚のような者から宗法の唱え言葉を教わり、唐米のご飯と豚汁で振舞われたとある。

次に、表にある浦上村の天主堂とは浦上村にあった秘密教会のことを指しているものと思われる。慶

応元(1865)年から三年間、浦上には四ヶ所の秘密教会が建てられていた。それらの秘密教会は本原郷字平の又市方のうしろ(聖マリア堂)、本原郷字辻の仙右衛門方裏(聖ヨゼフ堂)、中野郷笹山裏(聖フランシスコ・ザビエル堂)、家野郷字馬場の市三郎方裏(聖クララ堂)である。しかし、その四ヶ所の中で、浦上村の天主堂で一番可能性が高いのは中野郷笹山裏(聖フランシスコ・ザビエル堂)だと思われる。

中野郷の乙名に久五郎というキリシタンがおり、探索書にある「久五郎の居宅前に天主堂と唱えて藁ぶきの小家取建て、住家同様に横四間、入り一丈に取建て此所に追々信仰の者ども寄合いいたし候よしに御座候」とあることがこれを裏付ける。1866年にこの秘密教会をロカイン神父は、聖フランシスコ・ザビエル堂と命名した。徳三郎とは、久五郎の

息子である¹⁴。

『邪宗門一件口書帳』の中にある「四人同伴浦上村_江罷越、徳三郎方_江着、天主堂_江参、同人方_江一宿仕」の記述によると、今村のキリシタンが浦上の徳三郎の家に着いた後、すぐ天主堂へ行き、また、徳三郎の家に泊まっている。こうした行動から、この天主堂とは徳三郎の家の前にある「聖フランシスコ・ザビエル堂」だと推測できよう。

さらに、この表から、一度目と二度目の修業は滞在時間が長いものの、三度目と四度目は短期間となっている。それは、主な目的が同行者に洗礼を受けさせることにあり、滞在時間も長期間を要しなかったのである。その原因を考えてみると、二度目と三度目の修業の間に、浦上村では四番崩れが起こっており、長崎奉行所による取り締まりが厳しくなっていたためと思われる。しかし、彼らの信仰心は篤く、大浦天主堂への参詣をやめることはなかった。滞在期間は短縮されたものの、身の危険を顧みずに長崎へ訪れ、信仰、そして洗礼への強い思いを看取できる。

弥吉が一度目の修行から帰った後、「是迄有来の位牌を焼き捨てる」と書かれており、以前から今村

の潜伏キリシタンたちの家には、祖先の位牌として仏教位牌が祀ってあったことがわかる。つまり見た目は仏教徒として、その実の部分はキリスト教を信仰していたのである。そこで、パーテルから教示をうけて、これらの位牌を焼き捨てたのであった。この背景には幕府による寺請制度の強制力も弱まっていたことを受けての行動だった。

以上で述べたとおり、幕末に今村の潜伏キリシタンたちは、浦上村のキリシタンの誘いに応じて、長崎への修行生活が始まった。しかし、明治元(1868)年9月に、托鉢僧による密告で今村のキリシタンが露見し、久留米藩の牢屋に入れられた。また、上高橋の大庄屋に監禁されたものも含め、一時入牢者は270名にも及んだ。その後、大庄屋後藤十郎左衛門が久留米公事方から吟味と教諭を委任されて、弥吉ら129人を取り調べて、公事方に「申上覚」と関連文書を提出した。その写しが『邪宗門一件口書帳』として残っている。

『邪宗門一件口書帳』の中に、当時没収されたキリスト教に関連する器物と書物が詳しく記されており、それらをまとめると以下の表のようになる。

【表3】没収された器物

器 物	個 数	器 物	個 数
丸金仏	9個	鈴様の物	1個
十字金仏	6個	授け文言	10枚
数珠	20連	書物	5冊
ケレント本	1冊	天主文	1冊
器物	1個	絵像	1枚

これらは、今村キリシタンたちの信仰の物的証拠として、久留米藩から没収されたものである。また、『邪宗門一件口書帳』の中に記されている「土中に埋置候数珠六つ」という文言があり、秘密裏に信仰するために、これらが土中に埋められ、隠していたこともわかる。久留米藩の捜査を目の当たりにし、今村のキリシタンたちは、慌てて信仰物を隠そうとしたのである。

取り調べをし、彼らの処分について、『邪宗門一件口書帳』の中には次のようにある。

今村

弥吉
利一 政右衛門 庄八
善四郎 卯次郎 喜助
伊吉 藤平 次吉

右之者共御公事方様居込ニ御召込ニ相成居候
 処、別紙大庄屋殿より御吟味口書并内意書、品
 物取揚品付相添、御役方江十一月十九日差出ニ
 相成候処、鵜飼広登様御呼にて右之者共大庄屋
 御預ケ被仰付候。右ニ付、同日御下役野田市蔵
 殿より人柄御引渡ニ相成申候。

これによると、明治元(1868)年の11月に、中心人
 物である弥吉や利一など計10名は大庄屋預けとなっ
 た。捕えられた10名は、厳しい取り調べを受け、そ
 のときの口書や取り上げられた品物などが久留米藩
 役所に提出された。そして、これをみた久留米藩役
 人である鵜飼広登が大庄屋預けと判断し、これを申
 し渡すとともに下役の野田市蔵が彼らの身柄を引き
 取っている経緯がわかる。これにより、今村のキリ
 シタンの信仰が公的に確認され、処分の対象となっ
 たのである。

4. 久留米藩での絵踏

島原・天草一揆の後、幕府は厳しいキリシタン禁
 教政策を出した。これは全国的に伝えられ、久留米
 藩でも、絵踏などの宗門改めが徹底的に行われ、キ
 リシタンにとっては、弾圧、そして迫害の時代を迎
 えた。『久留米市史』によると、寛文5(1665)年、寺
 院奉行新設、人別誓詞が開始され、貞享3(1686)年
 には、宗旨改踏絵誓詞が始まったとある¹⁵。

また、絵踏の開始については、『家訓記得集』(篠
 山神社蔵)の中に次のようにある。

有馬家中之武士、其家内男女仕人下婢等、寺社
 家男女、城下町人、領中在郷男女、一家每人別
 名齡生国記之、二歳以上男女、邪宗門之絵令踏
 之。十五歳以上、日本罰文、吉利支丹罰文二通
 之誓紙黒判、血判。家中城下之町、毎年五月改
 之、在郷六月改之。家中之士除血判也。毎月生
 死増減記之、証文遣取、其月末於寺社奉行出之
 也。今年初発。故大庄屋小庄屋町別当勤之而苦
 勞之也。

これによると、有馬家の武士及び其の家内の人々、
 寺社の男女、城下町に住んでいる町人、領中の村人

等、全てを絵踏の対象としていることがわかる。年
 齢は二歳以上で、男女に邪宗門の絵を踏ませている。
 十五歳以上の人々は日本罰文と切支丹罰文二通が要
 り、印鑑と血判を押した。但し、武士は血判をしな
 くても良いとされた。城下町には毎年5月、村方は6
 月に行われていることがわかる。文中にある今年の
 初発とは寛文5(1665)年で、大庄屋・小庄屋は絵踏
 にあたり、大変苦勞している様子が記されている。

さらに、久留米藩も長崎奉行所から踏絵を借用し、
 絵踏を行っていた藩のひとつだった。文化13(1816)
 年の長崎奉行所『公用日記』の中には、踏絵の返却に
 ついて、次のように記されている。

十二月二十六日

一、有馬玄番頭様ヨリ御使者にて歳暮之御祝儀
 左之通

(中略)

一、御同人様御使者御家老ヨリ御家老書状にて
 当春御借用之踏絵壺枚御返却、受取書返書

12月26日に久留米藩からの使者が久留米藩家老よ
 り長崎奉行所の家老宛の手紙を持ってきた。その手
 紙は文化13(1816)年の春に借りた踏絵1枚をお返し
 するという内容であった。そして、使者が踏絵を返
 した後、借用した時に出した受取書を使者に返した。
 この記録から見ると、久留米藩はかなり長く踏絵を
 借りていたことがわかる。寛文5年の5月・6月の人
 別改めの日程は維持されたと思われるが、返却日に
 余裕が与えられている。また、久留米藩の踏絵の借
 用枚数は1枚だったことも看過できない¹⁶。

以上のように、今村の人々も久留米藩の管轄の下
 で、絵踏や宗門改めなどを厳しく実施してきた。し
 かし、彼らはキリスト教の信仰を捨てることなく、
 200年以上にわたって、密かにキリスト教を信仰し
 ていたのである。これをふまえて、潜伏時期におけ
 る、今村の人々の信仰生活を見ていきたい。

5. 今村の潜伏キリシタンの信仰生活

今村では他地域と同じように、絵踏や寺請制度が
 おこなわれていた。こうした禁教下において、今村

の潜伏キリシタンの信仰はどのように守られていたのか。その実態に迫るために、【暦】、【宗法】、【縁組】、【洗礼のやり方】から検証していく。

【暦】

『邪宗門一件口書帳』の中の弥吉の供述から、今村のキリシタンたちの暦の存在を知ることができる。

辰十一月

御原郡

今村

弥吉

(中略)先ツ年々暦より冬至迄操出し、冬至より三日目を御主ゼズキリ人の誕生ニ付、餅等を搗、祝ひ相休ミ来居申候。惣而右三日目より七八五十六日ニ相当り候日、右ゼズキリ人の悲しみ節ニ入、夫より七七四十九日の間、難行中ニ付宗旨者は万事相慎、一体衣食ニ飽キ候様之義不相成、第一美味之四足二足等不喰、右四十九日終より日数七日を一回と定、先ツ初日

より三日之間ハ諸肉を給候ても宜、四日目四足二足を不喰、五日目食ス、六日目は又不喰、夫より八日目を初日と致し翌年之冬至迄之間は右に准し

これによると、冬至からの3日目はイエス・キリストの誕生日とある。つまり、クリスマスを指している。この日に、餅などをつき、お祝いをしていることがわかる。そして、クリスマスからの56日目は悲しみ節に入り、ここの悲しみ節は四旬節を示している。悲しみ節は49日間が続き、この期間は、万事を慎み、四足二足の食べ物などを口にはいけない。悲しみ節が終わった後、七日を一週間と定め、初日から三日、五日、七日はいろいろな肉を食べては良いものの、四日と六日は四足二足の食べ物を口にはいけないと決められている。

当時、今村のキリシタンたちは厳しい弾圧の下で、旧暦しか持っていなかった。この暦の正確性を検討するために、1866年から1869年にかけての三年間を例として、カトリック教会暦と比較してみると、以下の表のようになった。

【表4】今村潜伏キリシタンの暦と正確なカトリック教会暦の比較

	1866年(丙寅年) ～ 1867年(丁卯年)	1867年(丁卯年) ～ 1868年(戊辰年)	1868年(戊辰年) ～ 1869年(己巳年)
冬至	1866年12月22日 (11月16日)	1867年12月22日 (11月27日)	1868年12月21日 (11月8日)
キリスト誕生日 (クリスマス)	今村： 1866年12月25日(11月19日)	今村： 1867年12月25日(11月30日)	今村： 1868年12月24日(11月11日)
	カトリック： 1866年12月25日	カトリック： 1867年12月25日	カトリック： 1868年12月25日
悲しみ節 (四旬節)	今村： 1867年2月19日(正月16日) ～ 1867年4月9日(3月5日)	今村： 1868年2月19日(正月26日) ～ 1868年4月9日(3月17日)	今村： 1869年2月18日(正月8日) ～ 1869年4月7日(2月26日)
	カトリック： 1867年3月6日 ～ 1867年4月20日	カトリック： 1868年2月26日 ～ 1868年4月11日	カトリック： 1869年2月17日 ～ 1869年4月3日
復活祭	1867年4月21日(3月17日)	1868年4月12日(3月20日)	1869年4月4日(2月23日)

【註】：括弧の前は西暦の日付で、括弧の中には旧暦の日付である。

表4をみると、クリスマスについて、1866年と1867年に今村潜伏キリシタンが守った宗法は正確にクリスマスと一致しているが、1868年には一日のズレが生じている。実はこの三年間だけでなく、1800年

から1810年までの間、1803年と1807年を除いて、8年間も冬至は西暦12月22日と一致している。厳しい弾圧のもとで、教会暦もない状態の潜伏キリシタンにとって、この程度の誤差であったことは、驚くべ

きことといえよう。

次に四旬節を見ておきたい。四旬節とは、復活祭の46日前(四旬とは40日のことであるが、日曜日を除いて40日を数えるので46日前からとなる)の水曜日(=「灰の水曜日」)から復活祭の前日までの期間のことである。この表から見ると、四旬節について、今村潜伏キリシタンたちが守ったカレンダーは2週間ぐらいのズレがあった。更に、四旬節の期間は日曜日を除いて40日間のはずだが、今村潜伏キリシタンの悲しみ節は49日も続けていた。弥吉の供述の中では、復活祭については触れていないので、おそらく復活祭は失念されていたものと思われる。

【宗法】

暦のほかに、親から以下のようなことを教わっていることもわかる。

(前略)此宗法従来親子兄弟相果候ても忌等請不申、勿論魚類等は葬式之膳部ニ相用候ても不苦、右ゼゾウスマリヤ之咒文斗にて、外之神仏等拜礼不仕宗法ニ御座候。尤右行方之義決て他宗之者江口外不相成旨堅く親々より申伝置候。(後略)

この宗教を信仰する人々はお葬式の時、魚料理を食べてもいいが、他の神仏などを参拝してはいけない。また、キリスト教を信仰していることを他宗の者に絶対話してはいけないと親から強く教わっている。それは、江戸時代、禁教政策下にあったため、潜伏信仰の維持が口伝で保たれていたことを表しているものといえよう。

【縁組】

キリスト教は当時邪宗教と見なされ、この信仰を外に漏らさないように、今村の村人は外村の人と結婚していなかった。それは、『邪宗門一件口書帳』の中にある「今村と申所切支丹末流の村柄にて外村より縁与等不致由及承罷在候」がこれを裏付ける。しかし、その例外もあったようで、次のことから伺える。

(前略)此儀、私女房柳川城下皮屋町より御原郡三沢村一向宗光明寺江引越、同所より今村へ送り来申候。然処念仏にては助り不申、ゼゾウスマリヤ様と相唱候ハ助り可申旨、女房江教参候

所(後略)

これは『邪宗門一件口書帳』の中に、新吉が白状した内容である。これによると、「新吉女房は柳川城下より三沢村一向宗光明寺へ引越し」とあり、元来仏教徒であることがわかる。また、他宗の女房に対して、新吉は「仏教の念仏を唱えても、助からなかったけど、ゼゾウスマリヤ様と唱えたら、苦しい所から助けられる」と女房にキリスト教を勧めていることがわかる。

このように、他村の人と結婚した場合は、キリスト教に入信を勧めており、自分の仲間となるように努力していた様子がわかる。そうした中で、キリスト教に改宗する人も出てきたのだろう。

さらに、縁組について、『邪宗門一件口書帳』の中には次のようにある。

(前略)右宗旨之端末を相営、且本郷枝村・菅野・徳次・友光・高樋、右五村之者共ハ今村・上高橋・小島村より養子女縁等にて、自然右宗旨之端末ヲ承及居候段申出候。(後略)

本郷枝村・菅野・徳次・友光・高樋、この五村の者が今村・上高橋・小島村から養子・養女などをもった場合は、自動的にキリスト教に入る可能性が高かったことがわかる。信仰組織を維持するために、縁組は効果的だったのである。

【洗礼のやり方】

この頃、キリスト教が邪宗門と見なされ、身を守るために、洗礼のやり方と唱え言葉も極めて秘密的なものであった。同じ『邪宗門一件口書帳』の中に、洗礼の伝承について、次のようにある。

村方古来より授ケと申役目只壺人ニ御座候て、出生より三日目之小児江右授ケより咒文ヲ唱へ、指ニ水ヲ付ケ小児之額江十文字ヲ三遍書キ候儀極秘密之伝法候て、此役又八と申者相勤居候処、去卯九月十日相果申候。右死ニ際ニ忠吉と申者江口伝仕候由、此唱事、是迄右授ケ之外壺人も存候者無御座候処

ここの「授け」とは洗礼の意味である。これによると、昔から村の中で洗礼のやり方を知っている人は、ただ一人であったことがわかる。出生三日目の小児

に、呪文を唱えながら、指に水を付けて小児の額に十字字を三遍書くという洗礼のやり方は極めて秘密の伝法だった。この役目を勤めていたのは又八という者であった。しかし、又八は去年(慶応3年)の9月10日に亡くなったが、又八の死の際に忠吉に口伝で洗礼のやり方を教えている。これまで、洗礼のやり方は他の一人も知らなかったとあるように、まさに“秘密の作法”として、限られた信者間だけで伝えられていたのである。

おわりに

今村の人々は、宗門改を受けながらもキリスト教の信仰を捨てることなく、江戸時代の200年以上にわたって、教えを守ってきた。絵踏や寺請制度といった、幕府の禁教政策の下でキリシタンであることを

漏らさないように、近親婚や極めて秘密的な洗礼の伝承をしてきた。ここに、宗門改めをうけつつも信仰を捨てない今村の潜伏キリシタンの“忍耐強さ”が見ることができる。秘密裏に伝承するために「口伝」により、後年にも伝えていくなど、努めて物証を残さなかった。

こうしたなかでも、教会暦もある程度の正確性が保たれ、潜伏信仰ゆえの組織力の強さも感じる。また、幕末に浦上村キリシタンとの交流や長崎への修行により、潜伏からカトリックに復帰の道へと進んでいった。そして、大正期に外国からの資金援助で今のカトリック教会を建て、今日にも信仰を続けているのである。このように、私領における潜伏キリシタンの信仰は幕末期に活発化したなかで露見したが、それまで独自の信仰を守っていたことがわかる。

参考文献

<史料>

『邪宗門一件口書帳』福岡県大刀洗町教育委員会

『家訓記得集』篠山神社

<研究書・論文>

木村礎他編『藩史大辞典』第7巻(雄山閣、1988年)

大刀洗町教育委員会『今村教会堂建築的調査建築史的調査報告書』(大刀洗町教育委員会、2012年)

『角川日本地名大辞典』長崎県(角川書店、1987年)

海老沢有道『筑後御原郡今村の復活切支丹』(『キリシタン研究』第十八輯、吉川弘文館 1978年)

大刀洗町郷土誌編纂委員会『太刀洗町史』(第一法規出版、1981年)

片岡弥吉『浦上四番崩れ』(筑摩書店、1963年)

久留米市史編纂委員会『久留米市史』第2巻(ぎょうせい、1982年)

片岡千鶴子『キリシタンの潜伏と信仰伝承』(長崎純心大学博物館、2012年)

<註>

- 1 『邪宗門一件口書帳』(福岡県三井郡大刀洗町教育委員会所蔵)。
- 2 木村礎他編『藩史大辞典』第7巻 九州編(雄山閣出版、1988年)。
- 3 安高啓明編『キリシタン考古学の世界』(西南学院大学博物館、2012年)によれば、久留米城下の発掘状況が示されている。
- 4 『角川日本地名大辞典』福岡県(角川書店、1988年)。
- 5 太刀洗町郷土誌編纂委員会『太刀洗町史』(第一法規出版、1981年)。
- 6 『今村教会堂 建築的調査 建築史的調査 報告書』(大刀洗町教育委員会、2012年)。
- 7 『邪宗門一件口書帳』(福岡県三井郡大刀洗町教育委員会所蔵)。
- 8 清水紘一『織豊政権とキリシタン』(岩田書院、2001年)によれば、長崎収公過程が詳述され、天正十五年・十六年説の整理もみられる。
- 9 『角川地名大辞典』長崎県(角川書店、1987年)。
- 10 金井俊行編『増補長崎略史』(長崎市役所、1926年)。
- 11 『角川日本地名大辞典』長崎県(角川書店、1987年)。
- 12 片岡千鶴子『キリシタンの潜伏と信仰伝承』(長崎純心大学博物館、2012年)。
- 13 浦川和二郎『浦上切支丹史』(全国図書房版、1943年) 368頁。
- 14 片岡弥吉『浦上四番崩れ』(筑摩書房、1963年) 61～62頁。
- 15 久留米市史編纂委員会『久留米市史』第2巻(ぎょうせい、1982年)。
- 16 平戸藩・五嶋藩・大分藩・天草は、長崎奉行所から踏絵2枚の借用を受けている(安高啓明編『南蛮の鼓動』西南学院大学博物館、2010年など)。

ピエロ・デッラ・フランチェスカ作《キリストの洗礼》の一解釈 ——15世紀のサンセポルクロにおける「再生」の表象——

内島 美奈子

はじめに

ロンドンのナショナル・ギャラリーに、サンセポルクロの画家ピエロ・デッラ・フランチェスカ (Piero della Francesca) ¹の手による一枚の板絵(167×116cm) (図1)がある。そこには、キリストが洗礼を受ける場面が描かれている。

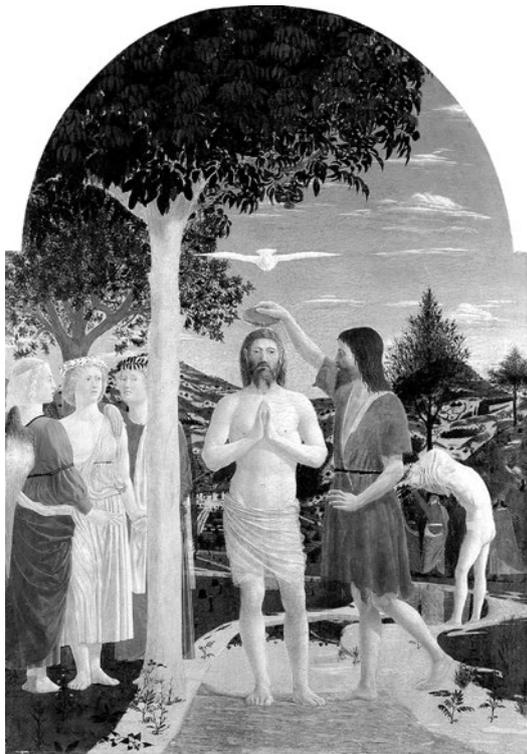


図1ピエロ・デッラ・フランチェスカ《キリストの洗礼》1440年代(?), ロンドン、ナショナル・ギャラリー

本作品がどのような状況で依頼され、制作されたかについては契約書などの資料が残っていないため周辺の情報から推測するほかない。明らかなことは、この作品がサンセポルクロの教会のための祭壇画として15世紀に制作されたということである。そして、

現在のサンセポルクロ市立美術館が所蔵するマッテオ・ディ・ジョヴァンニ作《サン・ジョヴァンニ祭壇画》²の中央パネルを占めていたとされている(図2)。



図2 マッテオ・ディ・ジョヴァンニ《サン・ジョヴァンニ祭壇画》(1460年頃、サンセポルクロ、市立美術館)にピエロ《キリストの洗礼》をはめ込んだ合成写真

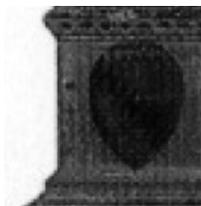


図3 グラツィアー二家の紋章(図2の部分)

もともと、この祭壇画は、ひとつの3連祭壇画としてピエロが着手したものであったが、何らかの理由で中央パネル以外の部分を、後にマッテオが制作したと考えられている。1629年の司教座巡礼記録には、サン・ジョヴァンニ・バティスタ教会にその状態で置かれていたことが記されている³。では、

この祭壇画の所在地、依頼主、制作年代にかんする先行研究をみてみよう。

元来の所在地については、異論はあるものの、サン・ジョヴァンニ・バッティスタ教会の主祭壇を飾っていたという説が有力である⁴。依頼主については、マッテオの祭壇画に家紋(図3)が見てとれるグラツィアーニ家と考えられている。

グラツィアーニ家は、15世紀、16世紀のサンセポルクロにおいてもっとも重要な一族のひとつであり、ピエロにとってはグラツィアーニ家のライバルであるピーキ家とならんで作品の重要な依頼主であった。1433年、グラツィアーニ家のドン・ニコルッチョが教区教会であるサン・ジョヴァンニ・バッティスタ教会の主任司祭となる際に、就任争いがおこり、その解決にピエロの父が関係していたことが指摘されている⁵。この父との関係から、ドン・ニコルッチョがその息子ピエロに祭壇画を依頼したと推測する研究者もいる⁶。多くの資料は残っていないものの、グラツィアーニ家の一族は、1400年後半には大修道院長、1500年前半には町で最初の司教を輩出しているため、彼らが宗教的に高い地位を築いていたことがうかがえる。

制作年代については、おもに様式的な判断から1440年代と考えられている⁷。資料不足のため、この時期にピエロがどのような活動をしていたのかは明らかになっていない。とはいえ、1439年にフィレンツェでドメニコ・ヴェネツィアーノ(1410頃～1461年)とともに働いたことが記録されている⁸。フィレンツェでの滞在期間にかんしては不明であるが、同地のルネサンス期の作品や、それ以前の作品は、ピエロに多大な影響をおよぼしたであろう。

にもかかわらず、ピエロの本作品には、フィレンツェで多く描かれた伝統的な洗礼図とは、いくつか異なる点が見受けられる。その特異な点については多くの研究者がさまざまな解釈を試みてきたものの意見の一致はみえていない。また、これまでの先行研究において、各々の特異な点を作品全体の解釈にまで結び付けようとする試みは、あまりなされてこなかったように思われる。そこで本稿では、その特異

な点を解釈するうえで、サンセポルクロの創建伝説が反映されていると指摘した先行研究に注目する。

したがって本稿の目的は、伝説が語られた15世紀のサンセポルクロの政治的状況、および本作品をとりまく状況をふまえて、伝説と関連があるモチーフについて具体的に検討することにより、この作品が制作された環境において持っていた意味を考察することである。そして、先行研究ではあまり指摘されなかった「洗礼」という主題の意味と、当時の状況との関係について言及する。

1. サンセポルクロの歴史的背景と創建伝説

サンセポルクロの創建伝説⁹によると、サンセポルクロの町は10世紀頃に建てられた礼拝所を起源とする。その礼拝所はアルカーノとエジーディオという2人の巡礼者によって建てられたという¹⁰。彼らはエルサレムとローマでの巡礼を終え、故郷アルカディアへ帰ろうと旅をしていた。その途上でクルミの谷にさしかかった時、神の声を聞き、この地にエルサレムで得た聖墳墓のかけらを祭る礼拝所を建てるようにとの指示を受けた。その礼拝所はやがて大修道院(現在の大聖堂)となったという。さらに、サンセポルクロは日本語で聖墳墓(Santo Sepolcro)を意味することから、それが町の名前の由来であるとされる。

この伝説が公的な文書において確認できるのは15世紀にはいつからである。もっとも早いのは1441年のものであり、それ以前に伝説の内容を示す文書は見つかっていない¹¹。そのため、伝説がこの時期に公的な場で語られ始めたと言われている。そもそも、このような創建伝説はイタリアのほかの町でもみられ、町や教会などによってその地位を歴史的に基礎づけるために創作されたという。サンセポルクロの場合は、もともと修道院でのみ建立伝説として口承で伝わっていたものが、15世紀に町の創建伝説となったと推測される¹²。

では、なぜ15世紀になって町の創建伝説が語られるようになったのであろうか。その背景には当時の

状況が深く関係しており、次の2つの要因が挙げられる¹³。ひとつは、政治的な混乱から脱するため町を統一するものが必要とされたという点である。サンセポルクロでは、1430年から支配者が次々と代わり、1441年のフィレンツェに支配されるまで、政局は安定しなかった。フィレンツェの支配下に置かれた後には、重い税が課せられて自治が制限されたことにより、反フィレンツェ派による内乱が起こった。このような状況から町の統一と自治を取り戻すためにも、町のアイデンティティを形成する必要があると指摘される¹⁴。そして、ふたつめは、宗教的な権威を高める必要があるという点である。13世紀からサンセポルクロと近隣の町チッタ・ディ・カステッロとの宗教的な争いが長く続いていた¹⁵。サンセポルクロは、チッタ・ディ・カステッロの司教区の管轄下にあったが、町の宗教的な中心である大修道院はその支配に抵抗し、その両者の争いは町の住民をも巻き込んだものとなっていった。1454年には、サンセポルクロの修道士が教皇宛に手紙を出している¹⁶。手紙の主旨は、サンセポルクロがチッタ・ディ・カステッロの支配から抜け出すことを嘆願するものであり、その正当性の理由として伝説を語ることにより、町の権威を主張している。

よって、本稿で扱うピエロ・デッラ・フランチェスカ作《キリストの洗礼》は、サンセポルクロの町に以上のような政治的背景があった際に描かれたものである。

では次に、このような背景と本作品との関係性について見てみよう。まず、注文主であるグラツィアーニ家と制作者であるピエロは、伝説の喧伝を担ったであろうエリート階層に属していた¹⁷。さらに、グラツィアーニ家が創建伝説のもととなった大修道院の院長や司教を輩出していることから、彼らと伝説との深い関係性が推測される。とりわけ、1480年から1509年の間に大修道院長をつとめたシモーネ・グラツィアーニが、伝説に関する作品を依頼していることは興味深い¹⁸。

そして、本作品がかつて主祭壇を飾っていたとされるサン・ジョヴァンニ・バッティスタ教会(図4)



図4 サン・ジョヴァンニ・バッティスタ教会(外観正面)

は、町のなかにあるもっとも古い教会のひとつで、1126年から資料に登場する¹⁹。当時この町にいくつか存在した教会のなかで、修道士たちが管轄していない教会がふたつ存在した。そのうちのひとつが、本教会であった²⁰。そのため、特定の修道会にしばられることなく、依頼主が祭壇画の図像を選択することができたと思われる。よって、町の創建伝説と本教会は直接的な関係を持たないものの、依頼主であるグラツィアーニ家との関係性から、本作品に伝説の内容が反映されたといえるかもしれない。それは、本作品と同時代に制作されたサン・フランチェスコ修道会の教会の祭壇画には、伝説を反映するのは見受けられないことからもうかがえることである。

では、これらの作品をとりまく状況をふまえて次章で本作品の解釈についてみていきたい。

2. 創建伝説との関連

—前景の木、風景描写、都市について

ではここから、本作品について見ていこう。中央にはキリストと洗礼を授ける洗礼者聖ヨハネ、上方

には鳩の姿をした精霊、そしてその少し奥にはその光景を見守る3人の天使たちが描かれている。ヨハネの後ろには、服を脱ぐ様子で描かれたひとりの洗礼志願者と4人の東方風の服装をした男たちが重なるように描かれている²¹。これらのモチーフは、聖書の記述にもとづいた伝統的な洗礼図を概ね踏襲しているといえる²²。フィレンツェで活動をしたピエロと同時代の画家たちの作品、マゾリーノ・ダ・パニカーレ(1383～1440年)やアレツソ・バルドヴィネッティ(1427頃～1499年)らの手になる作品と比較しても一見大きな違いはないように見える(図5、図6)。

しかし、先行研究では、本作品に伝統的な洗礼図から逸脱する点が3つ指摘されている。ひとつめは、他の洗礼図には見られない前景に描かれた大きな木の存在である。ふたつめは洗礼の舞台として荒野ではなく長閑な風景を描いた点である。伝統的にはヨ



図5 マゾリーノ・ダ・パニカーレ、〈キリストの洗礼〉(ヨハネの生涯)、1430年後半、カスティリオーネ・オロナ、洗礼堂



図6 アレツソ・バルドヴィネッティ、〈キリストの洗礼〉(キリストの生涯)、1451-53年、フィレンツェ、サン・マルコ美術館

ハネが修業をしていたという荒野が描かれていたが、本作品にはそれが描かれていない。そしてひとつめは、天使たちにかんしてである。伝統的な洗礼図において、天使たちはキリストの衣を捧げ持ち、洗礼における助祭の役割を果たしていた。しかし、本作品の天使たちはその役目を果たしていない。以上の特異とされる3点のなかで、ひとつめに挙げた前景の大きな木とふたつめに挙げた風景は、サンセポルクロの創建伝説との関連が指摘されている。

まず、前景に木を置くという構図は、先行例がひとつ挙げられているが、他の洗礼図には見られない珍しいものである。そして、前景の木は主人公であるキリストやヨハネとならび、ひとりの登場人物であるかのように描かれている。よって、この木には重要な意味が付与されていると思われる。先行研究では、この木はその葉の形状からクルミの木であると指摘されている²³。創建伝説において古代のサンセポルクロ周辺に「クルミの木」(現在は無い)が生えていたと語られていることから、ピエロはサンセポルクロの土地の象徴として本作品に描きこんだと推測されている。

長閑な風景については、サンセポルクロ周辺の風景を表したとされている(図7)。そして、この風景のなかに描かれた都市はサンセポルクロであるという。伝説によれば、サンセポルクロはエルサレムの生まれ変わりである。それはエルサレムの聖墳墓教会が破壊された1012年と、サンセポルクロのもととなった教会が建立された時期とが近かったことを根拠としている²⁴。よって、本作品におけるこれらの表現は、サンセポルクロはエルサレムの生まれ変わりであるという伝説の内容を反映して、エルサレム近郊の洗礼の舞台をサンセポルクロへと移し変えていると指摘されるのである。

しかし、風景と都市が創建伝説との関連をもつという点に疑問を呈する研究者もいる²⁵。彼らは、ピエロがサンセポルクロの風景を表現することを意図していたのではなく、一般的な風景を描いたと主張している。ここでいう一般的な風景とは、イタリアの都市と都市周辺の風景を指す。当時フィレンツェ

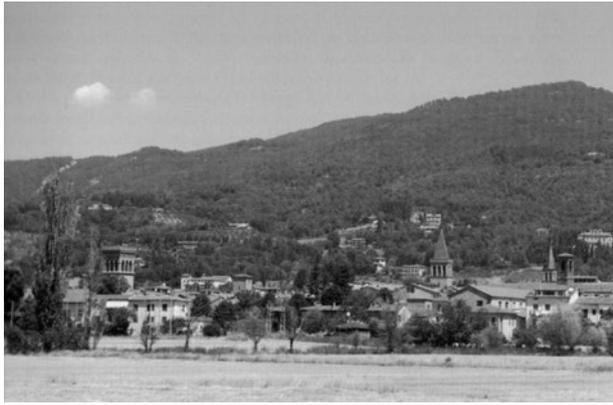


図7 南方からサンセポルクロの鐘樓をのぞむ

では、フランドル絵画の影響により、背景に風景が描かれ始めていた。そこでは主にイタリアの一般的な風景が描かれていた。ピエロはフィレンツェに滞在しており、そこで風景表現を学んだ可能性がある。いくつかの作品において影響関係が指摘されている。たとえば、ドメニコ・ヴェネツィアーノが描いた《東方三博士の礼拝》(図8)と、風景の類似性が挙げられる。また、マザッチョ作《貢ぎの銭》(1425年頃)やフラ・アンジェリコ作《十字架降下》(図9)からの影響も指摘される²⁶。そして、これらの主題、とりわけ《東方三博士の礼拝》や《十字架降下》では、その主題の内容からエルサレムを郊外とした同様の舞台設定がなされ、その周辺には長閑な風景が描かれている。エルサレムが後景に配されて前景と道筋によって結ばれている構図も、ピエロの洗礼図と共通するものである。このことは、ピエロが洗礼図以外の主題の先行例を参考にした可能性を示唆している。

よって、ピエロは他の主題の先行例のようにイタリアの一般的な風景を描き、それが経験的に知っていたサンセポルクロ周辺の風景と類似性をもつこととなったと推測される²⁷。また、ライトボーンによると、この都市の描写が当時のサンセポルクロの外観とは異なるという(図10)²⁸。本作品には、描かれた当時に存在していたはずのサンセポルクロを囲む二重の城壁が描かれておらず、3つ存在したとされる鐘樓が作品の都市にはひとつしか描かれていないという。したがって、聖書の記述にあるようにヨルダン川の近郊であるエルサレムが描かれていると



図8 ドメニコ・ヴェネツィアーノ《東方三博士の礼拝》、1439-1441年頃、ベルリン、国立美術館



図9 フラ・アンジェリコ《十字架降下》、1437~40年頃、フィレンツェ、サン・マルコ美術館



図10 ジョヴァンニ・デル・レオーネ《ロレートへの磔刑同信会の巡礼》、16世紀、サンセポルクロ、市立美術館(部分)

いうことになる。

しかし、このような指摘は本作品と創建伝説との関連性をかならずしも否定するものではない。そもそも洗礼図の伝統から考えると、都市を描き込むこと自体が先例のないことであった。この都市は後景に非常に小さく描かれてはいるものの、画面の中央という目に付く位置に描かれている。それと同時に、キリストに非常に近い位置に描かれており、まるでキリストの恩恵を授かるかのようなのである。このような描写からも、この都市には象徴的な意味が込められていると感じさせる。よって、都市を描き込むという特異性こそが、サンセポルクロはエルサレムの生まれ変わりであると主張する創建伝説との関連を示すと思われるのである。さらに、サンセポルクロの土地の象徴として描かれたクルミの木が存在は、この都市がエルサレムであれサンセポルクロであれ、作品全体のなかで両都市の繋がりを示唆するものであるといえよう。よって、本作品におけるこの都市の存在は、創建伝説との関連をしめすものであると思われる。

以上、先行研究で指摘された本作品における伝説と関連があるモチーフについて具体的に検討した。先行研究では、前景の木と風景について創建伝説との関連がおもに論じられてきたが、本稿では描きこまれた都市の重要性を指摘し創建伝説との関係性について述べた。では、次にこれらの点を作品全体の解釈としてとらえることを試みたい。



図11 後景に描かれた都市(図1の部分)

3. 「洗礼」と「再生」

本章では、2章でみた本作品と創建伝説との関連、そして当時の歴史的背景との関係が、洗礼という主題自体とも関わっていることをみていく。この考察をとおして、特異とされた個々のモチーフが作品全体の解釈と結び付くことを指摘したい。

ホールによると、洗礼は「歴史的には、浄化および再生の行為として考えられ、洗礼盤は聖母の純潔な胎内を象徴し、そこから入信者があらためて生まれるもの²⁹⁾」である。このような「再生の行為」としての洗礼の意味は、しばしば洗礼図において表現されている。たとえば木名瀬は、14～15世紀のフィレンツェで描かれた洗礼図において、中央に流れるヨルダン川の左岸と右岸で旧約と新約の世界が表されていると指摘する³⁰⁾。先に挙げたマゾリーノ(図5)やバルドヴィネッティ(図6)の作品を例に見てみよう。ヨハネがいる左側の川岸には、過ぎ去った旧約の世界が表されている。一方、天使たちがいる右側の川岸には、キリストが洗礼を受けた後に上陸して天使から衣を受け取るであろう新約の世界が象徴されている。つまり、中央で洗礼を受けるキリストは、新旧の世界の生まれ変わりを象徴する存在であるという。

このような旧約から新約への生まれ変わりという考えは、本作品においても指摘されている。木名瀬によると、フィレンツェ絵画の影響を受けたピエロの本作品もまた、左右における旧約と新約の世界の対比が表現されているという。また、レーヴィンは、キリストの足もとで奇妙にも川の水が干上がっている部分が旧約の世界を象徴していると述べている³¹⁾。旧約聖書では神が顕現する際にヨルダン川が干上がるという「ヨルダン川の奇跡」がしばしば語られる。この現象が本作品にも起こっているという。本作品において干上がって描かれた部分が旧約の世界を表し、それに対して洗礼を受けるキリストの存在は新約の世界を示すというのである。

確かに、フィレンツェの作例のように、本作品にはキリストの左右にヨハネと天使たちが描かれてお

り旧約と新約の世界の対比がみてとれる。しかし、2章でみたように、本作品にはフィレンツェ絵画における洗礼図の伝統から逸脱する点がある。フィレンツェの洗礼図の伝統にはない風景や都市が後景に描きこまれており、前景には大きな木が挿入されている。それらには重要な意味が付与されていることを確認した。したがって、前景と後景に重要なモチーフをすえた構図であるといえる。そして、レーヴィンが指摘した干上がった部分については、本作品が奥行き表現に特徴をもつことを考慮するならば、観者にとって奥行きへの導入部分であると考えられるだろう。レーヴィン自身が別のところで次のように指摘している³²。前景の川が干上がった部分は、「現実空間と聖なる空間との境界の領域」である。つまり、この部分は本作品の外である観者のいる「現実空間」と、作品の内部の「聖なる空間」とをつなぐ役割を果たしているという。以上の点は左右というよりむしろ、奥行きで表現された前景と後景において旧約と新約という世界が表されていることを示しているのではないだろうか。この点について、本作品の奥行き表現を詳しくみながら検討してみたい。

本作品では、奥行きは前景から後景へと流れる小川と小道によってゆるやかに表現されている。その流れにともなって、人物像のグループが前景、中景、後景とそれぞれ配され、奥に向かって次第に小さくなっている。木々の配置もまた同様である。これらの表現から、ピエロは巧みに前景から後景へと視線を誘導しているといえよう。レーヴィンは、この前景から後景への流れに象徴的な意味を見出している。前景で行われている洗礼を受難の始まりとし、後景の都市をサンセポルクロの本来の意味である「聖墳墓」、つまり受難の最終地としてとらえている。つまり、前景から後景にかけてキリストの公的な生涯のプロセスが視覚化されているというのである³³。確かに、小川と小道で前景と後景がつながれている表現には、稀な構図であることから、象徴的な意味が付与されている可能性はある。しかし、レーヴィンが述べる「受難のプロセス」の考えには、中景のモチーフが考慮に入れられていない。

まず、中景には洗礼志願者が描かれている。当時の洗礼図にはしばしば、ヨハネに洗礼を志願するものが複数人数で描かれた。一方、ピエロは象徴的に洗礼を志願する者をひとりだけ描いており、キリストと同じように際立った肌の白い様子は、洗礼を受けているものとしてキリストとの共通性を思わせる。前景のキリストは洗礼を受けているのに対して、中景ではこれから受けるという時間的な経過としてみることができよう。

また、中景には奇妙にも複数の切り株が描き込まれている。これは聖書の記述に由来すると指摘される。ヨハネは荒野で悔い改めの洗礼を受けるよう呼びかけていた。そして、集まった群衆に対して「斧は既に木の根元に置かれている。良い実を結ばない木はみな、切り倒されて火に投げ込まれる³⁴」と述べている。本作品における切り株は、すでに切り倒された木を表しているといえよう。よって、これらの切り株は、洗礼を受ける前、つまり生まれ変わる前の古い世界を象徴していると考えられる。一方、洗礼を受けているキリストの側にあり、葉の生い茂ったクルミの木は、生まれ変わった新しい世界を象徴しているといえよう。

したがって、洗礼を生まれ変わりの新約の世界と考えると、中景は生まれ変わる前の旧約の世界とみなすことができるのではないだろうか。さらに奥の後景に描かれた都市をエルサレムとみなすならば、旧約の世界を構成するものと考えられよう。この都市について議論があることは先にみてきたが、次の



図12ピエロ・デッラ・フランチェスカ、《聖ヒエロニムス》、1450年、ベルリン、ダーレム国立美術館

点からもエルサレムとするのが妥当であると思われる。キリストの足元に描かれた干上がった部分が、画面の外にいる観者、つまりサンセポルクロの市民とのつながりを感じさせる。このことから、後景の都市エルサレムと作品の前に立つサンセポルクロ市民は洗礼を受けるキリストをとおして直線的に結ばれているようにも思われる。すなわち、観者であるサンセポルクロ市民も新しい世界にいることが示されているといえよう。それは、創建伝説で語られているように、第2のエルサレムとしてサンセポルクロが生まれたことを物語るようでもある。

このような奥行表現に意味を与えた例として、類似性が指摘される《聖ヒエロニムス》(図12)を参照しておきたい。本作品と同様に、木々の配置、川の流れ、道筋によって奥行が表現されている。カルヴェージは、手前におかれた赤い司教帽から発した道は奥へと目線を導き、前景から中景へと目線を誘導するように描かれていると指摘する³⁵。川によって仕切られた空間をつなぐようにして、描かれた小道には何らかの象徴的な意味があると推測される。また、聖人の背後にある大きな木と川をはさんだ対岸にある切り株は、別の空間にいることを強調するような対比関係にあるといえよう。このような道のつながりという表現や切り株と前景の大きな木の対比という構図は本作品と共通するものであり、ピエロは同様のやり方で象徴的な意味を持たせたと思わ

れる。

そもそも、旧約と新約の表現というのは、他の画家の手になる作品にも予型論(タイポロジー)の表現として表されてきた。タイポロジーとは旧約の出来事を新約の予兆や前提として読み変えようというもので、古くからキリスト教世界において表現されてきた。例としてピエロと同時代の画家フラ・アンジェリコ作《受胎告知》を見よう(図13)。ここでは後景に旧約の出来事であるアダムとエヴァの「楽園追放」が描かれており、前景には新約の出来事である大天使ガブリエルからマリアが受胎の告知を受ける様子が描かれている。アダムとエヴァに追放を告げた天使がマリアを祝福しており、アダムとエヴァが得た原罪を贖う存在として救世主が受肉したことを表している³⁶。

では、本作品にもどろう。以上の点から、キリストの背後では旧約の世界が象徴され、洗礼を受けるキリストを含む前景は新約の世界を象徴していると思われる。この点をふまえて、本作品において特異な点とされた天使たちについて最後に少し考えてみたい(図14)。キリストの洗礼図の伝統では、天使たちは洗礼を受けるキリストの衣を捧げ持つという役割を担っている。しかし、ピエロ作品では衣を持っておらず、この天使たちには何らかの特別な意味が付されていると指摘されてきた。近年の研究では、右端の天使が肩からかけている赤い衣がキリストの



図13フラ・アンジェリコ、《受胎告知》、1432-33年、コルトーナ、司教区美術館



図14 3人の天使(図1の部分)



図15 女性<アダム之死>(聖十字架伝説)、1452-58年頃、アレツォ、サン・フランチェスコ聖堂(部分)

ものだと指摘され賛同をえているが、意味深な身振りや3人という数字から導き出される解釈は依然として混沌としている。ここではその議論についてひとつひとつみることがせず、本作品において「再生の行為」としての洗礼が表現されていると考えた時に、天使たちがどのような役割を果たしているといえるのか考えてみたい³⁷。

まず3人の天使のなかで中央に描かれた天使の特異性に注目をしたい。中央の天使は頭に花冠をつけて古代風の衣装を身にまとっている。この点について、ピエロはフィレンツェ、もしくはローマで目にしたであろう三美神や古代のさまざまな女神の姿を参考にしていると指摘されている。そして、衣がはだけて胸があらわとなっている様子は、通常の天使の表象において性別を示すような表現はさけられているため珍しいといえよう。ピエロが描いた他の作品をふくめてもそのような天使像は他に見当たらない。ただし、アレツォの《聖十字架伝説》の一場面「アダムの死」に描かれた左隅の女性(図15)との類似性が指摘されている。

以上のような女性像との類似性や古代風の衣装という点と、本作品における「再生の行為」としての洗礼という主題との関連から考えたとき、この天使の解釈についてメーツケによるフローラ説を支持したい³⁸。フローラは古代イタリアの花の女神であり、かつ春の象徴として描かれてきた³⁹。天使が女神の姿で表されるという特異な表現がなされたのには、春が意味する自然の再生という点を付与するためであったと思われる。また、伝統的な洗礼図に反して、前景には花々が描き込まれていることや、ヨハネが身に着けている腰帯に小花があしらわれていることはそれと呼応するかのようである。これらの描写は、花咲く春を思わせ、洗礼が意味する生まれ変わりを暗示していると思われる。よって、本作品の天使についても、サンセポルクロはエルサレムの生まれ変わりであると主張した創建伝説との関連がうかがえるといえるかもしれない。

おわりに

以上、本作品において指摘される特異性について、制作された地サンセポルクロの歴史的背景から考察を試みた。とりわけ、15世紀に公的に語られ始めた創建伝説との関連を指摘する先行研究に注目し、反論をふまえながら、その可能性について検討した。

先行研究で指摘されたモチーフはおもに前景の木や風景などであったが、本稿では背景に小さく描かれた都市にも創建伝説との重要な関連がある可能性を指摘した。そして、個々のモチーフにおける創建伝説との関連を、作品主題である「洗礼」の意味という視点から作品全体の解釈に関連付けることを試みた。つまり、「再生の行為」という洗礼の本来の意味が旧約と新約の生まれ変わりとして本作品のなかで表されており、個々のモチーフが新約と旧約の世界を表す役割を持つことで、作品全体の解釈として理解されるのである。さらに、エルサレムに象徴される旧約の世界と対比される新約の世界は、作品内部の「洗礼」を通過し、作品外部のサンセポルクロ市民たちをも含んでいる可能性を指摘した。

これらの考察の結果から、本作品における創建伝説との強い関連性がうかがえる。そして、サンセポルクロは第2のエルサレムであるという伝説の主張を、サンセポルクロ市民に印象づける役割を本作品は担っていたといえるであろう。それは15世紀の政治的状況や宗教的な争いから、創建伝説の喧伝のように、アイデンティティの確立と宗教的な権威を高めることが求められていた当時の状況からも推測される。

当時、町の政治的な中心である市庁舎に、ピエロは《キリストの復活》という主題の壁画を描いた。それはキリストが石棺のかたちをした聖墳墓からまきに出ていく様子を描いたもので、のちに町のシンボルの図像ともなった⁴⁰。この主題はサンセポルクロが所有していた聖遺物である聖墳墓のかけらと関係づけられて選択されたと指摘され、創建伝説との関連を見出すことができる。《キリストの洗礼》において本稿で指摘したように、創建伝説の喧伝とい

う役割を担っていた可能性も先行研究において指摘されている。創建伝説との関連という点で共通する両作品の関係は非常に興味深いものの、この点に注

目した研究はあまりないように思われる。よって、この両作品がどのような関連性を持つのかについては、これらからの研究課題としたい。

- 1 中部イタリアの小都市サンセポルクロで生まれる。生年は1412年頃と推定される。サンセポルクロで1430年代に活動をした記録があり、1439年にフィレンツェにいた記録が残る。近隣の中中部イタリアの小都市や、リミニやウルビーノの小宮廷、ローマの教皇庁などで仕事をする。1492年にサンセポルクロにて死去。ピエロ・デッラ・フランチェスカの最初の基礎的な研究はR. Longhi, *Piero della Francesca, 1927: con aggiunte fino al 1962*, Firenze, Sansoni, 1980 (池上公平、遠山公一訳『ピエロ・デッラ・フランチェスカ』、中央公論美術出版、2008年)を参照。日本語の基本文献として石鍋真澄『ピエロ・デッラ・フランチェスカ』、平凡社、2005年を参照。また、《キリストの洗礼》についての主な先行研究はM. A. Lavin, *Piero della Francesca's Baptism of Christ*, New Haven and London, Yale University Press, 1981.
- 2 中央パネルの左右には聖ペテロと聖パウロの全身像を描いたパネルがある。その左右の側面には、聖人が3人ずつ描かれている。左:聖ステファヌス、聖マグダラのマリア、聖アルカーノ。右:大修道院長聖アントニウス、聖カタリナ、聖エジーディオ。プレデッラには、中央に<キリストの磔刑>があり、その左右に<洗礼者ヨハネの生涯>が右から<ヨハネの誕生><ヨハネの説教(大勢の人々への洗礼)>、中央を挟んで<ヨハネの逮捕、牢獄><ヘロデとの対面>が描かれている。それらの間には、壁龕のなかに聖アウグスティヌス、聖大グレゴリウス、聖ヒエロニムス、聖アンブロシウスなどの教父たちが描かれている。
- 3 J. Banker, *The Culture of San Sepolcro during the Youth of Piero della Francesca*, Ann Arbor, The University of Michigan Press, 2003, p.231.
- 4 現在の所在地であるロンドンに売られるまでは、現在の大聖堂に置かれていた。この作品が元来どこにおかれていたのかについて、以下の3つの候補がある。サン・ジョヴァンニ・バッティスタ教会の主祭壇、大聖堂(かつての大修道院)のサン・ジョヴァンニ礼拝堂、サンタ・マリア・デッラ・ピエーヴェ教会の主祭壇。所在地の議論についてはJ. Banker, "Argument against locating Piero della Francesca's Baptism in any church in San Sepolcro other than the church of the same name", in *Ibid.*, pp.253-256を参照。
- 5 *Ibid.*, pp.225-245.
- 6 F. Polcri, "Episodi di committenza attorno al politico dell' 'Assunzione' di Matteo di Giovanni, al 'Battesimo' e alla 'Madonna del Parto' di Piero della Francesca (nuovi documenti e ipotesi)", in ed. D. Gasparotto e S. Magnani, *Matteo di Giovanni e la pala d'altare nel senese e nell'aretino 1450-1500*, Le Balze, Motepulciano, 2002, p.141.
- 7 制作年代の議論には1430年代後半~1440年代説、1440年代説、1450年代説、1460年代説がある。
- 8 E. Battisti, Doc XVIII, *Piero della Francesca*, 2 vols, Milano, Electa, 1971, pp. 608 - 609.
- 9 サンセポルクロの創建伝説についてはM. Sensi, "Arcaico e Gilio santi pellegrini fondatori di Sansepolcro", *Vie di pellegrinaggio medievale attraverso l'Alta Valle del Tevere*, Città di Castello, Petrucci Editore, 1998, pp.17-58を主に参照。
- 10 この二人の巡礼者についてA. Czortek, "La Fondazione dell'Abbazia e la nascita del Burgus", in *La Nostra Storia-lezione sulla storia di Sansepolcro I-Antichità e Medioevo*, Gruppo Graficonsul, Sansepolcro, 2010, p.158を参照。
- 11 センシは創建伝説に言及されたものとして、次の文書を挙げている。フランチェスコ・ディ・ラルギという人物による1441年以降のコムーネの記録簿。1454年12月3日付のサンセポルクロの年代記。1505年に出版された『都市賛歌(Laudes civitatum)』のテキスト。1515年9月22日の教皇レオ10世による勅書。センシ論文の付録にはこれらの文書がのせられている。Sensi, *op. cit.*, pp.17-58.
- 12 大修道院の建立伝説を記したものとして、1380年6月13日にバルトロメオ大修道院長が、大修道院の建立伝説の内容の場面に祭壇に描くように地元の画家ジャコモ・ディ・バルドゥッチョに依頼したという記録がある。教会の改築にともなって、この装飾は失われた。*Ibid.*, p.27.
- 13 サンセポルクロの歴史についてはA. Czortek, *La Nostra Storia-lezione sulla storia di Sansepolcro I-Antichità e Medioevo*, Gruppo Graficonsul, Sansepolcro, 2010; -, *La Nostra Storia-lezione sulla storia di Sansepolcro II -Età Moderna*, Gruppo Graficonsul, Sansepolcro, 2011を主に参照。15世紀前半、およびピエロ・デッラ・フランチェスカの周辺のサンセポルクロの状況についてはJ. Banker, *op. cit.*, pp.12-56; F. Polcri, "Sansepolcro: la città in cui Piero della Francesca prepara il suo rapporto con le corti", in ed. Claudia Cieri Via, *Città e corte nell'Italia di Piero della Francesca: Atti del Convegno Internazionale di Studi al Urbino*, Marsilio Editori, Venezia, 1996, pp.97-117を参照。
- 14 A. Czortek, *op. cit.*, p.153.
- 15 この争いは、1203年のコムーネの決定により、サンセポルクロ城壁内にチッタ・ディ・カステッロ司教管轄の教会が建設されたことから始まった。F. Polcri, "Il Volto Santo di Sansepolcro: Storia di una devozione", in ed. A.M. Maetzke, *Il Volto Santo di Sansepolcro: Un grande capolavoro medievale rivelato dal restauro*, Silvana Editoriale, Cinisello Balsamo, 1994, p.100.
- 16 註11で挙げた2番目の資料をさす。作者は不明で、年代記という形をとっているが、その構成はサンセポルクロの大修道院長に与えられた特権や勅書に由来する権利をリストのように書き連ねたものとなっている。Sensi, *op. cit.*, pp.31-32.
- 17 A. Czortek, *op. cit.*, p.152.
- 18 大修道院の大規模な改築を手がけたことで知られている。詳しくはA. Pincelli, "La chiesa di San Giovanni Evangelista, da Abbazia a Cattedrale di Sansepolcro", in ed. L. Fornasari, *Duomo di Sansepolcro 1012-2012 una storia millenaria di arte e fede*, Sansepolcro, Aboca, 2012, p.52を参照。シモーネが依頼した大修道院の中央扉と、内部の礼拝堂のフレスコ画の装飾に伝説のモチーフが表されているとされる。Sensi, *op. cit.*, pp.35-37; Polcri, *op. cit.*, p.143. また、主祭壇画としてベルギーに《キリストの昇天》を依頼した。S. Casci, "L'Ascensione di Cristo di Pietro Perugino nella Cattedrale di Sansepolcro: certezze ed ipotesi per la storia del dipinto in margine al restauro", in *L'Ascensione di Cristo del Perugino*, Silvana Editoriale, Cinisello Balsamo - Milano, 1998, pp.11-42.
- 19 L. Andreini, *Sansepolcro - guida alle Chiese del Centro Storico*, Edizioni della Cattedrale, Sansepolcro, 2007, p.76.
- 20 Banker, *op. cit.*, p.233.
- 21 これらの4人の人物については研究者によって意見がわかれており、東方の司祭、預言者、東方三博士、ユダヤ人祭司などと推測されて

- いる。
- 22 聖書の記述にもとづく大まかな内容は次のとおりである。キリストがヨルダン川で洗礼を受けているヨハネのもとへ行き、彼から洗礼を受ける。すると天が開け聖霊が鳩のような形で降ってきて、天からキリストを愛しい子と呼ぶ声が聞こえる。記述があるのは、『聖書』「マタイによる福音書」第3章13-17節、「マルコによる福音書」第1章9-11節、「ルカによる福音書」第3章21-22節。
- 23 梨の木、柘榴の木とする研究者もいたが、現在はクルミの木という見解がおおむね受け入れられている。
- 24 Sensi, *op. cit.*, p.33.
- 25 J. P. Hennessy and A. Huxley, *The Piero della Francesca trail with the best picture*, New York, The Little Bookroom, 2002.
- 26 R. Lightbown, *Piero della Francesca*, New York, Abbeville Press, 1992, p.109.
- 27 *Ibid.*, p.109.
- 28 ライトボーンは16世紀の奉納画(図10)を参考に分析をおこなっている。*Ibid.*, p.117.
- 29 J・ホール、高階秀爾他訳『新装版 西洋美術史解説辞典』、河出新書房、2004年、204ページ。
- 30 アウグスティヌス研究が盛んであった当時のフィレンツェにおいて、アウグスティヌスの神学理論からきている左右の位階秩序、つまり「左側に対する右側の優越性」が洗礼図に影響を与えているということを指摘している。木名瀬紀子「14-15世紀におけるフィレンツェの洗礼図の図像形式-アンドレア・ピサーノ以降」『イタリア・ルネサンス美術論-プロト・ルネサンス美術からバロック美術へ』関根秀一編、東京堂出版、2000年、34-47ページ。
- 31 Lavin, *op. cit.*, (1981) p.43: レーヴィン前掲書(2004)、86ページ。
- 32 同書、82ページ。
- 33 同書、85ページ。
- 34 『聖書』「マタイによる福音書」第3章10節、「ルカによる福音書」第3章9節。
- 35 M. Calvesi, *Piero della Francesca : nel XV e nel XX secolo*, Roma, Lithos editrice, 1997, p.22.
- 36 岡田温司「受胎告知 敬虔な信仰を演出する偉大な伝統 フラ・アンジェリコ」、木村重信他監修『名画への旅5初期ルネサンスI天上から地上へ』講談社、1993、96-115ページ。
- 37 1963年にシャルル・デ・トルナイが、ピエロの天使たちの身振りの特異性を指摘し、三美神説を唱えたことから議論は始まった。その後、三位一体説や三美德説などが主張された。
- 38 A. M. Maetzke, *Piero della Francesca*, Cisanello Balsamo, Milano, Sivana Editoriale, 1998, p.38.
- 39 ホール前掲書、290ページ。
- 40 《キリストの復活》がサンセポルクロのシンボルとなった経緯については Gardner, von Teuffel Christa, "Noccolò di Segna, Sassetta, Piero della Francesca and Perugino: Cult and Continuity at Sansepolcro", in *From Duccio's Maestà to Raphael's Transfiguration: Italian Altarpieces in Their Settings*, London, Pindar Press, 2005, pp.399-479を参照。

〔附記〕

本稿は西南学院大学2013年度学内GP「国際文化研究科院生のスキルアップに関する実践取組」における「先進研究奨励の助成」による研究成果の一部である。また、本稿の執筆にあたり西南学院大学大学院国際文化研究科の松原知生先生から貴重なご意見をいただきました。末筆ながら、ここに記してお礼申し上げます。

高杉晋作伝形成過程の概観

稲益 あゆみ

はじめに

高杉晋作は、幕末に活動した「維新志士」の一人として、現在広くその名を知られている。天保10(1839)年に長州藩の武家である高杉家の嫡男として生まれた晋作は、吉田松陰の松下村塾で学び、後に奇兵隊の創設、馬関拳兵、幕長戦争の指揮など幕末維新期の長州藩において重要な役割を果たした。その生涯は、動乱の中を生き、時代を明治へ動かした人物のひとりとして小説やドラマなどにも数多く描かれ、晋作にまつわる逸話や伝説も現在までに数多く語られてきた。言わば維新の「英雄」の一人として、世間での人気も高い。

しかし、晋作はいつ頃から、どのようにして「英雄」として多くの人々に知られるようになったのであろうか。そこには晋作以後、各時代の人々が明治維新を振り返り、様々な思いや思惑を持って晋作を語ってきた過程があるはずである。そしてその過程を追っていくと、晋作イメージは常に一定のものではなく、晋作を描く様々な立場の人々や、時代・社会状況の変化に伴って変遷していることに気付く。

明治以降、人々にとって晋作とはどのような存在であり、晋作像はどのような変遷を経て現代に至っているのか。また、そこにはどのような人々や、時代・社会状況が影響を与えてきたのであろうか。本稿では、明治から現代までのいくつかの晋作に関する伝記を取り上げ、変遷していく晋作像の大まかな流れをつかみたい。

1. 「英雄」晋作と高杉晋作研究の現在

高杉晋作に関する研究は、晋作の死後、比較的早い段階から行われていたと言える。旧長州藩主である毛利家は近世以来の藩史編纂事業を引き継いで明治初期から歴史編纂事業を行っており¹、その過程で晋作に関する史料の整理や簡易履歴の作製も行われていったものと思われる。これらを晋作研究のはじまりと捉えることができるだろう。以後、現代まで各時代で晋作に関する史料の分析等、多様な研究が行われてきた。その中で特に近年の研究を見ると、そこにはある共通した傾向が見られる。昭和40(1965)年に『高杉晋作』を刊行した奈良本辰也氏はそのまえがきの中で次のように述べている。

それにまた、小説やテレビで形象化された高杉晋作像とも、私は対決しなければならなかった。

そういう彼を、史実を追いながら伝記として再現することは、かなり難しいことだった。²

ここで奈良本氏は、明治期以降語られてきた「英雄」像をもとに小説やドラマなどで語られた晋作像が、伝記を書くことを難しくさせるものであったことを述べている。これまでに語られてきた晋作伝の中には、史料上真偽が不確かなものや明確に書かれていない部分がある。小説やドラマならば自由に書くことができるが、奈良本氏は「私の想像どおりに書いてみようという誘惑と、しかし歴史家にはそのような勝手なイメージは許されないという厳密さとのあいだで、いささか動揺し、ついにその後者の歴

史家に帰ってゆくことで落ち着ることが多かった」³と書いている。

奈良本氏の言葉に表れているように近年の晋作研究では、それまでにつくられてきた晋作のイメージと対峙し、歴史的視点からより史料に忠実に晋作を書いていくという方法が強調されている。

平成14(2002)年に伝記『高杉晋作』を刊行した一坂太郎氏は、奈良本氏以上に「英雄」晋作像を強く否定した。一坂氏はあとがきにおいて、「晋作がたった一人で時代の先を見て、走った「英雄」「スーパーマン」と印象付けられたら甚だ不本意である」⁴と述べており、伝記の中では、これまでに語られてきた開明的晋作イメージとは対照的な、晋作の封建的・保守的な側面も記載している。更に一坂氏は、維新後、「生活の危機におびえる萩士族たちにとって「高杉晋作」は「秩序の破壊者」でしかなく、憎んでも余りある存在だった」⁵とも述べ、晋作が幕末の長州武士たちに及ぼした負の影響をあえて強調している。そのような側面も含めて晋作の事跡を歴史的に評価し、晋作と言う人間を書いていると言える。

一坂氏を始めとする近年の諸研究⁶においては、これまでに語られてきた根拠の確かでない晋作に関する逸話や伝説を剥ぎ取り、晋作の実像を史料から明らかにするという作業がより厳密に行われるようになってきている。そしてその中の晋作は時代を超越した先見の明をもつヒーローではなく、封建時代の武士として保守的な側面やその行動のもたらした負の影響にも光があてられるようになった。近年では晋作を彼の生きた時代や社会と関連付けながら、一人の人間として評価していく動きが活発になってきていると言えよう。

しかし、多くの研究者が対峙し、晋作の実像を覆い隠してしまうとした晋作イメージは、どのようにして形成され、現在まで伝えられてきたのか。この問題についてはこれまでの研究においてあまり注目されてきたとは言えない。

青山忠正氏は著書『高杉晋作と奇兵隊』において、下関に建つ高杉晋作の顕彰碑について触れ、そこに描かれたストーリーは大方「虚構」であり、それは「日

本近代国家が確立してゆく過程で、いわば建国神話のような意味合いで編み上げられてゆく物語のひとつ」⁷と述べている。特に晋作の場合には、「維新の勝者」たる長州藩の人物であるが故に、その顕彰やイメージの形成には民衆や地域のレベルだけでなく、国家全体の状況や歴史像の形成過程をもそこに関わっていることが予想される。晋作イメージの形成を考えることは、晋作研究の分野だけでなく、近代から現在への維新観、歴史観の形成全体を考える上でも興味深い対象となるのではないだろうか。

このような問題意識のもと、本稿では明治以降、人々が晋作をどのように捉え、そしてどのように表現してきたのかという点について、大まかな流れをつかみ、その一端を考えることを目的とする。次章では、伝記を中心に晋作像の変遷を追ってみよう。

2. 高杉晋作伝の変遷

2-1 明治初期の晋作伝

高杉晋作の名がいつ頃から広く世間に知られるようになっていったかは、現在のところはっきりとはわからない。青山忠正氏によれば、晋作の死の直後、幕長戦争を勝利へ導いた指揮官として長州を中心にその名は広まっていたという⁸。

確かに明治の初期の段階で、高杉晋作の知名度はある程度高かったようである。一坂太郎氏は先に紹介した著書⁹の冒頭で明治8(1875)年の『評論新聞』に掲載された、晋作復活の記事を紹介している。

記事によると、高知県のある人物が長門赤間ヶ関(下関)に滞在中、死んだはずの高杉晋作に出会った。晋作へ今までどこにいたのかと尋ねると、「支那ニ往キ支那人ト偽リ五洲ヲ廻國シ夢中出テ又夢中ニ帰レリ」と答えた。また、晋作が不在の間、「天下は駿旬として中興の勢い」があるという、晋作は「百万ノ蒼生未ダ春ヲ知ラズ、共ニ日出度春ヲ見ル日モタアリマセフ」と笑ったという¹⁰。

一坂氏も述べているように、この記事のいう晋作の生存は当然事実ではない。源義経や西郷隆盛などにも見られたような、「英雄不死伝説」と同様のもの

である。

このような記事が書かれた背景について一坂氏は、明治政府の急激な改革によってしわ寄せを受け、政府に不満を募らせていた人々の存在を指摘している。一坂氏は、彼らの持つ、「いまや政府の重鎮として権勢を誇る山県有朋や伊藤博文、井上馨ですら幕末の頃は頭が上がらなかった晋作という男が復活してくれたら、どんなに素晴らしい日本にしてくれるだろう」¹¹という夢が生んだ晋作の復活であったと述べている。晋作が再び活躍し、やがて「共に春を見る日」が訪れるという願望が晋作を復活させたのである。この記事からは、すでにこの頃、人々の意識の中に新しい世をもたらす「英雄」晋作イメージが存在していたということができよう。

また、同時期に書かれた偉人列伝の中にも晋作の名を見ることができる。記事と同じ明治8(1875)年に出版された河邨敬一郎『近世正義人名像伝』¹²を例に見てみよう。

この列伝では、尊皇攘夷、倒幕運動家や維新殉難者などを中心とした幕末の人物たちを取り上げ、肖像画とともにその人物の詩歌文章、小伝を掲載している。序文において著者は、幕末の「正義」ある人物を知ること、後世の人々がその心を継ぐことを望むと書いており、晋作はそのような人物のひとりに数えられていたようである。

この列伝中の高杉晋作の項には次の小伝が掲載されている。

長州萩藩の士なり、天性勇猛にして胆略ありて能く奇兵隊を御し、国難に当りて粉骨碎身、山縣狂介等と謀り兵を赤馬か関に起して俗論党を鏖殺し、ふたゝび士気を震起して三国老の吊ひ軍をなしてんそ、毎戦衆に先立て水火を踏み干戈の中をくゞりて、遂に志を違うし国家の回復をなしたるは真に英雄の偉功そ賞すべし¹³

短い文章であるが、奇兵隊の創設や下関での決起という現在も評価されている晋作の重要な事績が書かれている。一方で下線部を見ると、戦の際、軍の

先頭に立って戦い、その志を全うして国家を回復したことは真の英雄の偉功であると書かれており、この段階では後に注目されるような馬関決起による藩論統一や、幕長戦争という晋作の事績そのものよりも、危険に立ち向かい志を果たしたという点の方が強調され、やや単純な英雄伝として捉えられている印象を受ける小伝となっている。

また、ここに記された馬関拳兵と奇兵隊についての記述は、その後の晋作に関する語りの形式と比較すると、少々異なる点が見受けられる。後述するが、現在までに語られてきた晋作伝の多くにおいて、馬関拳兵では軍監であった山県有朋率いる奇兵隊をはじめとする長州藩の諸隊が当初晋作に賛同せず、決起に賛成しなかったことを強調する語り方がよく見られる。実際に、奇兵隊は晋作による伊崎会所襲撃が成功した後に戦いに参加し、晋作の決起に加わっている。決起を決めた晋作が、奇兵隊や諸隊の多くが反対する中、わずかな人数で兵を挙げ藩論の転換を成功させたというストーリーは、晋作の事績をよりドラマチックな「英雄」伝にもしてくれる語りであり、現在でも伝記や小説など様々な晋作伝の中でこのようなイメージは強く残っている。

しかし、この小伝においては、晋作は奇兵隊を御し山県狂介(有朋)らと謀り馬関に兵を挙げたと書かれており、諸隊の援助なくして決起を行った高杉晋作というストーリーはここには見受けられない。このような点を見ると、この時期の晋作に関する語りにおいては、現在へ続く晋作伝の形式はまだ定まっていない段階であったと考えることができる。

一方で、ここに挙げた二つの晋作評を見るだけでも、この段階から晋作が人々に維新の「英雄」のひとりとして認識されていたことが窺える。晋作の名が広まり、様々な人々に語られていく端緒はこの時期にすでに芽生えていたと言える。

また二つの晋作に関する語りを見ると、『評論新聞』においては、明治新政府への不満からやがて再び新しい世をもたらす人物として晋作が語られ、また『近世正義人名像伝』においては晋作の「正義」を後世の人々が知り、引き継いでいくことが望まれている。

た。社会を変革させ新しい世をつくる人物としてのイメージや、後世の人々への模範となるべき人物としての高杉晋作というイメージはこの時期から語られ始めていたという事がわかる。

2-2 明治中期の晋作伝

その後、晋作に対する顕彰活動は、長州藩をはじめとする旧藩関係者や、明治政府、そして宮内省などによっても活発に行われていくようになる。明治24(1891)年には多くの維新志士等への贈位が一斉に行われ、この時には晋作に対しても正四位が追贈されている。

政府や宮内省における維新史の調査、編纂事業は明治新政府樹立直後から行われてきていた。維新史の編纂・顕彰は政府にとっても重要な事業のひとつだったのである。政府や宮内省はこの事業のため、明治初期より自藩・自家の歴史編纂事業を行っていた旧大名家へ史料の編纂・提出を命じている。旧長州藩主である毛利家も、近世以来の歴史編纂事業を引き継いで行ってきた事業を、政府や宮内省の命を受けて更に拡大した。晋作に関する事績調査や長州藩維新史の編纂もこのような流れの中で更に進められていったと考えられる。

このように明治10～20年代にかけて維新史の編纂・顕彰が活発化していく中、明治26(1893)年に、晋作の伝記として初期のものである、江島茂逸著『高杉晋作伝入筑始末』(以下、『入筑始末』)が刊行されている。

これはその題からもわかるように、高杉晋作の筑前亡命前後の事績を書いたものである。晋作は元治元年(1864)の四国艦隊との講和の後、「俗論派」と呼ばれた保守派勢力の台頭により命の危機にさらされ、筑前へ身を潜めており、帰国後下関で「俗論派」打倒の兵を挙げている。

著者の江島茂逸は、旧福岡藩主黒田家の歴史編纂員を務めた人物である。『贈正四位中村圓太伝』や『維新起原大宰府紀念編』等福岡藩維新史関係の著作が多く、「福岡の歴史の「語り手」というべき人物」¹⁴とも評価されている。『入筑始末』の緒言や凡例に

は、江島が福岡藩の古老から維新期の話聞き、彼らの節義や悲しみ、苦節を慕って筆を取ったことが書かれており¹⁵、福岡藩士の維新回想がこの伝記の主要な資料となっていることがわかる。また、高杉晋作伝については旧藩の記録文書を蒐集して執筆にあたったことが記されており、毛利家編纂所の史料等も利用して書かれたものである。

幕末期の福岡藩では、月形洗蔵、早川勇らが登場し、幕府の第一次長州征伐の際には、五卿の大宰府移転を成功させ長州征伐軍を解兵させるなど活発に活動していた。しかし、その後藩内での佐幕派と尊攘派の対立の末、慶応元年(1865)藩主黒田長溥が尊攘派を弾圧¹⁶、彼らに対する肅清が行われ、以後福岡藩は薩長を中心とした明治維新の動きからは遠ざかってしまった。結果として福岡藩は維新期に大きく活躍する機会を逃したと言える。江島の歴史編纂・執筆の背景には、維新後、国家の中心に入ることが出来ず、注目されなかった福岡藩の藩史、維新史を世に広めようという意識が強く存在しており、このような意識は『入筑始末』中にも同様に表現されている。

江島は凡例の中でこの伝記を執筆した目的について二つの事を挙げている。一つは、高杉晋作の英雄的な態度と、そして福岡の志士俠商が家財を投げ打ち身を国家の犠牲に供した義気を公にすることで人々に裨益することを望むという点である。『入筑始末』中には、高杉晋作の事績とともに、晋作と福岡藩志士や地元民との交流が描かれている。また、晋作の行動の裏で行われた福岡藩士の活動にも多く字数を割いている。福岡藩の維新における働きを主張しようとする意識は『入筑始末』中に顕著に現れていると言えよう。

更に、江島は執筆のもうひとつの目的として次の事を書いている。

書史の薩長和解を記せし者あれども多くは徒に其末を記し或は往々事実を誤る所あり、其和解の原由は高杉居士等の秘計に属せし事なるを以て今編末に掲載すべし¹⁷

この伝記において、薩長の和解について正しい事実を明らかにすることが江島にとってもうひとつの執筆目的であった。そのために、『入筑始末』中では、伝記の最後に「薩長和解の概略」という項目を設けてそのことを記述している。

ここで江島が採用しているのは、福岡藩士の仲介による高杉晋作と西郷隆盛が会見と、土佐藩士土方久元・中岡慎太郎と月形・早川ら福岡藩士による薩長和解の主張によって、薩長同盟の基礎が作られたという説である。江島の記述によれば、福岡藩士月形洗蔵、早川勇らは文久3年(1863)より薩長和解論を唱えて各方面へ周旋を行っていたが、薩長の軋轢は増すばかりであった。そのような中、元治元年(1864)に西郷が筑前に入った際、早川、月形が西郷へ薩長和解を提案した所、意外にもすぐに賛成した。その後月形は長州へも周旋を行い、下関で晋作と西郷の会見がなされた。会見では薩長の和解と、いずれ福岡、薩摩、長州の三藩共同で幕府へ対抗し京都を守護する兵を挙げることが約束されたが、この和解は幕府及び他藩に知らせず三藩が共同して倒幕の兵を挙げるまで秘すこととした。

この後、晋作の挙兵によって長州藩は武備恭順路線へ転換しいよいよ三藩での出兵となったが、その時幕府へ情報が洩れ、出兵を延期しているうちに福岡藩では乙丑の獄によって尊攘派が処断されてしまう。このため福岡藩は薩長和解と倒幕の計画を果たすことができなかったと言う。

更に江島は、この後福岡藩と同論であった土佐藩の土方久元、中岡慎太郎が薩長和解を進め、そこに坂本龍馬が加わって薩長同盟が成ったことを書き、次のように評価している。

世に当時薩長の調和を以て坂本の主唱せし如く記載したる書のあるを以て世人は此功を坂本に帰するが如くなれども土州人にして始めより尤も此事を主唱したるは土方石川¹⁸の兩人にあるを知るべし、特に高杉が最初に此薩長調和の事を以て大に之を秘したる所あるは他日大に事を成すの基礎を鞏くせんとの深意ありしなり、

依て薩長和解の成立せしは素と大に高杉の一身に関係ありし所なれば爰に記載して当時の事実を詳にし後の史学家をして聊か其顛末を知らしむる者なり¹⁹

江島は世間では薩長同盟について坂本龍馬の功績とされるが、実は土方久元・中岡慎太郎の功績と、それ以前に行われた高杉晋作と西郷隆盛の会見があったことを主張している。そしてその根底には、早い段階から薩長の和解を主張し、晋作と西郷の会見を仲介した福岡藩士たちの功績があったことを世間に知らせたいと言う江島の思いが表れていると言える。

この「薩長和解」の語りに象徴されるように、江島は『入筑始末』において、晋作の伝記を描きながら、埋もれてしまった福岡藩の維新史を世に広めていくための語りを展開した。晋作と西郷の会見は、現在の研究ではそれを否定する説が有力となっており、江島の語りだけがすべて事実だという事はできない。しかし『入筑始末』は、この後に刊行されるいくつかの晋作伝でも参考文献として利用されており、高杉晋作イメージの形成に影響を与えた存在のひとつと言えるだろう。江島による晋作伝を見ると、晋作が維新へと時代を動かした重要な人物としてその名を高めていった背景には、旧藩関係者による自藩の功績の主張という目的による語りの影響も存在したことがわかる。

次に、明治30年(1897)に刊行された渡邊修二郎著の『高杉晋作』を見てみたい。これは福山藩出身で歴史や日欧文化についていくつかの著作を持つ渡邊の執筆した晋作の伝記である。江島の『入筑始末』は内容を筑前滞在時の事績に限っていたため、これは晋作の全生涯を扱ったものとしては最初期のものと言える。

渡邊の晋作伝においては、晋作の残した多くの漢詩や、獄中記などの直筆の史料、そして長州藩の公式文書など多くの原史料が引用されている。また、品川弥二郎や山田顕義など晋作と交流のあった人物たちの談話や、その他維新の関係者の語りなども多

く利用して執筆されている。江島の著作と併せて明治初期と比較すると、この時期の晋作伝は非常に豊富な史料を用いて晋作の生涯を描いていると言えるだろう。

この伝記の中で渡邊は、高杉晋作について「長藩中無比の傑士にして、其生涯実に世に伝ふるに足る」と評価している。高杉晋作の事蹟を後世に伝えることが重要な執筆動機となっていることがわかるが、伝記の冒頭の文章は次のように始まっている。

往時の志士が勤王倒幕論を唱えて、一身を犠牲に供するを顧みざりしもの、豈に閩府者流をして前政府に代らしむるが為ならんや、豈に閩府者流をして国政を玩弄せしめ、国賊をして私利を逞うせしむるが為ならんや²⁰

ここで渡邊は当代の政治家を痛烈に批判している。渡邊にとって維新以後の政府は、私欲のために独断的に政治を行うものであり、維新の精神を受け継ぐものではなかった。それに対し維新の「英雄」たる高杉晋作を書くことで、現代の政府を批判し、人々に晋作の行動から学んで現政府に対抗する自覚を持たせることを目的としている。渡邊が晋作の伝記を描いた背景には、彼の生きる明治の社会に対する強い反発の意識があったことがわかる。先に紹介した明治8年(1875)の『評論新聞』とも共通する、現代の社会・政治と対比される維新の「英雄」晋作のイメージが描かれていると言える。

江島と渡邊の晋作伝を見ると、このふたつの伝記は、晋作伝を書くことでそれとは別の自らの主張を世に示すという手法を用いている点で共通している。晋作の伝記を執筆した背景として、江島の場合には維新以来注目されてこなかった福岡藩維新史の重要性を主張する目的があり、渡邊には現代の政治への批判の意図があった。執筆者の現代に対する問題提起として書かれたこれらの伝記が、晋作に維新の「英雄」的イメージや、社会の変革者たるイメージを与えてきたと言えよう。

同時に、彼らのこのような書き方を見ると、高杉

晋作はこの時期すでに彼らにとって自らの主張を代表させるに足る「英雄」として認識されていたことが窺える。晋作は現代社会に対する著者の主張を体現させるにふさわしい人物としてのイメージを持っていたと言え、晋作の名はこの時期すでに広く知られていたものと推測できる。

このように、明治初期から語られてきた維新史顕彰が活発化した明治中期頃には、明治初期から形成されはじめていた「英雄」晋作像を用い、時代状況を反映した著者の主張のもとに晋作伝が書かれることで、その現代観を取り入れ更なる「英雄」晋作イメージがつけられていったと言える。

また、この時期における変化として、ふたつの伝記を明治初期の晋作に関する記述と比較すると、その内容はより詳細になり、晋作自身や長州藩の原史料も豊富に用いられている。先に述べたように、明治10～20年代以降、明治政府や宮内省の編纂・顕彰事業から要請を受けて、毛利家においても歴史編纂事業が拡大された。このような中で、各大名家に残された関係史料が整理、編纂されており、晋作に関する史料もこの中で整理されていったと考えられる。明治20年代以降の旧藩関係者等による伝記においては、このような過程で整理された史料の使用が可能となったのであろう。豊富な史料に基づいた晋作研究が端緒につき、より詳細な伝記が書かれるようになってきたと言える。更にこのような流れの中で、明治初期にはいささか単純な「英雄」イメージを持っていた晋作伝が、この時期には、馬関挙兵による藩論統一や幕長戦争での勝利などが維新へと時代を動かした重要な事績として詳細に書かれた。この時期は晋作に関する歴史的評価が確かになりつつある時期であるようにも思われる。

2-3 明治後期～大正初期の晋作伝

以上に見てきたように、明治維新以降様々な形で維新史が語られ、その流れを受けて晋作像も形づくられてきた。徐々に語りや顕彰が活発化していく一方で、明治期の維新史編纂・顕彰には困難も付きまとった。維新を経験した者たちは未だ存命であり、

旧幕府側と薩長を中心とする新政府側の対立や、薩長政府内部の不安定さなど幕末当時の状況から発生する多くの感情や、明治にも引き継がれる対立状況等が歴史の編纂へも影響していたのである。薩長の政治家らによって批判を受けた井伊直弼銅像の除幕式²¹などは、そのような対立が顕著に表れたものと言える。

このように未だ生々しく残る感情から影響を受けながらも、人々の維新史への注目は益々強まっていった。明治後期に入って、維新史の編纂・顕彰はより活発に行われるようになる。それを象徴するように、明治44年(1911)には、政府が維新史編纂の組織として維新史料編纂会を発足させた。この会は井上馨を総裁とした薩長土出身者を中心とした委員たちの下、活発に維新史の編纂を行っている。また、この前後には東京上野の西郷隆盛像をはじめとし、様々な勢力による維新史の記念祭や銅像・碑の建設なども多く行われた。

高杉晋作に関する顕彰としては、明治40年代、高杉晋作顕彰碑建設事業が行われ、明治44年(1911)に下関の東行庵²²において除幕式が開催されている。これは伊藤博文、井上馨、山県有朋、杉孫七郎ら旧長州藩出身の政治家・有力者たちが山口県厚狭郡郡長磯部輪一ら地方の役人たちが構成された地方委員と協力しながら行った顕彰事業である。伊藤、井上ら事業に関わった長州系の有力者たちの中には幕末期、吉田松陰の教えを受けたものも多く、また高杉晋作と共に尊皇攘夷、倒幕運動などに参加した人物達であった。除幕式で井上馨が行った演説では事業の起こりについて、「建設に就いては伊藤・山縣両公、杉・山尾両子爵、其他高杉君と親密なる交際ありし者相集まり、君の功績を後世に傳へて置きたしとの友誼上の情義より起りて」²³と述べられており、事業を進める中で交わされた書簡からは彼らが事業を発起しただけでなく、中心となってそれを進めたことがわかる²⁴。顕彰に当たった彼らの意図や、当時の彼らを取り巻く時代、社会状況の影響を受けた顕彰事業であると言える。

この顕彰碑の中で晋作は、四国艦隊との止戦講和、

下関での挙兵や、幕長戦争での勝利によって明治維新、そして王政復古の基礎を成した人物として顕彰されている。碑文に刻まれた晋作の略伝は現在の晋作伝の多くと同様の構造であり、明治中期までに形づくられてきた伝記等を引き継いで、ここでは晋作伝の構造はほぼ固まっていると言える。

更に碑文の撰者である伊藤博文は、晋作の顕彰を行いながらその文章中に自分自身がそれに関わっていたことを織り込んでいる。例えば、晋作による馬関決起の場面は次のように書かれている。

君、事の急なるを聞き、また長府に帰り、まさに諸隊を率い俗党を討たんとす、隊士等おもえらく時機尚早なりと、未だことごとく応ぜず、君余等と謀り、僅か二隊の兵を以て発し、急に馬関伊崎の官廨を囲み姦吏を逐う²⁵

ここに登場する「余」とは碑文の撰者である伊藤博文を指している。「俗論党」打倒を目指し兵を挙げた晋作に、奇兵隊をはじめとする長州藩の諸隊は時期尚早であると応じず、晋作は伊藤とともにわずか二隊の兵を率いて伊崎の会所を襲撃したという、先に紹介した晋作伝のハイライトとも言える事績が書かれている。

青山忠正氏は著書『高杉晋作と奇兵隊』の中で碑文について触れ、「このストーリーは、現在に至るまで、高杉伝と言わず、長州藩幕末史の定説になっているようだ。」²⁶と述べている。この馬関決起の場面も、奇兵隊をはじめ多くの者が反対し味方の少ない中、先見の明を持った晋作がわずかな兵を率いて挙兵を成功させたという、この後現在に至るまで晋作伝を彩る重要なエピソードになっている。伊藤ら政治家たちは自分たちの功績の主張と言う目的を重ね合わせながら、晋作を維新の基礎を成した「英雄」として描き、後世に伝わるイメージをつくりだしたと言える。このようなモチーフは伊藤博文、山県有朋らが、この顕彰碑以前に度々行ってきた維新期の回想談等の中にも共通して表れており、この顕彰碑は彼らのそのような語り方を形として後世に残したも

のであるとも言える。長州系の有力者たちの維新観や意識は晋作像形成に大きく関わっていることがわかる。

このように、明治後期に入ると明治政府の中核を成した長州出身の政治家たちにより行われた晋作顕彰によって、それまでに作られてきた晋作像をもとに、その後現在まで語られる晋作イメージの基礎が形作られた。

更に、大正に入ると晋作の顕彰は一段と活発に行われるようになる。まず大正3年(1914)には新たに晋作の伝記として、村田峰二郎著『高杉晋作』が刊行された。著者の村田は毛利家の歴史編纂事業の編纂員を務めた人物である。その立場を活かして晋作や長州藩に関する豊富な史料を利用し、詳細な晋作伝を記している。

村田はこの本の中で執筆の目的について次のように述べている。

是れ啻に高杉君の為に図るにあらず、先づ深遠なる維新皇業の淵源を証積し、併せて君の雄偉なる行実を赫耀せは、士気靡頹の今日に於て、許多の頑士懦夫をして、感奮激励せしめ、遂に一世の英風を作振するを得て、世教を裨補するもの洵に多大ならずや²⁷

これによれば村田は、晋作の伝記を書くことは晋作の顕彰のためだけでなく、晋作の偉大なる事績を編輯して世の中に伝えることによって維新の淵源を明らかにし、併せて士気頹靡の今日の人々を鼓舞することが世のためとなるとしてこの伝記を執筆している。明治初期以降あった、現在の人々を鼓舞しその手本となる晋作像がここにも表れている。また、村田の伝記においても晋作の事績は維新の「淵源」つまり基礎となったとして評価されており、現代に続く晋作への歴史的評価が定まっていることも窺える。

更に村田の伝記においては、晋作だけでなく長州藩維新史に関する史料を多く引用して、晋作伝を中心としつつも長州全体の維新史を描いているという

点が特徴的である。江島が福岡藩の維新史を晋作の伝記によって世に広めようとしたように、長州藩毛利家の歴史編纂員を務めた村田は高杉晋作を代表として長州の維新史全体を世に知らせようとするような書き方を取ったのではないかと推測できる。維新の勝者とも言える長州藩の出身者により、豊富な史料や回想談を用いて書かれたこのような晋作伝によって、晋作伝だけに留まらず青山氏の言うような「長州藩維新史の定説」にまで至るストーリーが形成されていった。

村田の伝記から2年後の大正5年(1916)は高杉晋作の没後50年にあたる。この年、東京の靖国神社において没後50年を記念した東行先生五十年記念祭が行われている。この式典は毛利家の主催によるものであったが、事業の遂行は木戸孝正を委員長とし、長州系政治家・軍人で構成された東行先生五十年祭記念会が中心行的に行った。

この記念祭においては、式典の開催に合わせて晋作の遺品遺墨展覧会が同じく靖国神社の遊就館で開催された。晋作の旧知の人々や維新の関係者の多くより出品物を集めたこの展覧会は、晋作に関する大規模な展示としては初のものであった。またこの時、晋作の初の全集である『東行先生遺文』も刊行されている。これは毛利家の編纂員などにより編集されたもので、晋作の伝記や、詩歌文章、日記など多数の史料が収録されており、戦後に次の全集である『高杉晋作全集』²⁸が刊行されるまで高杉晋作研究においても広く利用されるものとなった。この記念祭が晋作研究や晋作に対するイメージに大きく影響を与えるものであったことがわかる。

記念祭の行われた大正5年(1916)には、村田と同様に晋作の全生涯を記した伝記である横山健堂著『高杉晋作』も刊行された。

著者の横山は明治5年(1872)に萩に生まれ、後にジャーナリストとして活動した。先に紹介した『東行先生遺文』編纂にも携わっている。

冒頭に書かれた執筆の経緯によれば、横山の父親は元松下村塾の生徒で、横山は家にあった当時の事を書き残した父の随筆をもとにしてこの本を執筆し

た。また、晋作の未亡人・知友の在命中のものに話を聞いたことや、毛利家編纂所の史料等とともに、同年の東行先生五十年記念祭に際して世に出た史料や遺品遺墨展覧会に陳列された遺墨遺稿などを研究して伝記を書いたことが述べられている。村田の場合と同様に、豊富な史料を用いて詳細に書かれた晋作伝である。

この本の中で横山は高杉晋作を「青年の模範」とであると書いている。横山にとって当時の社会は「老人中心」であり、また青年側もそれに甘んじている状態と捉えられていた。横山は晋作の伝記を書くことによって、人々、中でも特に青年たちを、晋作を手本としてこれからの世を担う人物となるよう鼓舞することを望んでいる。

また、横山は伝記執筆の目的のひとつとして、晋作が従来世間に誤解され、誇張されてきたことを述べている。横山によればそれまでの晋作イメージは、明治維新の「英雄」のひとりである一方で、その奇抜な言動や激しい活動の方ばかりが目されるが多かったという。そのような評価を踏まえ、横山は晋作を次のように評価している。

(高杉は※筆者注)日本の民族性を表現した大人物であったのだ。

高杉が忠孝両全の信条を以て終始一貫したのは、注目す可き事である。(中略)

彼は君に忠なるは則ち親に孝なる所以と信じて居た。(中略)彼は、此の大信念を以て大事に当つた。彼が忠孝両全の態度は、則ち日本人の美点を發揮した所以であった。²⁹

ここで横山が強調しているのは晋作の激しく奇抜な一面ではなく、忠義に篤く日本的な、まさに「青年の模範」となるような晋作のイメージである。横山は晋作のこのような一面を範とし、青年たちが国家を担う国民へ成長していくことを望んでいる。横山の晋作伝においては、これまでに注目されてきた奇兵隊や馬関決起などの晋作の事績そのものに対する評価だけでなく、その人格や精神面に関する評価

を高くしている点が特徴的であると言える。そして、これまでに旧藩関係者が語ってきた、自からの藩史や維新史の主張、顕彰を交えたどちらかと言えば「地域」的な晋作像から、より「国家」的な、国民の「英雄」としての晋作像へ移り変わってきている様子を窺うことができるように思われる。

2-4 昭和～現代の晋作伝

以上、明治後期から大正期の晋作顕彰の状況を見てきた。明治後期には、維新史全体の顕彰活発化の流れに沿って晋作顕彰もより一層活発化した。特に、それまでに形成されてきた晋作イメージを引き継ぎつつ、晋作の旧友である長州系の政治家たちによる顕彰が行われ、それらが晋作像に与えた影響は大きいものであった。また、顕彰の中で初の全集である『東行先生遺文』がつくられるなど史料の整理等も更に進み、これまでになされた長州出身者の談話や回想録とも併せて、豊富な史料を用いて晋作の生涯がより深く詳細に描かれるようになった。これらの晋作伝は現在まで続く高杉晋作伝、研究の基礎ともなっている。

更に、大正期以降は、それまでの長州出身者による維新の基礎を長州にあるとする地域的な語りから、徐々に国民全体の英雄としての晋作イメージが形成されていく傾向にある。この後、日本が徐々に軍国主義、戦争の時代へと向かっていく中でそのようなイメージは更に強くなっていくこととなる。

晋作イメージ概観の最後に、昭和から現代にかけての晋作像を簡単に見ておきたい。昭和に入ると晋作を題材とした小説等も多く書かれるようになり、晋作イメージは益々一般に広まっていったと言える。しかし、戦前、戦中にはその時代・社会状況の影響を強く受けた。

昭和18年(1943)に刊行された晋作の伝記である、和田健爾著『高杉晋作 志士の精神』を見てみよう。内容は二部構成となっており、前半は「高杉晋作の生涯」と題して晋作の生涯を描いたもの、後半は「高杉晋作の思想」と題し晋作の書簡や詩歌が紹介されたものとなっている。特に前半の伝記部分を見ると、

その構成は先に見た顕彰碑の碑文等とおおよそ同様であり、これまでに形作られてきた晋作伝を受けて執筆されていることが窺える。

この伝記において著者は、高杉晋作の生涯と思想を、「国史の流れの中に把握して」³⁰ 描くという方針で執筆を行っている。高杉晋作個人への注目だけでなく、その存在を歴史の流れの中に把握するというスタンスは、戦後の伝記の中で晋作の事績を客観的に評価するために必要であるとされた手法である。このような点からは戦後の研究へつながる流れを見出すこともできるように思われるが、一方でそこに描かれた晋作像はやはり戦時下の社会から影響を受けたものであった。

和田はこの伝記の中で、高杉晋作の事績について、「先師松陰の遺志継承発展せしめて、一意、尊皇殉国の至誠を貫ぬき、神州正気の激揚につとめた赫奕たる偉業」³¹と表現しており、晋作を天皇の為にその身を擲った優れた人物として評価している。戦時の皇国史観の影響を強く受けたものであることは明らかである。

更に、和田は晋作伝を書くことの目的を次のように述べている。

希ふところは、この大いなる国史の躍進期に際して、草莽一億の同胞が、この志士の精神の中に「みたまわれ」(御民われ※筆者注)の自覚と矜持とを悟覚して、一そうその鉄腸を養ふよすがともするならば、筆者の欣快これに過ぐるものはないのである。³²

ここに表現されているように、この伝記の背景には高杉晋作を書くことで国のため、天皇のためという精神を持った「御民=天皇の民」を創り出す意図があり、天皇制国家の下、戦意高揚のために晋作を「英雄」として描いていると言える。大正初期より国民の「英雄」として語られる傾向を強めた晋作のイメージは、このように戦時下の皇国史観の影響を受け、更にそのイメージを強めていったのである。

戦前、戦中期には晋作だけでなくその他の維新志

士関係の銅像や碑の建造も多く行われた。明治維新の「英雄」たちは戦意高揚に大きな効果を生む存在であったのであろう。このように、明治後期に続いて活発に晋作が語られたこの時期もまた、晋作の「英雄」イメージ形成に大きく影響を与えたと言える。

以上に見てきたように、明治初期から様々な人々によって語られてきた晋作は、昭和期頃には長州と言う地域の「英雄」から、国民の「英雄」へと転換しており、戦時中には皇国史観の影響を受けそのイメージがピークに達した。過剰に「英雄」的に語られ、戦意高揚に利用されることともなった晋作像は、先に述べたように戦後の研究で大きく改められることになる。晋作にまつわる逸話や伝説は事実と区別されるようになり、幕末と言う時期全体の歴史の流れや、晋作の生きた社会の状況と晋作個人を関わらせ、負の面にも光を当てたより人間的な晋作が検討されるようになった。

一方で、戦後の高度経済成長期には幕末ブームも起こり、小説やドラマなどで晋作が描かれることも更に増えた。司馬遼太郎など大衆に多く読まれる小説³³や、ドラマ等によって晋作の名は現在も広く民衆に知られている。これまでに形成されてきた晋作像を引き継ぎつつ、現在では晋作像はより多様なものとなってきていると言えるだろう。

3. 高杉晋作伝形成の概観

明治初期から現在までの高杉晋作像について伝記を中心としてその変遷の大まかな流れを見てきた。

晋作の名は死の直後から人々の間に語られ、明治初期にはすでに「英雄」晋作イメージが存在していた。その後、政府や宮内省による贈位や維新史編纂事業と、それに関わりつつ行われた旧藩関係者などの編纂・顕彰事業によって晋作研究も端緒に就き、人々の様々な意識や時代状況を反映して晋作のイメージが形成されていった。このようにしてつくられてきた晋作イメージを取り込みつつ、明治後期から大正初期に長州系政治家たちを中心とした顕彰が活発化すると、彼らの行った事業の規模や彼ら自身

の立場による影響力の大きさから、現在の研究や晋作像へと続く、晋作伝の基礎がつくられたと言える。その後の戦前・戦中の皇国史観の影響下での顕彰の再活発化を経て、現代まで晋作の名が語り継がれてきた。

晋作像の形成過程にはここに取り上げた以外にも多数の存在が影響を与えており、本稿では未だ大まかな流れを示したにすぎないが、ここに見られた晋作伝の変遷について現在考えられる特徴をまとめておきたい。

まず、晋作伝の構造は明治30年(1897)頃までにおおよその形がつくられているようである。そして明治44年(1911)の顕彰碑のストーリーが長州藩幕末史の定説と言われたように、明治後期から大正初期に行われた旧長州系政治家や長州出身者たちを中心とする顕彰によって語られたストーリーが現在までの晋作伝の基礎を成している。

これらの伝記や顕彰においては、毛利家の歴史編纂事業によって整理・編纂された史料が多く用いられており、明治10年代以降政府や宮内省の事業に伴って維新史の編纂が進められてきた流れに沿って、晋作伝も史料を用いた詳細なものとなっていった。一方で、原史料とともに伝記執筆に用いられているのは、晋作の関係者たちの回想や談話である。明治期には伊藤博文や山県有朋など維新を経験した政治家たちが多く維新の回想談を行った。この中で語られたことは原史料にない晋作の当時の様子やその心情を補う貴重な史料であったが、一方でその語り手の主観に左右されることもあった。伊藤や井上、山県らの語りは彼らの政治的地位の高さから広く用いられた語りであり、顕彰碑のストーリーとも共通するものがある。顕彰碑が「定説」と言われるほど強いイメージを持っているとあわせて、このような政治家たちによってつくられたイメージが晋作像の形成に特に強い影響を与えたものという事ができるだろう。

また、伝記の著者による晋作伝の執筆動機を見ると、明治初期から昭和期に至るまでの各時代の晋作顕彰の目的の多くには、晋作の伝記を刊行する

ことで民衆を鼓舞するという目的が見受けられる。伝記において晋作は時代毎に求められる要素に変化はあるものの、おおよそ人々、特に青年を鼓舞し、その模範となる人物として描かれてきたと言えるだろう。

一方で執筆目的や刊行の背景には、時代や作者による違いも見られる。明治初期には『評論新聞』や渡邊修二郎の伝記に見られたような現代社会への批判としての晋作伝など、維新の変革をもたらし、また新たな世をももたらす「変革者」的なイメージの晋作像が語られた。また、江島や旧長州藩出身者による語りにおいては、晋作は維新の基礎をつくった人物であるとの歴史的評価の確立と、そこに自らの地域の歴史を重ね合わせることによって、その功績を代表させる地域的な「英雄」として語られる面があったと言える。しかし、明治後期から大正初期にかけて、靖国神社で行われた晋作没後五十年祭にも表れているように晋作像は徐々に国家的「英雄」像へと変化していく。横山健堂の伝記で「青年の模範」として評価されたように、この段階では晋作の事績だけでなく、晋作の持つ忠孝や勤王という精神面がより強調して描かれるようになっていく。そして昭和に入り戦争の時代に突入すると、そのイメージは更に強化され、晋作は天皇のためにその身を擲って働いた「英雄」として語られていく。地域的「英雄」像から、天皇制の下国民をまとめていく国家的「英雄」へとイメージは変遷していったと見る事ができるだろう。

このように、晋作伝は明治以降様々に変遷してきた。そこには各時代に行われた維新史編纂・顕彰の流れ、そして近代日本の時代・社会状況が反映されている。各時代の様々な状況を受けてつくられてきた晋作像は現代にまで影響を与えていると言えよう。

おわりに

本稿では、高杉晋作イメージがどのように形成され、変遷してきたかという点について、明治以降の伝記を中心に、執筆者・顕彰主体の意図や、そこに描かれた高杉像を検討することでその概観を示し

た。晋作に関する語りは多様であり、詳細な変遷過程を知るためには今後もより多くの晋作伝・顕彰活動について検討していかなければならない。本稿で取り扱ったのはほんのわずかな部分ではあるが、大まかな流れをつかむことで今後の課題も明確になったのではないかと考える。

晋作像の形成に影響を与えた存在として、伊藤博文や山県有朋ら長州系の政治家たちの存在は大きい。彼らの行った顕彰活動の実態とともに、彼らの持っていた維新観や現代観がどのように顕彰と関わっているかを調査することは晋作像形成を考える上で重要な課題である。また、晋作像の形成最初期である明治初期の晋作像の収集や、明治後期から大正初期に告いで顕彰が活発に行われた昭和期の晋作像も興味深い対象である。

また、本稿では伝記を中心に検討したがそれ以外にも注目すべき語りは多く存在する。先に述べた横山の伝記では、世間において晋作の奇抜で激しい行動が注目されていることが述べられていた。また和

田健爾『高杉晋作 志士の精神』の中でも、和田は晋作を「憂国の至情にもとづく純粋な青年」の心を持って活動した人物というように評価した際、「世人は、とかく高杉の陽剛をいひ、頑烈を挙げて、彼を何か武勇伝風の暴客の如く評し去るものがある」³⁴ことを述べている。ここに表れているように、世間では晋作を奇抜な、時には暴力的な人物として見るイメージも存在していた。

一坂太郎氏がその研究の中で述べているように、晋作は「英雄」的に語られる一方で、維新以後長州藩において武士身分を失ったものたちにとっては「秩序の破壊者」³⁵でもあった。明治維新直後、長州においては、晋作に対する負のイメージも語られていたようである。このように本稿で見てきた晋作像以外にも、民衆の持っていた晋作像は存在していたものと思われる。このような側面についても考慮しつつ、晋作像と各時代との関わりを見ていかなければならないだろう。以上のような課題を踏まえ、今後とも検討を続けていきたいと考えている。

【注】

- 1 毛利家の歴史編纂事業については、広田暢久「毛利家編纂事業史(其の一)～(其の四)」(『山口県文書館研究紀要』第3・6・7・8号)を参照している。
- 2 奈良本辰也『高杉晋作』(中央公論社、1965年) iii～iv頁
- 3 前掲、奈良本辰也『高杉晋作』iv頁
- 4 一坂太郎『高杉晋作』(文藝春秋、2002年) 229頁
- 5 前掲、一坂太郎『高杉晋作』 227頁
- 6 伝記としては、梅溪昇『高杉晋作』(吉川弘文館、2002年)、青山忠正『高杉晋作と奇兵隊』(吉川弘文館、2007年)などがある。
- 7 前掲、青山忠正『高杉晋作と奇兵隊』 212頁
- 8 前掲、青山忠正『高杉晋作と奇兵隊』エピソード
- 9 前掲、一坂太郎『高杉晋作』
- 10 新聞集成明治編年史編纂会『新聞集成明治編年史』第13巻(財政経済学会、1936年) 456～457頁
- 11 前掲、一坂太郎『高杉晋作』 4頁
- 12 河村敬一郎『近世正義人命列伝』(1875年)
- 13 下線は筆者による。
- 14 日比野利信「維新の記憶—福岡藩を中心として—」明治維新学会編『明治維新と歴史意識』(吉川弘文館、2005年)所収
- 15 『入筑始末』では早川勇が序文の寄稿も行っている。
- 16 この一件は乙丑の獄と呼ばれる。
- 17 江島茂逸『高杉晋作伝入筑始末』(圓々社書店・陽壽館、1893年)序・凡例12頁。
点は筆者、変体仮名は現在の仮名遣いに直した。
- 18 中岡慎太郎の変名、石川誠之助。

- 19 前掲、江島茂逸『高杉晋作伝入筑始末』 120頁
- 20 渡邊修二郎『高杉晋作』(少年園、1897) 1頁
- 21 明治42(1909)年、田彦根藩有志により井伊直弼銅像が建設され、横浜開港五十周年にあわせて除幕式を執り行おうとしたところ、薩長の政治家たちに中止を求められた一件。(『東京日日新聞』明治42年6月27日付)
- 22 晋作の墓所。
- 23 「七友高杉を思ふ」(『防長新聞』1911年5月23日)
- 24 事業の経緯については、拙稿「高杉晋作顕彰碑とその背景」(『山口県地方史研究』第110号、2013年)参照。
- 25 原文は漢文である。
- 26 前掲、青山忠正『高杉晋作と奇兵隊』 3頁
- 27 村田峰次郎『高杉晋作』(民友社、1914)序4頁
- 28 堀哲三郎編『高杉晋作全集』(新人物往来社、1974年)
- 29 横山健堂『高杉晋作』 6頁
- 30 和田健爾『高杉晋作 志士の精神』(1943年、京文社書店) 3頁
- 31 前掲、和田健爾『高杉晋作 志士の精神』 187頁
- 32 前掲、和田健爾『高杉晋作 志士の精神』 3頁
- 33 司馬遼太郎『世に棲む日日』など
- 34 前掲、和田健爾『高杉晋作 志士の精神』 2頁
- 35 前掲、一坂太郎『高杉晋作』 227頁

松澤善裕氏所蔵文書目録

森 弘子
宮崎 克則
安高 啓明

松澤善裕氏所蔵文書は西南学院大学博物館管理運営規則第11条に従い、2012年6月12日付で本学博物館が寄託を受けたものである。目録および資料の紹介に先立ち、寄託されるまでの経緯について触れておきたい。

本資料群について、甘木歴史資料館の馬田弘稔副館長(役職名当時)から本学博物館学芸員安高啓明に九州域のまとまった古文書を所有している方がいるという情報をいただき、その一部を調査することになった。本学博物館は甘木歴史資料館で開催された2010年度秋季特別展「秋月・今村のキリシタン－信仰・禁教・祈り続けて」に協力しており、それ以来、キリシタン資料に関する情報共有をしていた。その一環の中で個人でまとまった資料群を所有していることをうかがい、5月12日に事前調査をおこなうこととなった。調査を進めていくと、特に平戸藩関係の資料であること。そして、このなかにキリシタン関係の書状も含まれていることを確認し、資料の一部を撮影したうえで、大学博物館で協議することとなった。そして、6月12日に本学博物館長高倉洋彰(役職名当時)と所蔵者である松澤善裕氏の立会いのもと、調査研究に活用するというを前提とした寄託文書を手交した。なお、松澤氏は、このほかにも、福岡藩の宗門人別改帳や踏絵(模造)も所有していたことを付記していく。

松澤善裕氏所蔵文書の総数は295点。多くは書状であり、約50点の下絵もある。大名が抱えるような御用絵師の下絵でなく、好事家の絵と思われる。その他の一紙類は多く平戸藩領的的山大島に関する史

料群である。的山大島は「あづちおおしま」と読む。長崎県の平戸島の北方にある島であり、行政的には平戸市に属する。通称で大島と呼ばれている。本紀要で論文として掲載する森弘子・宮崎克則「西南学院大学博物館寄託『松澤善裕氏所蔵文書』に見る鯨組と地域漁業の軋轢」は、そのうちの1点の書状を紹介している。

多くは1800年前後の史料であるが、No:58『上使御尋御益覚書』は宝永7(1710)年にやってきた幕府巡見使への対応記録である。それには、「鯨ハ何程之銀高在之候哉と御尋ニ付、鯨ニハ段々銀高之品申上候ハ、鯨壺本ニ付、四メ目より式拾貫目迄銀高御座候と申上候」とあり、宝永の巡見使は捕鯨の収益に興味をもっていたことがわかる。その質問に答えた小川卯右衛門は最大で銀20貫目と答えているから、金333両余。現在の価格では、18世紀初期なので1両=20万円とすると、約6600万円の収益を1頭の鯨から得ることができたことになる。またNo:55文政9(1826)年『御領分代官庄屋控帳』は、平戸藩内の代官と村々の庄屋名を書き上げる。当時の「生月二ヶ村」の代官は後藤定八、「大島、度島二ヶ村」の代官は松本孝平、「生月村」の庄屋は山川虎左衛門、「度島村」の庄屋は川村猶平、「的山村」の庄屋は浜田宗助、「大島村」の庄屋は永井領之助などあり、平戸藩内の庄屋数は「メ八十五庄屋」であったこともわかる。

さらにNo:246文政1(1818)年「宗門御改手形」は、大島における宗門改めが終わったことを藩へ報告したものである。「大島浦惣人数 千五百拾五人」とあり、「当春夏両度之宗門御改、不残切支丹之絵為踏申候」とある。1500人余の人々に対して、春・夏の2

度、宗門改めを実施して踏絵を踏ませていた。作成者は大島浦の肝煎(栄蔵他4人)のほか、浜使の宮田松右衛門、浦年寄の川久保助左衛門・井元利三左衛門・神田甚兵衛であり、当時の浦役人の構成もわかる。

このように、松澤善裕氏所蔵文書は19世紀初頭の

北部九州で最大の経営規模を誇っていた生月島の鯨組主(益富組)の漁場に隣接する大島に関するものであり、捕鯨が周辺の漁民にいかなる影響を与えたか、平戸藩内ではどのように宗門改めが行われたのかなどを窺うことのできる史料群である。今後の研究に大きな示唆を与えるものと思われる。

【参考】

中園成生「大島捕鯨の概要」(『平戸市生月島町博物館 島の館だより』12号 2008年)

『大島村郷土誌』(大島町教育委員会 1989年)

中倉光慶「西海捕鯨と井元弥七左衛門家について」(『松浦党研究』6号 1981年)

埴 薫蔵「大島郷土誌」(『平戸之光』20号 1935年)

史料番号	表題	年代	作成	宛名	形態	内容
1	下絵				和綴、14丁	草花(色)、野草(墨)、コウモリ、水鳥(墨)、寅(墨)、梅(墨)、野草(墨)、狸(墨)、鉢植野草(墨)、おしどり(色)
2	下絵				和綴、12丁	墨線書、人物、伊勢海老、植物
3	下絵				和綴、6丁	水辺と鳥の絵、墨絵
4	下絵				和綴、4丁	ぼたんなどの花、扇子の墨絵、一部彩色、一枚綴からはずれ
5	下絵				和綴、8丁	馬
6	下絵				和綴、6丁	植物の墨絵
7	下絵				和綴、10丁	墨絵 こま犬の絵、野草の絵など
8	下絵				和綴、6丁	银杏、墨描き
9	下絵				和綴、4丁	墨書 風景・魚
10	下絵				和綴、3丁	樹木
11	下絵				和綴、3丁	植物の墨絵
12	下絵				和綴、5丁	彩色有り、風景、かさ
13	下絵				和綴、5丁	狛犬とぼたんの墨絵
14	下絵				和綴、4丁	松、馬、狛犬の墨絵
15	下絵				和綴、6丁	馬(墨)
16	下絵				和綴、21丁	梅や牛などの墨絵
17	下絵				和綴、5丁	墨書、波・龍
18	下絵				和綴、24丁	七福神の墨書
19	下絵				和綴、4丁	カメと池(川?)の墨書 水辺のカメ
20	下絵	安政五年 四月十五日	山川(屋)興一郎		和綴、18丁	武者など人物の墨絵、一部彩色あり、破損あり
21	下絵				和綴、6丁	墨書きで、山水が描かれている
22	下絵				和綴、8丁	一部彩色 茶道具
23	下絵				和綴、4丁	着物の下絵 墨、彩色(松と波)
24	下絵				和綴、3丁	山水、墨描き
25	下絵				和綴、8丁	風景、墨描き
26	下絵				和綴、5丁	鳥、伊勢海老、茶道具、墨描き
27	下絵				和綴、15丁	家、馬、雀、一部彩色、墨描き
28	下絵				和綴、5丁	梅と水鳥、一部彩色、墨描き
29	下絵				和綴、2丁	梅、墨描き
30	下絵				和綴、10丁	鳥、魚、花、大福帳の裏紙使用
31	下絵				和綴、6丁	魚、鳥、ちょう、墨描き
32	下絵				和綴、3丁	亀、墨描き
33	下絵				和綴、3丁	墨描き、亀、松、農家他
34	下絵				和綴、8丁	墨書、鶏・松・千羽鶴の絵、一部彩色、墨描き
35	下絵				和綴、4丁	風景画(竿舟、松、家等・・・墨、ねずみ、うすあか、あおの色指定あり)、袖 一尺四寸、身 三尺二寸、はば：七尺三分、エリ：四尺二寸、はば：二尺三分・・・着物の下絵
36	下絵				和綴、5丁	虎、狛犬、三福神などの墨描き
37	算法記	明治十七年	小川熊治郎		小横帳、4丁	算法の問題と解答
38	人名録				横帳、6丁	人名
39	諸品書付				横長、2丁	食べ物(まんじゅう、かき、けいらんなど)と品名のリスト
40	金銭書付				横長、3丁	長崎行、和三郎百四拾匁、次郎百四拾目
41-1	丑年諸納銀之通	慶應元年正月	舛山屋長右衛門		小横帳、6丁	払方
41-2	諸納銀月講通	文久三年亥正月	舛屋庄平次		小横帳、5丁	正月～12月
41-3	酉年諸納銀通	文久元年	舛屋八百蔵		小横帳、4丁	払方
41-4	午歳迄不納年賦通	文久元年酉十二月	舛屋八百蔵		小横帳、4丁	不納分の年賦帳
41-5	酉年諸納銀通	文久元年酉二月	舛屋八百蔵		小横帳、6丁	払方
42	山口地藏堂作	(明治)九年三月			横帳、11丁	作事に関する収入と支出

史料番号	表題	年代	作成	宛名	形態	内容
43	覚				横帳、6丁	松、炭などの購入費や賃金書付
44	覚				和綴、20丁	金額と屋号及び人名
45	作事入目覚	安政元年卯月	小川		和綴、14丁	賃金の支払いのための出勤簿、終半はご祝儀の書き上げ
46	小諷千秋楽	明治十五年	小川氏		縦帳、25丁	謡
47	覚	己二月	榊屋庄二郎他	小川宇右衛門	和綴、11丁	酒代の請求書など
48	下絵				和綴、4丁	柳などの墨書き、高串、畑津浦など旧唐津藩の地名が記された書付の裏を利用
49	覚				和綴、9丁	金銭支払いの覚か
50	山口地藏堂作事請払帳	明治九年子三月	世話方 小川茂三郎 石田仁八		和綴、15丁	地藏堂建設のための収支
51	先家話之尽		油屋連		縦帳、5丁	二巻之内 六月十四日 連歌集
52	子年煎海鼠御褒美銀斤数定割渡帳	天保十三年寅八月	岩永浜右衛門代		横帳、4丁	鍋申浦のなまこの収穫と褒美銀、銀斤数定割渡帳
53	御銀并諸色納帳	天保十五年	大島浦中倉喜右衛門		縦帳、16丁	「天草鑿釣御運上」などの運上銀について記す
54	丑年諸納銀之通	天保十三年寅七月	出口新蔵 岩永濱右衛門		小横帳、4丁	金銭書上、払方メ百拾三匁壹分、差引、三百五拾四匁八分不納
55	御領分中代官庄屋控帳	文政九丙戌年六月			横帳、6丁	領内の代官と庄屋の一覧
56	御領分中鮪網代記	文政九年三月吉日			横帳、11丁	地名、(人名)、金額書上、大島、五島、など
57	作事小吏覚帳	安政二年卯四月二十二日	小川十郎		横帳、4丁	品物(いも、たばこなど)を記す
58	上使御尋御益覚書	宝永七年六月十四	小川卯右衛門		横帳、10丁	巡見使への対応の覚
59	諸方指引帳	慶応四年七月			横帳、5丁	掛及び入金記録
60	小川年代記	明治四十四年第四月四日生月於テ之写	小川熊次郎		横帳、7丁	綴の状態だったようだが紐が外れている、小川家の系図
61	押様入目仕出帳	天保十一年子十二月	岩永濱右衛門		一紙	薬代、畳縁代など諸品代の書付、もと横帳だったものを継紙にする
62	書状		志佐浦 近藤清五郎 内		一紙	包紙有、(大嶋出来もんめんくる壺つ)の調査依頼
63	書状	七月十七日	(小川) 忠太郎	北松浦郡 平戸生月村 小川与□(破損)	一紙	父及家族へ 息子より 息災である旨の手紙
64-1	書状	十月二十日	藤山若三郎	立石市助	一紙	御廻札について浦中へ申付たという報告
64-2	書状	四月四日	松谷林吉	小川徳左エ門 平松弥五七	一紙	「浦御役所一件」について
64-3	書状	旧七月十六日	小川熊次郎	小川与一郎	一紙	田の日照りや虫害についての内容か
65	書状	五月十六日	御崎大納屋	本田五作	一紙	鮪をとるにあたって、本田五作の漁船が邪魔なのでどけてほしいという内容
66	書状	正月元日	南海宝右衛門	引地喜太夫	一紙	大島、度島の里数書付や大島の絵図の受領について
67	奉伺口上覚	文政七申年	小川屋喜右衛門	御調方御役人	一紙	城下鍛冶屋町中倉伊兵衛の養子について
68	記	(明治)			一紙	金額、人名書上
69	添證文	辰十月	品川久吉		一紙2枚	米百俵拝借、家屋敷并酒造道具拝借引当、奥書有り
70	書状	閏正月二十七日	御崎大納屋	森田吾作	一紙	漁舟一件につき大納屋より掛合のこと、下書、前欠
71	願書	午十月	流川触 町内中		一紙	岩吉家内の内紛について、町内中と12の対処に関する願い
72	書状	十一月七日	南海宝右衛門	引地喜太夫	一紙	測量方役人来訪への対応について、別紙、包紙あり
73	書状		小川熊治郎 小川熊四郎	小川與一郎	一紙	包紙有、父小川與一郎宛の現状報告
74	記	戌三月二日	富田松右衛門	小田切助太夫		絵踏をしなかった人数について、他に断簡6点

史料番号	表題	年代	作成	宛名	形態	内容
75	口達	十月四日	的山浦 白石佐一	浦御役中	一紙	借りた船を消失したため、借主への処罰
76	売渡証文	天保六年末五月	糸山長右衛門 他三名	富永興三郎	一紙	白石左次兵衛、拝借銀不納に付、引当の土地売渡についての証文、拝借添証文あり
77	書状	旧四月十四日	小川熊治郎	小川與一郎	一紙	包紙有、染物に関する内容
78	借金引当書付	天保五年 四月二十七日			一紙	中にこよりで閉じこみ一紙あり、「御城方御貸方より拝借銀」の引当について建家、土蔵のかき上げ、横棒が引いてある
79	覚	二月十一日 ～八月七日			一紙	2月11日～8月8日迄の書上げ
80-1	書状				一紙	口達の控を送る、後ろの文章が欠けている
80-2	口達	子十二月十九日	宮田松右衛門	桑田利左衛門外		井元八十吉方の乙吉について、不行跡の届け
80-3	書状					ご苦勞をかけることへの詫び
80-4	口達		役中			井元八十吉方の乙吉の不人品の届
81	口達之覚		組頭衆 庄や		一紙	組頭衆と庄やから野口安蔵方の米吉の逃亡届
82	書状	十二月三日	末吉亀治	岩永濱右衛門	一紙	包紙有、貼紙有、お世話になったことへのお礼
83	書状	十二月六日	唐津屋彦七	内山儀兵衛	一紙	「浦落銀式百目」のことについて
84	奉御伺口上覚		白木庄次郎		一紙	「夏貝座株」引当に関する覚
85	書状	五月十八日	平松要助忠道		一紙	借金の猶予願、包紙有、別紙一通有
86	記			小川徳左エ門外	一紙	的山浦等の人数・家数等の書き上げ
87	書状	十月二十六日	中田恒三郎	岩永濱右衛門 平松要助	一紙	包紙有、病人について四人方へ別紙を伝えてほしいという依頼書か
88	書状	三月十六日	茂二郎	小川與一郎	一紙	油三十丁、かす五十俵買い手がつかない
89	絵図				一紙	的山大島の地図が描かれている
90	書状	十一月十三日	留岩善之助 日高辰造	岩永濱右衛門	一紙	包紙有、花押有、注文品の催促状
91	書状	十二月十一日	長谷川久兵衛	岩永濱右衛門	一紙	包紙有、「長崎御越公義御廻浦」とあり
92	論語(断簡)				一紙	「論語」の断簡
93	書状	五月十四日	松熊	小川屋卯右衛門	一紙	左の目玉の手術について、包紙有
94	書状	三月十五日	崎村平七	岩永濱右衛門 書役要助	一紙	包紙有り、花押有り、見送りのお礼状
95	地所売買二付地券 御書換裏書願	明治十九年	小川熊治郎	北松浦郡長 朝永東九郎	一紙	地券の裏書の書換えを依頼する文書
96	書状	丑七月二十日	平松	小川屋宇右衛門	一紙	包紙有、付箋有、講の落札について
97	口達	四月三日	浦役人中	立石	一紙	川内木ヶ津浦の梅次郎、市之允の2名が松の木を伐りとったことについての穿さくに関する事
98	覚				一紙	「御切手納」などの金銭書付
99	書状	九月十一日	近藤増右衛門	岩永濱右衛門	一紙	包紙有、岩永濱右衛門、返事が遅れたことによる挨拶状
100	書状	三月七日	萩原萩之丞	小川屋喜右衛門	一紙	松の木伐採につきお咎めに関する書簡
101	書状	十二月二十一日	長谷川久兵衛	崎村平七	一紙	包紙有、花押有、大島浦役網の不足について
102	控	(明治)			一紙	北松浦郡的山村土地入札予定額控、持主川淵太造 他6人
103	口上覚	亥十一月十四日	浦役人中	立石民平	一紙	板屋という屋号の命名について
104	書状	(明治)	平松梅之丞他1名	小川與一郎	一紙	野紙、病気見舞い
105	書状	十一月十七日	白石太平、 橋本常作	岩永濱右衛門	一紙	包紙有、「雇銀貳拾壹匁不足」の件について
106	覚書	(江戸)			一紙	大嶋浦の加子などの人名書上
107	書状	八月二十二日	木村種太夫		一紙	包紙有り、喜三兵衛が船大工のところに隠れている件についてなど
108-1	記		立石市助	岩永・藤山	一紙	包紙

史料番号	表題	年代	作成	宛名	形態	内容
108-2	書状	十月二十日	立石市助	岩永濱右衛門 藤山若三郎	一紙	「御触」の廻達依頼
108-3	達	十月	月番	勘定奉行中	一紙	弍朱銀、壹朱銀の通用停止
108-4	書状	十二月五日	永田岸之平	大嶋村在浦御庄屋衆	一紙	出府につき、逆風のため在浦のこと
108-5	書状	十月十三日	加美庄太夫 島田梶之助	立石市助	一紙	花押有り、薬屋の看板について
108-6	書状	十月十八日	加美庄太夫 島田梶之助	立石市助	一紙	花押有り、所持の銀高を御船手へ書き上げる
109	奉伺口上之覚	戊五月七日	小川屋喜右衛門	御調方御役人	一紙	先祖弔いの願い、大嶋浦内踏町人小川宇右衛門の倅の養子先の事
110	書状	六月四日	大浦弥左衛門 (花押)	小川喜右衛門	一紙	網船同士の争いの仲裁、また「五拾両も損失」と有る
111	書状	六月二十六日	神戸屋忠右衛門	小川屋右衛門	一紙	「格別利銀無之」とあり
112	書状	(明治)旧二月三日	大浦湊 神戸屋	小川与一郎	一紙	包紙あり、「躍方借金」とのこと、「浦落金之儀」とあり
113	書状	六月朔日	中村幸八	小川喜右衛門内	一紙	「田平御渡海加子」について
114	控	七月二十三日	小川定右衛門	平松屋治蔵	一紙	「星鹿浦、先達而御改」について、書状の下書き
115	書状	正月十日	大浦丑太郎(花押)	小川卯右衛門	一紙	花押有り、年始の御祝詞
116	書状	十月九日	亀淵庫太	岩永濱右衛門	一紙	包紙有り、「当年鯉処札」のことについて
117	書状	正月二十一日	大納屋	守田五作	一紙	「魚先キニ出張邪魔」とあり、包紙有り
118	書状	十一月十五日	石山新吉	岩永濱右衛門	一紙	水夫雇銀不足のこと
119	書状	閏正月二十五日			一紙	長縄船が鯨をとるのに邪魔だから、もしそれが入りこんで来たら諸道具を取り上げるという旨の通知
120	書状	十二月十一日	橋村肥前	大嶋浦御役所	一紙	包書有り、先触書
121	書状	正月十六日	御崎大納屋	守田吾作	一紙	「魚先キ邪魔」になるので、漁船を差し留めるように依頼、書状5通の写し
122-1	書状	八月十日	引地順平	引地喜太夫	一紙	測量方のこと、一貫文のお世話依頼
122-2	書状	八月十二日			一紙	物主を仰付けられた
123	書状	閏正月十三日	御崎大納屋	森田吾作	一紙	長縄船の指し留め依頼、承引なければ船道具を取り上げること、書状2通の写し
124	書状	十月三日	日高辰造	立石市助	一紙	包紙有、花押有、ふち銀を8日までに納めるようにとの書状
125	記				一紙	大嶋浦人名書上、メ59人
126-1	書状	(明治)十七年旧十月二十九日	小川熊治郎		一紙	罪紙、長崎行きについて、生月壹部櫻井平吉殿宅ニ到ル、包紙、小川與一郎
126-2	書状	(明治)十七年旧十月二十九日	小川熊治郎	御尊父	一紙	紋付の染色について、徴兵検査の件
127	書状	(江戸)	御崎大納屋	森田五作	一紙	長縄船が鯨の回遊路を邪魔しているので、留めてほしい
128	書状	十一月十七日	平松忠三郎	小川與市郎	一紙	罪線有、包紙有、長崎より送った時の事、忠太郎殿無事であった
129	覚	(江戸)	白石佐市		一紙	紛失した捕鯨道具一覧
130	書状	十月十六日	田原治作、木鳥亀次	岩永濱右衛門	一紙	包紙有、大嶋浦より、「ふそく銀拾九分四厘御座候処」と有り、断簡有り
131	乍恐奉願口上覚	午五月	小川喜右衛門	梶山熊左衛門	一紙	岩永濱右衛門、引請銀一貫800目につき岩永の親類の20年賦返済を覚束なくなったため、その名前についての指示伺い
132	書状	十月十五日	小川林吉 当里染屋 宇右衛門	小川喜右衛門	一紙	前欠、「役方諸懸り物」出金について、断簡有り
133	覚	天保三年頃			一紙	横帳を解き他の記録用紙として転用、物の値段、稼手形など、全26枚
134	書状	十二月十四日	下条龍庵	立石市助	一紙	包紙、本文、添書、生月から送る、借金返済猶予願
135-1	書状	子九月二十六日	森宗右衛門	長崎迄浦々御役人中 松平出羽宇御預所	一紙	隠岐国にて、異国船が漂流した、長崎へ引送
135-2	書状	十月十九日	島屋儀右衛門	小川屋喜右衛門	一紙	「国継写指越可申処延引仕只今写、指送り」とあり

史料番号	表題	年代	作成	宛名	形態	内容
136	書状	四月七日	萩原荻之允	小川屋喜右衛門	一紙	(梅次郎の件について)山奉行よりの申達
137	覚	(江戸)			一紙	大嶋浦「角枕、掛矢、わらじ、小繩、ぞふり蓆などの方江被仰付けた品々」
138	書状	(明治以降)	小川興一郎	平松庄之丞	一紙	大浦湊 家屋敷の売買に関する依頼状
139	覚	申五月五日	小川屋喜右衛門	紐指村 御庄屋	一紙	嘉子扶持受取の覚
140	覚	三月五日	中倉喜右衛門	弥三吉	一紙	生鮑、「宗門御改日取二付」出役の為に取り扱う品々
141	書状	正月四日	御崎大納屋	守田語作	一紙	「長繩一件」について
142	書状	旧五月八日	小川熊治郎	小川興市郎(生月)	一紙	「かせい金」一円五十銭の払いについて
143	書状	(明治)	大浦	小川与一郎	一紙	試験終了及び、妻の女子出産等、近況報告
144	書状	(江戸)	小川与一郎	小川領助	一紙	唐船の来船について
145	書状	正月九日	大浦空助	小川宇右衛門	一紙	年始の御祝詞
146	書状	四月十八日	佐々三五右衛門	立石民平	一紙	「木ヶ津之者共、松木伐取候程吟味口書」等について
147	書状	申 三月			一紙	4人の百姓の賄代について
148	書状	十一月二十八日	小川虎助	小川興一郎	一紙	「ぶり漁」について
149	覚	(江戸)			一紙	品物と数量
150	書状	四月四日	松屋林吉	小川卯右衛門	一紙	「浦役所」についての問い合わせ
151	書状	四月朔日	伏見屋高助	小川卯右衛門	一紙	為替と帰国についての連絡
152-1	書状	寅七月二十四日	岩永浜右衛門(黒印)	高橋左助	一紙	包紙有、「みつ」の「切支丹之絵」を踏ませたことの報告
152-2	書状	八月十三日	岩永浜右衛門(花押)	高橋左助	一紙	宗門改に印形がないので、印形をして送るように
153	書状		家内より	小川興一郎	一紙	息子の嫁取の件
154	口上覚前文略	臘月二十九日	玄恵 母	喜右衛門	一紙	急用、借金の件
155	書状	十一月二十五日	民平	喜右衛門	一紙	「御用筋有之候間、御仕廻次第御同道」と有り
156	覚		山田利三郎他		一紙	山田利三郎らの不納銀書き上げ
157	書状	十一月十六日	近藤仙五郎	岩永浜右衛門	一紙	包紙有、「大根沓包」の送付
158-1	覚	申七月十日	田嶋屋酒場	小川喜右衛門	一紙	酒代預かりの覚
158-2	覚	未四月十九日	河内浦酒場	小川喜右衛門	一紙	酒代の清算
158-3	覚	申七月十四日	河内酒場	小川喜右衛門	一紙	酒代預かりの覚
159	覚	十二月十八日	格合中	御引附	一紙	染物に関する問い合わせへの回答の控
160	写	(明治)			一紙	金38円余の借金の抵当、建家の書き上げ
161	書状	旧十二月八日	木島権六(大嶋)	小川興一郎	一紙	久兵衛様も来られるので大嶋へ渡海してほしい
162	覚	巳五月			一紙	大嶋浦の本酒屋出店について、破損大
163	奉願口上覚	丑七月五日			一紙	大嶋では不漁続きと悪病流行の為、年賦銀の支払い延期と新たな借銀のお願いの控え、虫損大
164	覚	七月十八日	平松屋	そめ屋	一紙	取引上の不足を知らせる
165	書状	九月八日	下条龍庵	濱右衛門	一紙	「御祝会の発句の魚と酒、お祝いの差上置候」について
166	書状	(江戸)	坂元勘三郎	小川興一郎	一紙	佐渡屋梅造方の件について依頼
167	書状	旧四月十二日	小川熊治郎	父	一紙	生月より渡海のこと
168	書状	旧十月二十九日	忠次郎	小川興一郎	一紙	西福寺檀家の用金について
169	宗門御改皆済証文控	文化十二年乙亥年八月	大嶋浦浜使 宮田松右衛門他	神戸惣左エ門他5名	一紙	大嶋浦の宗門改皆済の控、他に人の名前が書かれた紙片は5枚、浦年寄平松・井元の名前あり
170	覚	午八月十日	大浦三之丞、大浦午之丞	品川治兵衛他3名	一紙	借銀申し込み及び抵当物件、他に2点あり
171	第一条ノ案文				一紙	2枚、売りに出された地所の入札に関する書き方について
172	奉願御切手覚	天保十二丑十一月十三日	平松喜市	山田文右衛門 他3名	一紙	往来切手の申請書の覚、破損大

史料 番号	表題	年代	作成	宛名	形態	内容
173	書状	子正月二日	小川虎助	小川與一郎	一紙	大工賃銀払済のこと、包紙有、家の建築が終わるまで滞留してほしい
174-1	書状	(江戸)	丸屋次右エ門 丸屋国次郎	小川卯右エ門	一紙	そちらで万次郎を「御仕入置」ください、包紙有
174-2	書状	卯十一月二日			一紙	万次郎の御仕入置願ひ
174-3	書状	十二月三日	丸屋国二郎	小川宇右エ門	一紙	問屋の名前を知らせてほしい、「どじょう」は参り次第送る
175	口上書	十月四日	元橋仁右衛門 山田宇八 小川梅三郎 品川作兵衛	貞方小	一紙	口達書は白石佐市が出した
176	書状	午七月五日	浜使外山長右衛門 浦役山田文右衛門 他2名	後藤定八	一紙	前欠、長崎行の船の加子として召し使うことについて
177	書状	十二月二十日	鳥飼健五郎 今井郷蔵	吉田儀八 大浦甚四郎	一紙	鯨組発端の仲間について
178	口達	寅九月二十八日	富永興三郎 他3名	立石市助	一紙	天草の鰹釣船11艘が大嶋浦に来た
179	書状	七月六日	小川屋与一郎	木寺只三郎	一紙	世話になったお礼と16日のお誘いの手紙
180	注文	寅十月	富岩善之助(黒印) 日高辰造(黒印)	岩永濱右衛門	一紙	包紙、江戸・大阪のお台所用及び献上用としての海産物の注文、崎方御番所からの付紙あり
181	書状	(江戸)	久市 新左衛門 善六		一紙	後欠、大嶋浦の町人達が長崎の浦上村の良八に鮪網、納屋場に雇われた際の賃金未払に対する申達の書
182	領収書	未正月二十三日	住徳丸情四郎、受人萬屋他1名	小川屋宅右衛門	一紙	阿波国むや迄之運賃金六十五両のうち、十両受け取る
183	書状	二月五日	小川林吉	小川卯右衛門様	一紙	加子の給料のこと、包紙有り
184	書状	三月六日	小川茂三郎	小川與一郎	一紙	「此元鮪漁無之」の事について
185	覚	(明治)			一紙	19年度国税 鏡トメ、塚本甚五郎、山下富蔵、小川與一郎、他2点
186	書状	十月八日	立石市助	岩永濱右衛門	一紙	度島へのお願ひ
187	書状	(江戸)			一紙	前欠、後欠、善六たちが無切手で長崎で網細工を行った件について書かれた書状
188	書状	(明治)	小山熊治郎	小川與一郎	一紙	次回の入目についての問い合わせ
189	書状	七月十三日	平松屋治作	平松屋彌五十 小川屋定右衛門	一紙	包紙有り、付箋有り、星鹿浦の調べがあったことへの見舞
190	書状	十月十四日	桑田利左衛門 (花押) 澤村彌三兵衛 (花押)	引地喜太夫	一紙	先日の別紙の書き付けが「付札」の通りに記入されてきた
191	覚	(江戸)			一紙	御法度の「イカ抜買」の処遇に関する覚、他2点
192	御請書控	十月	大嶋浦中	浦役人衆中	一紙	鯨組に請浦されては、大嶋の漁業ができなくなる
193	書状	二十六日	中倉喜右衛門	山田又右衛門 留永興三郎 品川久吉	一紙	御崎から届いた手紙について、返答をしたいので、御覧のうえ順達してほしい
194	覚	卯九月十八日	中倉喜衛門(黒印)	松本辰次郎	一紙	「百九拾七匁余」の「請取」について
195	書状	三月二十日	鴨川八百治 他1名	小川屋喜右衛門	一紙	松木伐取の梅次郎・市之丞に付き添い、庄屋所へ来るように
196	返事控	正月十八日		御崎組大納屋	一紙	「魚先き出張邪魔」になるという大納屋からの手紙への返事の控
197	書状	九月二十三日	日高辰造	立石市助	一紙	花押有り、包紙有り、大嶋の浦々からの諸納銀が遅れているので取り計らいを願う
198	書状		佐志弥太夫	岩永濱右衛門	一紙	金2歩受け取る
199	口達覚	四月	萩原蘇之丞 立石一平	立石民□□ 廣瀬吉太 近藤熊次郎	一紙	決まりにそむいて木を伐採したので、処罰

史料番号	表題	年代	作成	宛名	形態	内容
200	書状	十月二十六日	日高辰造(花押)	立石市助		多くの不納銀があるので早く納めるよう取り計らってほしい、包紙、付札有り
201	書状	十二月廿五日	山口千五郎	中倉喜右衛門	一紙	「平松氏納銀不納」の事について
202	書状	十二月九日	末武辰次郎	松山瀬右工内宛	一紙	浦の納銀を取立てに行く、他3点、内1点包紙有り
203	奉追願口上覚	亥三月	立石民平	荏原右衛門左衛門	一紙	川内浦濱使小川屋喜右衛門について、町年寄惣領格へ任命願ひ
204	書状	十一月十四日	留岩善之助 日高辰造	岩永濱右衛門	一紙	花印有、「人家帳」の差出しについて、包紙有り
205	返事控	閏正月五日	森田吾作	御崎大納屋	一紙	「魚先 出張邪魔」についての返書の控
206	書状	旧二月八日	平松弥十郎	生月村小川興市郎	一紙	返済期限延引の件
207	書状	正月朔門	南海宝衛門	引地喜太夫	一紙	「御無心申上候処」のお礼
208	書状	十月十四日	船越陽三郎		一紙	先刻渡した包をこの者に渡して下さい
209	書状	十二月四日	尾野並右衛門 (花押)	岩永濱右衛門	一紙	代銀を「浦落」から差し引く、包紙有、付紙有
210	書状	九月	善福寺	浦口役	一紙	「渡海船一船御用意」のお願い
211	書状	六月六日	小川十郎	小川興市郎	一紙	帰島の上、しっかりと養生してはいかが
212	書状		的山浦白石佐一	浦御役衆中	一紙	前欠、「小山西左衛門様御手船」を紛失の事、手紙の下書き
213	口達		浦役中		一紙	小川太郎左衛門からの口達に対する対応についての下書き、他11点
214	断簡	旧三月十七日 (明治)	大浦杉太郎		一紙	病気見舞いの状
215	覚				一紙	人名と金銭の書上げ
216	書状	閏正月十四日	森田吾作	御崎組 大納屋	一紙	長縄船、漁業の道具の取場について
217	書状				一紙	宛名なし、鰹釣船の許可についてのこと
218	書状		佐々木原之充 吉田文吉		一紙	壱州勝本浦より浦落に関する事
219	書状				一紙	「御両神様へ奉願」について、前欠、後欠
220	覚				一紙	金銭書付の断簡をつなぎ合わせ
221	奉御歎口上覚	閏九月	小川屋喜右衛門 (黒印)	立石民平様	一紙	早岐浦岩永濱右衛門病死により「引負銀」不足について、立石から佐々・荏原への奥書有り
222	断簡				一紙	日付、材木、等の記述
223	覚	(明治)			一紙	「九百四拾三番字今寺」「地主清水九平」について、罫紙使用
224	奉願口上之覚下書				一紙	山田文右工門を町年寄格に推撰する、他7点
225	書状	五月二十二日			一紙	城下滞在中、諸事についての報告
226	証	六月二日	大阪ぎ工場回漕問屋 阪茶舎(印)	川興市郎	一紙	運賃請取の証明
227	申口	戌四月二日	梅次郎 市之丞	川口木兵衛	一紙	松の木の伐採について
228	書状	四月七日	萩原萩之丞 立木一平	小川屋喜右衛門	一紙	梅次郎と市之丞の口書添書を明日中に差し出すように
229	覚	二月廿三日	直津浦	川内御役所	一紙	金銭書上
230	書状	七月二十三日	桑田利左衛門 沢村弥三兵衛	引地喜太夫	一紙	測量方御用、公義御触書の写の送付、井元利兵衛踏絵御免等について
231	包紙		藤八		一紙	包紙22点
232	嘆願書	午四月	小川喜右衛門	梶山惣左衛門	一紙	一年間の勘定目録及び御下げ銀割り渡し帳の提出に関する願書、他1点、前欠
233	御請書	丑十一月	井元幸右衛門 平松半兵衛 他1名	御船手役所	一紙	「浦役人中」から「御船手御役所」宛の奥書あり、塩商売に関する代銀上納についての請書
234	書状	(明治)	松尾屋徳次郎 他7名		一紙	小川与一あて書状、計8通、御見舞及び挨拶
235	奉願口上覚	(江戸)			一紙	宗門改御免及び除籍の願書の雛型

史料番号	表題	年代	作成	宛名	形態	内容
236	奉伺口上覚	六月廿日	貞方小兵衛 永田平六(花押)	岩永濱右衛門	一紙	若殿様の長崎行きに加子90人仕出するよう割り付けられたが、不漁続きで浦人は難渋している
237	書状		永田平六 長谷川久郎兵衛	岩永濱右衛門	一紙	御台所注文の鯛(するめ)拾五連を来月五日までに納めるように
238	五ヶ村割並式ヶ浦割控帳	天保十五年辰十一月十二日	大嶋浦 中倉喜右衛門		一紙	米や塩の物品を記す、もともと横帳であったものの断簡
239	記	(江戸)			一紙	浦日付役所にある台所道具の明細書か
240	奉追願口上覚	戌二月	立石民平	佐々三五右衛門 荏原右衛門左門	一紙	川内浦濱使・小川屋喜右衛門を町年寄惣領格にすることを願う内容
241	奉願口上覚扣	亥正月廿八日	宮田松右衛門	引地喜大夫	一紙	大嶋浦崎田千助妹はせが平戸町内山善次郎へ嫁ぐため、当浦帳面よりはらず旨の願書扣
242	[調査手引書]	(江戸)			一紙	各浦立調査する時の形式・手引書、家数・範囲・寺社・名所・旧跡などの調査
243	奉願口上覚	(江戸)			一紙	宗門改の際の雛形
244	宗門御改手口(形力)	文化十一申戌年八月	肝煎 市六・五左衛門 他		一紙	大島浦の宗門改の手形
245	宗門御改手形	文化十五戌寅年四年	肝煎 栄蔵他4名 濱使 富田松右衛門 浦年寄 川久保助左衛門 他2名	宮本権八 萩原波左衛門	一紙	奥書あり、大島浦の宗門改の手形
246	宗門御改手形	文政元戌寅年八月	浦年寄川久保助左衛門 他8名	小関三七 他10名	一紙	当春・夏2度の宗門改が完了した
247	宗門御改手形	(江戸)	郡代宇佐美字右衛門 他3名	森田作之進 他4人	一紙	前欠、奥書のみ、下書き
248	[宗門改手形]	(江戸)	浦年寄 平松太次兵衛 他4名	引地喜大夫 他10名	一紙	前欠、大嶋浦の宗門改についての証文、前欠
249	宗門御改手形		肝煎 弁次郎 他4名 濱吏 元橋仁右衛門 他3名	七種笹右衛門	一紙	大嶋浦の宗門改の手形
250	成夏宗門御改人拂證門	(江戸)	宮田松右衛門	古川戈三郎	一紙	大嶋浦人のうち宗門改の絵踏から除外された人物、包紙有
251	寅春宗門御改人払扣	(江戸)寅三月	宮田松右衛門	土肥左久馬	一紙	大嶋浦惣人数千五百拾四人、絵踏人数千八拾貳人、除外者(御家中奉公女中、遠島者、癩病人)
252	書状	十一月朔日	加美庄大夫 嶋田梶之助	立石市助	一紙	包紙有、大嶋浦の浦人家書き出しの督促
253	差紙 13枚	(江戸)	今浦伴助	大嶋浦濱吏	一紙	傳通船1艘の加子尾野並右衛門殿を渡海のため大嶋浦から出してほしい、他12点
254	窺書				一紙	付箋3枚有、西福寺の門・湯殿・雪隠を「手覚悟」で建てたいが松材木少々在方から受取ってもよいか
255	書状	十月十九日	富岩善之助	岩永濱右衛門	一紙	花押、包紙有、付紙有、「此壺封」を届けるようにとの件
256	書状	十月二十一日	瀧野直次郎	岩永濱右衛門	一紙	一朱銀と二朱銀について、包紙有
257	書状		岩永濱右工門	日高辰吉様 富岩善之介	一紙	泡谷八十八様のために加子を申しつけられ承知しました、包紙有
258	習字練習紙	(江戸)			一紙	元長帳をバラして、ひらがなを練習する
259	附紙				一紙29枚	「河内浦庄屋中」とある、附紙29枚
260	書状	(江戸)	立石市助 他	岩永濱右衛門 他1名	一紙5点	文字金銀及び草字銀等の通用停止と石燈籠・庭石等の高額な物の製造売買停止について、老中の書付写及び大目付の廻状の写等5点を糊付け
261	下絵				一紙	カニ、エビの絵
262	下絵		小川新吉		一紙	藤、蓮など植物図25枚
263	下絵				一紙	馬の絵など全9点
264	下絵				一紙	下絵 亀の絵など全8枚

史料番号	表題	年代	作成	宛名	形態	内容
265	下絵				一紙	虎の絵など9点
266	下絵				一紙	大根と鼠の絵(3枚)
267	下絵				一紙	鬼の絵など4枚、裏紙使用
268	下絵				一紙	鳥の絵など全26点
269	下絵				一紙	鯉の絵など10枚
270	下絵				一紙	竹の絵 6枚
271	下絵				一枚	馬の絵
272	覚	(明治)	地主 東山徳治 (黒印) 他4名		一紙	耕地に関すること、罫紙3点
273	下絵				一紙	狛犬の絵など8枚
274	下絵				一紙	鯉の上に乗っている老人図など20枚
275	下絵				一紙	うさぎの絵
276	下絵				一紙	武士の絵が描かれている、14枚
277	下絵				一紙	宗教系の絵画、「井出平吉」と書かれている紙あり、彩色画あり、11枚
278	下絵				一紙	子供の図など人物図、ほか36枚
279	下絵				一紙	享保雑が描かれている、「大浦屋兼作」とあり
280	下絵				一紙	鹿(彩色)、他4種(無彩色)
281	下絵				一枚	風景の絵など6枚
282	下絵				一紙	蒸気船
283	下絵				一紙	着物の下絵など2枚
284	書状	旧8月9日	小川熊治郎	小川御親父様	一紙	入札について、罫紙
285	地所永代売渡証	明治19年11月	小川熊治郎	大野宇之助	一紙	罫紙、松浦郡大嶋村の畑1反5畝23歩の永代売渡証文
286	引続営業御届	(明治)		北松浦郡長磯野直諒	一紙	紺屋職の営業
287	奉追歎口上と覚	午正月	小川屋喜右衛門		一紙	小川屋喜右衛門が浦勘定の役を退役したいという旨の口上覚
288	覚	旧4月15日	木寺権六郎(黒印)	山浦忠次郎	一紙	諸品代の請求書、他8点
289	書状	戌10月	虎次郎	小田屋徳左衛門 他三名	一紙	金銭出入りについてのこと、前欠
290	覚	(江戸)			一紙	「銀出入」、他7点あり
291	書状	(江戸)	永田平六	岩永濱右衛門	一紙	「加子呼出」のこと、他9点
292	書状		小川喜右衛門		一紙	引負銀返済について、他20点
293	覚	(江戸)			一紙	「同三両梅作」とあり、他33点
294	奉伺手控口上覚	酉2月	川内濱使小川屋喜右衛門		一紙	紺屋を弟へゆずりたい、大嶋浦家内帳から川内浦御帳請込方御免の伺の口上、他43点
295	記				一紙	捺印の切り抜き

酒井助大夫殿
東儀左衛門殿

桜井寺 印
崇台寺 印
快光院 印
玉峯寺 印
晴雲寺 印
浄林寺 印
江東寺 印
本光寺 印

本光寺印

江東寺印

浄林寺印

晴雲寺印

玉峯寺印

快光寺印

崇台寺印

桜井寺印

護國寺印

光傳寺印

安養寺印

浄源寺印

願心寺印

西方寺印

蓮正寺印

一切死丹宗門并轉之者御穿鑿恒例急度被仰付拙僧共且那胡乱成宗門無御座候自然不審成者御座候ハ、急度可申上候若脇方訴人御座候ハ、拙僧共不可通其罰候則且那名書頭ニ判形仕差上申候此
外銘々別紙證文差上申候為後日仍如件

專念寺印

蓮正寺印

西方寺印

浄源寺印

安養寺印

光傳寺印

護國寺印

願心寺印

一 江東寺印 生嶋原

松平勘解由家来川野徳右衛門 妻

一 西方寺印 生嶋原

松平勘解由家来中島斗右衛門家内 てう○

ノ 老人女

一 快光院印 生嶋原

松平勘解由家来 松尾安太郎印

ノ 老人男

一 蓮正寺印 生嶋原

片山與惣兵衛家来 松下平助印

一 同 寺印 同

倅 平太郎○

一 同 寺印 同

娘 か徒○

一 同 寺印 同

同 きん○

一 同 寺印 同

妻○

ノ 五人内男三女二

一 安養寺印 生嶋原

内嶋金平治厄介 猪之助○

ノ 老人男

一 晴雲寺印 生嶋原

酒井助太夫家来 稲田浅治印

不残除き

一 専念寺印 同

妻○

ノ 式人内男一人女一人

一 快光院印 生嶋原

除き

手代 寛蔵印

ノ 老人男

禅宗

浄土宗

法花宗

一向宗

右寺分

一同 寺印 同

家内女 具満○

一桜井寺印 同

娘 由き○

ノ六人内男四人 女二人

一晴雲寺印 生嶋原

板倉八右衛門家来 荒木財右衛門印

一同 寺印 同

妻○

一同 寺印 同

倅 嘉市○

一同 寺印 同

同 鉄之進○

一同 寺印 同

同 清治○

一同 寺印 同

娘 左を○

ノ六人内男四人 女二人

一本光寺印 生嶋原

板倉八右衛門家来高橋庄左衛門 妻○

ノ老人女

一晴雲寺印 生嶋原

板倉八左衛門家来高橋藤助 妻○

ノ老人女

一晴雲寺印 生嶋原

板倉八右衛門家来 大槻長右衛門印

一西方寺印 生嶋原

長右衛門 妻○

ノ式人内男三人 女一人

一玉峯寺印 生嶋原

板倉八右衛門家来 佐々木英玖印

ノ老人男

一晴雲寺印 生嶋原

板倉八右衛門家来 大槻和右衛門印

一同 寺印 同

倅 喜久太郎○

一同 寺印 同

同 熊太郎○

一同 寺印 同

當病 妻○

ノ四人内男三人 女一人

一快光院印 生嶋原

板倉八右衛門家来 三上定之丞印

ノ老人男

メ式人男 快光 以上 二男

一 浄源寺^印 生嶋原 御簾組 久右衛門^印

同寺 以上 みき

一 江東寺^印 同 娘 ちよ〇

一 晴雲寺^印 生嶋原 久右衛門母〇

一 西方寺^印 同 妻〇

メ四人内^{男三人 女一人}

一 浄源寺 生嶋原 外組 與八

メ老人男

光伝 御旗組 虎之丞

同 姉 しの

安養 妹 すの

メ三人

同組

護国 亀治

〃 母

〃 叔母

〃 姪

メ四人

一 快光院^印 生嶋原

一 同寺^印 同 外組 源吉^印 倅 源太郎〇

一 同寺^印 同 同 鶴之助〇

病 死

一 同寺^印 同 同 末吉〇

一江東寺印 生嶋原

下横目三木兵衛 母○

ノ老人女

一晴雲寺印 生嶋原

下横目 嘉久士印

當病

一同 寺印 同

母○

一同 寺印 同

弟 覚三郎○

一同 寺印 同

姉 そよ○

ノ四人内男三人 女一人

一浄源寺印 生嶋原

下横目柳之助家内 申之助○

ノ老人男

一崇台寺印 生嶋原

下横目 老助印

一護國寺印 同

倅 作太郎

一同 寺印 同

娘 さん○

一護國寺印 生嶋原

老助娘 ちせ○

一同 寺印 同

同 なべ○

ノ五人内男三人 女二人

一晴雲寺印 生嶋原

町同心節兵衛 妻○

ノ老人女

一晴雲寺印 生嶋原

御簾組兼五郎 妻○

保義卜改名

ノ老人女

光傳寺 御簾組 久治郎

ノ老人男

一快光院印 生嶋原

御簾組 源兵衛印

一同 寺印 同

倅 萬寿男○

一 浄源寺印 生嶋原

番人 清右衛門 妻○

ノ 老人女

一 浄源寺印 生嶋原

番人 惣七印

一同 寺印 同

倅 寿弥○

片田佐五郎
安養寺 祖母

一 願心寺印 同

妻○

ノ 三人内女男式人 病死

一 快光院印 生嶋原

番人 善大夫印

一同 寺印 同

當病 妻

ノ 式人内女男式人

一 桜井寺 生嶋原

番人 宇兵衛

ノ 老人男

一 浄林寺印 生嶋原

番人 沖左衛門印

ノ 老人男

一 晴雲寺印 生嶋原 當病

番人 元藏家内女 とく

ノ 老人女

一 光傳寺印 生嶋原

合力組元番人 壮兵衛後家 恵ひ○

ノ 老人女

一 桜井寺印 生嶋原

下横目 儀右衛門印

一同 寺印 同

娘 よし○

ノ 式人内女男式人

一 浄源寺印 生嶋原 當病

下横目 新八

一同 寺印 同

倅 申之助○

一同 寺印 同

娘 ぎん○

ノ 三人内女男式人

一江東寺印 生嶋原 手代 覚之助印

ノ老人男

一浄源寺印 生嶋原 手代勘藏 母〇

ノ老人女

一江東寺印 生嶋原 手代 猪兵衛印

一同 寺印 同 娘 以乃〇

一同 寺印 同 妻〇

ノ三人内男三人
ノ三人内女三人

一崇台寺印 生嶋原 手代 弾三郎印

快光院 手代 完藏

一同 寺印 同 倅 梅之助〇

一同 寺印 同 除き 同 辰次郎〇

一同 寺印 同 娘 婦さ〇

ノ四人内男三人
ノ四人内女一人

当病

一江東寺印 生嶋原 手代 啓之助印

一同 寺印 同 弟 伊三郎

一同 寺印 同 妹 み徒

二ノ帳二入

不残除き

ノ三人内男二人
ノ三人内女一人

一晴雲寺印 生嶋原 手代 忠治印

ノ老人男

一晴雲寺印 生嶋原 手代恭右衛門 祖母

ノ老人女

天保四年

三

宗門御改影踏帳

巳正月

宗門方

一我々儀切死丹^ニ無御座親祖父^方全轉^ニも無御座候^ニ付影踏宗門并頼置候寺又は生國銘々書附
 差上申候少も切死丹之儀心底^ニ含不申候^ニ付切死丹之記證文^ニ書載申候此旨相違御座候ハ、て
 うす伴天連ひいりよすひりつさんとふ始さんたまりや諸のあんしよへあとの罰を蒙りてうすの
 からさ絶果しうたつの如く頼母敷を失ひ終に頓死仕いんへるの、苦患に責られ浮事御座有間敷
 候事

一自然切死丹之儀承候ハ、可申上候事

一只今迄之宗門替申度^ニ付は御断申上其上^ニ替可申事

一我々儀弥切死丹^ニ無御座候^ニ付又日本之記證文を以申上候若偽お申上者梵天帝釈四大天王惣^而
 日本國中大小之神祇八幡大菩薩愛宕山大権現天満自在天神別^而温泉四面大明神猛嶋大明神之可
 蒙御罰者也仍記證文如件

二ノ帳入事

酒井助大夫殿
水谷梶兵衛殿

光傳寺印
護國寺印
桜井寺印
崇台寺印
快光院印
玉峯寺印
晴雲寺印
浄林寺印
江東寺印
本光寺印

快光院 ⑩

崇台寺 ⑩

桜井寺 ⑩

護國寺 ⑩

光傳寺 ⑩

安養寺 ⑩

善法寺 ⑩

浄源寺 ⑩

願心寺 ⑩

専念寺 ⑩

西方寺 ⑩

徳法寺 ⑩

大福寺 ⑩

蓮正寺 ⑩

一切死丹宗門并轉之者御穿鑿恒例急度被仰付拙僧共且那胡乱成宗門無御座候自然不審成もの御座候ハ、急度可申上候若脇より訴人御座候ハ、拙僧共不可遁其罰候則且那名書頭ニ判形仕差上申候此外銘々別紙證文差上申候為後日仍^而如件

蓮正寺 ⑩

大福寺 ⑩

徳法寺 ⑩

西方寺 ⑩

専念寺 ⑩

願心寺 ⑩

浄源寺 ⑩

善法寺 ⑩

安養寺 ⑩

一蓮正寺印 生嶋原

一同寺印 同

一同寺印 同

一同寺印 同

一同寺印 同

五人内男三人 女二人

一江東寺印 生嶋原

一人女

一安養寺印 生嶋原

一人男

一浄源寺印 生嶋原

一人男

一江東寺印 生嶋原

一人男

片山與惣兵衛家来 松下平助印

倅 平太郎○

娘 か徒○

同 きん○

妻○

小林清右衛門家内 病

内嶋金平治厄介 猪之助○

奥平與左衛門家来 加藤平八郎印

手代 覚之助印

禪宗

浄土宗

法花宗

一向宗

右寺分

厄介女
妻 くら

本光寺印

江東寺印

浄林寺印

晴雲寺印

玉峯寺印

一玉峯寺印 生嶋原

板倉八右衛門家来 佐々木英玖印

〆老人男

一晴雲寺印 生嶋原

板倉八右衛門家来 大槻和右衛門印

一同 寺印 同

倅 喜久七郎〇

くる除村人二而成
此所抜

一同 寺印 同

同 熊吉郎〇

一同 寺印 同

妻〇

一二入事
但家内共

〆四人内男三人
女一人

一快光院印 生嶋原

板倉八右衛門家来 三上定之丞印

〆老人男

一専念寺印 生嶋原

松平勘解由家来 中島斗右衛門印

斗右衛門妻

右去年中杉谷村より
呼入召置候処未届

不相廻事

一浄源寺印 同

倅 虎保〇

〆式人男

一江東寺印 生嶋原

松平勘解由家来川野徳右衛門 妻〇

〆老人女

一徳法寺印 生嶋原

松平勘解由家来小柳津治大夫家内 み左

〆老人女

一快光院印 生嶋原

松平勘解由家来 松尾安太郎印

〆老人男

一同 寺印 同 奈遍〇

ノ五人内男三人 女二人

一晴雲寺印 生嶋原 町同心鹿之助 妻〇

ノ一人女

一快光院印 生嶋原 御簀組 源兵衛印

ノ一人男

一淨源寺印 生嶋原 外組 與八當病

ノ一人男

一快光院印 生嶋原 外組 源吉印

一同 寺印 同 倅 源太郎〇

一同 寺印 同 家内女 具満〇

出生

同寺 萬寿男

ノ三人内女男二人

一晴雲寺印 生嶋原 板倉八右衛門家来 荒木財右衛門印

一同 寺印 同 妻〇

一晴雲寺印 生嶋原 財右衛門倅 嘉市〇

一同 寺印 同 同 鉄之進〇

一同 寺印 同 同 清治〇

一同 寺印 同 娘 左を〇

ノ六人内男四人 女二人

一本光寺印 生嶋原 板倉八右衛門家来 高橋庄左衛門 妻〇

ノ一人女

一晴雲寺印 生嶋原 板倉八右衛門家来 大槻長右衛門印

一西方寺印 同 妻〇

ノ式人内女男各一人

此所へ書入候事
番人元藏
家内女 とく

一 晴雲寺^印 生嶋原

下横目 茂兵衛^印

一 晴雲寺^印 生嶋原

茂兵衛娘 古の〇

一 桜井寺^印 同

厄介 堂つ〇

ノ三人内男式人

一 桜井寺^印 生嶋原

下横目 儀右衛門^印

一 同 寺^印 同

娘 よ志〇

ノ式人内女男式人

一 浄源寺^印 生嶋原

下横目 新八

一 同 寺^印 同

倅 申之助〇

一 同 寺^印 同

娘 ざん〇

ノ三人内女男式人

一 江東寺^印 生嶋原

下横目 安治 母〇

ノ老人女

一 晴雲寺^印 生嶋原

下横目 嘉久士^印

一 同 寺^印 同

母〇

一 同 寺^印 同

弟 覚三郎〇

ノ三人内女男式人

一 浄源寺^印 生嶋原

下横目 柳之助家内 申之助〇

ノ老人男

一 崇台寺^印 生嶋原 旅行

下横目 老助

一 護国寺^印 同

倅 作太郎〇

一 同 寺^印 同

娘 ざん〇

一 同 寺^印 同

同 ち勢〇

一 同 寺 ^印	同	妹	み徒○
一 晴雲寺 ^印	生嶋原	手代	忠治 ^印
一 大福寺 ^印	生嶋原	手代鹿之助	厄介女○
一 安養寺 ^印	生嶋原	番人富内	妻○
一 淨源寺 ^印	生嶋原	番人丑之助	妻○
一 願心寺 ^印	同	番人惣七 ^印	倅
一 淨源寺 ^印	生嶋原	倅	寿弥○
一 快光院 ^印	生嶋原	妻○	
一 同 寺 ^印	同	番人覚兵衛	妻○
一 桜井寺 ^印	生嶋原	番人	善大夫 ^印
一 崇台寺 ^印	生嶋原	當病	妻
一 淨林寺 ^印	生嶋原	番人	宇兵衛 ^印
一 同 寺 ^印	同	番人	財右衛門 ^印
一 同 寺 ^印	同	番人	沖左衛門 ^印

一晴雲寺^印 生嶋原

手代圓平 妻○

二帳二入

メ老人女

一淨源寺^印 生嶋原

手代勘藏 母○

メ老人女

一晴雲寺^印 生嶋原

手代孫左衛門 妻○

メ老人女

一江東寺^印 生嶋原

手代 薰平^印

メ老人男

一崇台寺^印 生嶋原

手代 弾三郎^印

一同 寺^印 同

倅 梅之助○

一同 寺^印 同

娘 婦左○

メ三人内女男式人

一晴雲寺^印 生嶋原 旅行

手代京右衛門 母○

メ老人女

西村弥平衛娘猪兵衛妻と成候

江東寺 猪平
江東寺 妻
江東寺 いの

一江東寺^印 生嶋原

手代 啓之助

二之帳二入

此所除

一同 寺^印 同

弟 伊三郎○

天保二年寅十二月十六日改元
文政十四年

三

宗門御改影踏帳

卯正月

寄合

一我々儀切死丹ニ無御座親祖父トク全轉ニも無御座候ニ付影踏宗門并頼置候寺又は生國銘々書附
差上申候少も切死丹之儀心底ニ含不申候ニ付切死丹之起證文ニ書載申候此旨相違御座候ハ、て
うす伴天連ひいりよすひりつさんとふ始さんたまりや諸のあんしよへあとの罰を蒙りてうすの
からさ絶果しうふたつの如く頼母敷を失ひ終に頓死仕いんへるの、苦患に責られ浮事御座有間
敷候事

一自然切死丹之儀承候ハ、可申上候事

一只今迄之宗門替申度ニ付は御断申上其上ニ替可申事

一我々儀弥切死丹ニ無御座候ニ付亦日本之起證文を以申上候若偽お申上者梵天帝釈四大天王惣而
日本国中大小之神祇八幡大菩薩愛宕山大権現天満自在天神別而温泉四面大明神猛島大明神之可
蒙御罰者也仍起證文如件

候ハ、急度可申上候若脇方訴人御座候ハ、拙僧共不可遁其罰候則旦那名書頭ニ判形仕差上申候
此外銘々別紙證文差上申候為後日仍如件

徳法寺印

専照寺印

光泉寺印

専光寺印

真藏寺印

勝光寺印

専念寺印

浄源寺印

善法寺印

安養寺印

光傳寺印

護国寺印

崇台寺印

桜井寺印

快光院印

龍泉寺印

晴雲寺印

江東寺印

本光寺印

酒井助大夫殿
水谷梶兵衛殿

禪宗
浄土宗
法花宗
一向宗
右寺分

本光寺印
江東寺印
晴雲寺印
龍泉寺印
快光院印
桜井寺印
崇台寺印
護国寺印
光傳寺印
安養寺印
善法寺印
浄源寺印
専念寺印
勝光寺印
真藏寺印
専光寺印
光泉寺印
専照寺印
徳法寺印

一切死丹宗門并轉之者御穿鑿全恒例急度被仰付拙僧共且那胡乱成宗門無御座候自然不審成者御座

〆 老人女

一 勝光寺 ① 生嶋原

出田春臺 妾 〇

〆 老人女

一 晴雲寺 ① 生嶋原

内村助右衛門 妾 〇

〆 老人女

一 本光寺 ① 生嶋原

平井孫三郎 妾 〇

〆 老人女

一 浄源寺 ① 生嶋原

伊東数助家内 みを 〇

〆 老人女

一 浄源寺 ① 生嶋原

小篠萬之丞 妾 〇

〆 老人女

一 浄源寺 ① 生嶋原

梅村弁太郎 妾 〇

〆 老人女

一 光傳寺 ① 生嶋原

渋川主水厄介 きよ 〇

〆 老人女

一 龍泉寺 ① 生嶋原

宮川慶右衛門賄女 春み 〇

且那寺召付事晴雲寺

一 龍泉寺 ①

林代山甫家内 王起 〇

〆 老人女

一 江東寺 ①

谷川安之進叔父友大夫家内 きち 〇

〆 老人女

一

松平勘解由家来稲田貞九郎 妻 〇

〆 老人女

此所ニ松平勘解由家来中島本右衛門家内共入事

一晴雲寺^印 生嶋原

数藏娘 登志○

ノ三人内男式大
女式大

一快光院^印 生嶋原

松平勘解由家来鈴木蓋十郎 妻○

ノ耆人女

一晴雲寺 生嶋原

世古徳兵衛 妾

榮母二成影踏御免

ノ耆人女

一本光寺^印 生嶋原

一瀬文治 妾○

ノ耆人女

一快光院^印 生嶋原

中山順繩 妾○

ノ耆人女

一光傳寺^印 生嶋原

村田栄記 厄介女○

ノ耆人女

一晴雲寺^印 生嶋原

和田与惣左衛門 妾○

ノ耆人女

一勝光寺^印 生嶋原

塚本俊左衛門 妾○

ノ耆人女

一本光寺^印 生嶋原

板倉喜平太 厄介女○

ノ耆人女

一快光院^印 生嶋原

牧十郎平厄介 春満○

ノ耆人女

一安養寺^印 生嶋原

伊藤保男 厄介女○

ノ耆人女

一徳法寺^印 生嶋原

柴原久五八 厄介女○

ノ耆人女

一本光寺^印 生嶋原

石原伊織 妾○

一 護国寺印	同	同 盛三郎○
一 専念寺印	生嶋原	太郎右衛門弟 益之丞○
一 同 寺印	同	同 良藏○
一 同 寺印	同	同 平藏○
一 同 寺印	同	同 政治○
一 同 寺印	同	同 忠次郎○
一 同 寺印	同	同 龜五郎○
一 同 寺印	同	妹 やす○
一 同 寺印	同	娘 なを○
一 安養寺印	生嶋原	中山要右衛門 妻○
一 同 寺印	同	中山市郎治○
一 専念寺印	同	妻○
一 安養寺印	生嶋原	市郎治倅 金次郎○
一 同 寺印	同	娘 き多○
一 快光院印	生嶋原	板倉八右衛門家来 三上定右衛門印
一 同 寺印	同	倅 喜久之進○
一 同 寺印	同	同 龜十郎○
一 同 寺印	同	同 弥寿馬○
一 快光院印	生嶋原	當病
一 老女人女	同	板倉八右衛門家来溝口平右衛門 妻
一 晴雲寺印	生嶋原	松平勘解由家来 小柳津数藏印
一 同 寺印	同	倅 弥寿馬○

除キ

當病

一 病死 ×

一 護国寺印 同 妹 たか○

一 専念寺印 生嶋原 市右衛門妻○

一 同 寺印 同 娘 満ち○

一 同 寺印 とう 〃 川や○

一 同 寺印 同 本多市兵衛○

一 同 寺印 同 母○

一 龍泉寺印 同 妻○

一 専念寺印 同 倅 泉之助○

一 同 寺印 同 同 友太郎○

一 同 寺印 同 同 数治○

一 同 寺印 同 娘 す恵○

一 同 寺印 同 弟 鉄五郎○

ノ 式拾壹人内男拾三人 女四人

一 光泉寺印 生嶋原 本多湯大夫印

一 光泉寺印 生嶋原 湯大夫 妻○

一 同 寺印 同 倅 与松○

一 江東寺印 同 同人 妻○

一 光泉寺印 同 倅 米三郎○

一 同 寺印 同 同 孫四郎○

一 同 寺印 同 娘 きち○

一 同 寺印 同 娘 かめ○

ノ 八人内男四人 女四人

一 専念寺印 生嶋原 糸岐太郎右衛門

一 同 寺印 同 倅 市三郎○

一 同 寺印 同 同 猪十郎○

ノ四人内女男三人

一善法寺印 生嶋原

内嶋金平治印

一同寺印 同

妻〇

ノ式人内女男二人

一安養寺印 生嶋原

佐野弥七印

一同寺印 同

妻〇

一同寺印 同

倅 仙次郎〇

ノ三人内女男二人

一崇台寺印 生嶋原

尾崎十右衛門

一真藏寺印 同

妻〇

ノ式人内女男二人

一龍泉寺印 生嶋原

本多市右衛門印

一護国寺印 同

祖母〇

一専念寺印 同

淳治 妻〇

一龍泉寺印 同

倅 文平〇

一同寺印 同

弟 定吉〇

一同寺印 同

同 八十治〇

一同寺印 同

同 官三郎〇

一同寺印 同

同 又八〇

浄源寺 野村四平

妙好寺 妻

江東寺 倅 兵太郎

浄源寺 喜久太郎

ノ四人内三人

一同寺印

同

同市右衛門弟 周治〇

ノ老人女

一快光院印 生嶋原

ノ老人男

一晴雲寺印 生嶋原

一同寺印 同

一同寺印 同

一同寺印 同

一同寺印 同

ノ五人内男三人 女二人

一江東寺印 生嶋原

一同寺印 同

ノ式人内男二人 女一人

一崇台寺印 生嶋原當病

ノ老人男

一光傳寺印 生嶋原

一同寺印 同

除式度

一同寺印 同

一同寺印 同

ノ四人内男三人 女一人

式度

一江東寺印 生嶋原

一同寺印 同

一江東寺印 生嶋原

一真藏寺印 同

武平

酒田新三郎

陶山宗七郎印

倅 猪代太郎○

同 源三郎○

娘 以登○

同 具満○

旅行

小林清右衛門印

妻○

天野兵左衛門

入江佐左衛門印

倅 吉之助○

同 仙治○

娘 ちか

當病

赤崎八十大夫印

妻○

八十大夫娘 川祢○

同 ち恵○

一 光傳寺 ^印	／ 老人女	生嶋原	稲田伊大夫 妻○
一 晴雲寺 ^印	／ 老人女	生嶋原	中川源八 母○
一 護国寺 ^印	／ 老人女	生嶋原	小野定六 妻○
一 本光寺 ^印	／ 老人女	生嶋原	草村太代助 妻○
一 晴雲寺 ^印	／ 老人女	生嶋原	原口卯之助 母○
一 崇台寺 ^印	／ 老人女	生嶋原	林田三郎右衛門 妻○
一 晴雲寺 ^印	／ 老人女	生嶋原	北野榮左衛門 妻○
一 桜井寺 ^印	／ 老人女	生嶋原	片山喜十郎 妻○
一 浄源寺 ^印	／ 老人女	生嶋原	石川清助 母○
一 江東寺	／ 老人男	生嶋原	田浦六郎平倅 覚之助
拔三二入			
一 快光院 ^印	／ 老人女	生嶋原	宮本伊八郎 母○
一 晴雲寺 ^印	／ 老人女	生嶋原	市川新吉郎 母○

一晴雲寺印 生嶋原

川野幸輔と改む 妻○

ノ 老人女

一浄源寺印 生嶋原

早川八十大夫 妻○

ノ 老人女

一浄源寺印 生嶋原

尾崎半助 妻○

ノ 老人女

一桜井寺印 生嶋原

鈴木鹿弥土 母○

ノ 老人女

一桜井寺印 生嶋原

中村大二 母○

ノ 老人女

一崇台寺印 生嶋原

白井増兵衛 母○

ノ 老人女

一崇台寺印 生嶋原

吉田鐵治良右衛門改む 妻○

ノ 老人女

松尾傑三郎
安養寺 妻
此等へ入事

一晴雲寺印 生嶋原

渡部大平 妻○

ノ 老人女

一専光寺印 生嶋原

宇野七郎 妻○

ノ 老人女

一晴雲寺印 生嶋原

平田龍五郎 妻○

ノ 老人女

一江東寺印 生嶋原

小柳津門入 妻○

一快光院 ^印	生嶋原	西田良平 妻○
ノ 壹人女		
一安養寺 ^印	生嶋原	松村正助 妻○
ノ 壹人女		
一江東寺 ^印	生嶋原	河野鉄大夫 妻○
ノ 壹人女		
一晴雲寺 ^印	生嶋原	西川東右衛門 母○
ノ 壹人女		
一晴雲寺 ^印	生嶋原	稲田作大夫 妻○
ノ 壹人女		
一安養寺 ^印	生嶋原	渡部関兵衛 妻○
ノ 壹人女		
一崇台寺 ^印	生嶋原	原口金右衛門 妻○
ノ 壹人女		
一善法寺 ^印	生嶋原	萩民右衛門 妻○
ノ 壹人女		
一晴雲寺 ^印	生嶋原	山田仲兵衛 妻○
ノ 壹人女		
一專照寺 ^印	生嶋原	名倉兵十郎 妻○
ノ 壹人女		
一江東寺 ^印	生嶋原	三浦又五郎 妻○
ノ 壹人女		
一淨源寺 ^印	生嶋原	中嶋平太左衛門 妻○
ノ 壹人女		
ノ 壹人女		栗原平之丞 母○

一同 寺印 同 倅 龜次郎○
一同 寺印 同 姉 ま川○

一淨源寺印 生嶋原 三浦啓大夫印
ノ四人内男三人 女一人

一崇台寺印 生嶋原 石田徳蔵印
ノ一人男

一晴雲寺印 生嶋原 林實大夫印
ノ一人男

一晴雲寺印 生嶋原 岡野為蔵印
一同 寺印 倅 金弥○

一同 寺印 同 娘 ゆ起○
一同 寺印 同 同 や恵○

一同 寺印 同 同 ゐ能○
ノ五人内男三人 女二人

除 土橋麻太郎左
方へ養ふ

一善法寺印 生嶋原 伊藤文助印

一同 寺印 同 倅 鉄馬○
一同 寺印 同 娘 満勢○

ノ三人内男一人 女二人

一光傳寺印 生嶋原 尾崎源一郎印

一同 寺印 同 倅 金平○

一光傳寺印 生嶋原 源一郎倅 源三郎○

一同 寺印 同 娘 て徒○

一同 寺印

妻〇

一同 寺印

倅 寿次郎〇

一同 寺印

娘 きん〇

一同 寺印

同 て川〇

一同 寺印

同 王か〇

ノ六人内男三人
女三人

一晴雲寺印 生嶋原

阿部玄助印

一同 寺印

倅 雄三郎〇

一同 寺印

同 智八郎〇

一崇台寺印

弟 金寿〇

ノ四人男

一晴雲寺印 生嶋原

伊藤大八印

一同 寺印

倅 八三郎〇

ノ式人男

一快光院印 生嶋原

成田喜藤太印

一同 寺印

倅 一之助〇

晴雲寺

本田太郎治

同

妻

同

妹 い名

ノ式人男

一快光院印 生嶋原

大槻丈大夫印

ノ老人男

一護国寺印 生嶋原

西川六右衛門印

一同 寺印

妻〇

ノ老人男

一善法寺印 生嶋原

池田幾左衛門印

一同寺印 同

倅 猪久男〇

一同寺印 同

同 惣三郎〇

一同寺印 同

同 栄次郎〇

一同寺印 同

娘 やす〇

ノ五人内男四人 女一人

一晴雲寺印 生嶋原

草野安兵衛印

一同寺印 同

娘 堂川〇

一同寺印 同

同 怒左〇

ノ三人内男二人 女一人

一江東寺印 生嶋原

柴田初大夫印

一同寺印 同

旅行

岡野唯治印

一同寺印 同

倅 保馬〇

一同寺印 同

同 豊太〇

同寺

みち〇

ノ三人男

一快光院印 生嶋原

本多原兵衛

一快光院印 生嶋原

原兵衛倅 亀冬助〇

一同寺印 同

娘 起か〇

ノ三人内男二人 女一人

一崇台寺印 生嶋原

坂本織右衛門印

ノ老人男

一快光院印 生嶋原

井塚平兵衛印

旅行

一 浄源寺印 生嶋原

黒田祐右衛門印

一同 寺印 同

妻〇

ノ式人内女男式人

一 浄源寺印 生嶋原

黒田三郎兵衛

一同 寺印 同

倅 三之進〇

一同 寺印 同

娘 きん〇

一 浄源寺印 生嶋原

三郎兵衛娘 ちか〇

ノ四人内女男式人

一 浄源寺印 生嶋原

内藤周平

ノ老人男

一 浄源寺印 生嶋原

齋藤戸一郎印

ノ老人男

旅行

一 善法寺印 生嶋原

西岡久左衛門印

一同 寺印 同

倅 直五郎〇

一同 寺印 同

同 鉄弥〇

一同 寺印 同

同 安馬〇

同 寺印 同

同 友之丞

一同 寺印 同

同 友之助〇

ノ六人男

一 晴雲寺印 生嶋原

弓削五助印

一同 寺印 同

倅 金吉〇

一同 寺印 同

同 直三郎〇

ノ三人男

一 晴雲寺印 生嶋原

千紅印

天保二年寅十二月十六日改元
文政十四年

一

宗門御改影踏帳

卯正月

寄合

一我々儀切死丹^ニ無御座親祖父^方全轉^ニも無御座候^ニ付影踏宗門并頼置候寺又は生國銘々書附
差上申候少も切死丹之儀心底^ニ含不申候^ニ付切死丹之記證文^ニ書載申候此旨相違御座候ハ、て
うす伴天連ひいりよすひりつさんとふ始さんたまりや諸々のあんしよへあとの罰を蒙てうすの
からさ絶果しふたつの如く頼母敷を失ひ終^ニ頓死仕いんへるの、苦患責られ浮事御座有間敷候
事

一自然切死丹之儀承候ハ、可申上候事

一只今迄之宗門替申度^ニ付^ハ御断申上其上^ニ替可申事

一我々儀弥切死丹^ニ無御座候^ニ付又日本之記證文を以申上候若偽お申上者梵天帝釋四大天王惣^ニ

日本國中大小之神祇八幡大菩薩愛宕山大権現天満自在天神別^ニ温泉四面大明神猛嶋大明神之可

蒙御罰者也仍^ニ起證文如件

凡例

- 一、本書は、嶋原藩の宗門人別改帳である。
- 一、本書の原本は、西南学院大学博物館に所蔵されている。
- 一、刊行に際しては、なるべく原本の体裁を表すようにつとめたが、多少の修正を加えているところもある。
- 一、変体仮名は、江、而のみ活字を小さくして用い、他は平仮名に改めた。また^レはもとのままにした。
- 一、旧字は原文通りとした。
- 一、原本の虫損等により判読不能の文字は□で示した。
- 一、原本の抹消や書き直しなどによる訂正はその両方を示した。
- 一、氏名は原文通りとした。
- 一、原本にある貼紙は四角で囲んで表記し、貼紙で消された部分は「」で表記した。

めに領内の人口調査が行われた。更に、文政六(一八二二)年には田畑数・家数から農民の日常生活、牛馬数、寺院本末等までの詳細な明細書の作製が命じられている。本稿掲載の資料が作成された天保期にも、天保三(一八三二)年に領内の人口調査が行われた。災害からの復興や、藩政の速やかな立て直しのために領内の情報収集が必要とされたためと考えられる。本稿で紹介する「宗門御改影踏帳」もまた、一部ではあるが嶋原藩の人口を知り得る資料であり、宗門人別帳がキリシタン禁制と同時に戸籍の役割を果たすものであったことから、この「影踏帳」は嶋原藩において領内調査の一端を担う意味をも持ったものであったのかもしれない。本資料は嶋原藩の宗教問題について、また幕府や藩の宗教統制、人民統制政策について考える上でも参考になるものであると言える。

1 本多正純の家臣であった岡本大八が、有馬晴信へホルトガル船撃沈の功を上申するとして、晴信から賄賂を受け取り、幕府に発覚し処分された事件。

2 総司のもとに礼司・勘定・米金の三府を設置し、会議制によって借銀の利子支配や大阪屋敷の運用を行い、歳出歳入を一本化した。

スト教と深く関わってきた地域であったと言える。そのため、一揆後幕府は嶋原藩の宗教・人民統制に細心の注意を払っている。一揆の直後には、原城で幕府軍の指揮をとった松平信綱を嶋原へ滞在させ事後処理を命じた。信綱は原城を徹底的に破壊するとともに、この地域にキリシタン禁止や、耕作奨励、浮浪人対策などの農民維持・治安維持政策を掲げ、領内の安定を図っている。更に、幕府は嶋原を譜代大名領にすることとし、寛永十五（一六三八）年四月に遠江浜松城主高力忠房を藩主に任命した。高力氏によって一揆からの復興が行われたが、一方で独断的な政治が行われたとされ、更に寛文九（一六六九）年には福知山城主松平忠房が嶋原藩主に任命された。嶋原に入った忠房は藩体制の安定へ向けて、諸行政機関の設置、領内町村の体制の確立など様々な施策を実行した。その中で、寛文十一年には領内の人口調査を兼ねた宗門改めを施行している。嶋原藩において宗門改めは、宗教統制・人民統制を実行する政策のひとつとして重要な役割を果たしていたと言えるだろう。

これ以降、嶋原藩では、寛延二（一七四二）年から安永三（一七七四）年の間一時戸田氏が藩主となる期間を除いて、明治に至るまで松平氏による統治が行われた。この時間においても嶋原藩では様々な困難が生じ、統治は容易なものではなかったようである。

領内では災害や飢饉が度々発生し、領民を困窮させた。元禄期以降、干ばつ・田畑への虫害、風水害などが立て続けに起こっている。また、忠房以後、松平家は実子相続ができず養子による相続が行われたが、いずれも夭逝し藩政が安定しない状態が続いた。享保十五（一七三〇）年には島原・天草一揆以降初の百姓一揆も起こっている。更に、藩では財政の立て直しと農村の救済のために榎蠟の生産を開始したが、事業の最中であつた寛政四（一七九二）年には雲仙岳の眉山が爆発し、嶋原と対岸の肥後国に多数の死者を出すという事態が起こった。これにより再び行政、財政は混乱することとなる。このような状況を受けて、同年に藩主となつた忠馮は藩政改革を実行する。三府法²と呼ばれる行政機構を施行して財政の管理を行い、文化十三（一八一六）年には家臣数の削減が提案された。また、農村の制度改革や、人心収攬、封建教学の再確認を目的とした藩校稽古館の設立なども行って藩政の安定に努めている。

このような統治の過程で、嶋原藩では領内の人口や耕地等に関する調査が幾度か行われている。藩政改革期には家臣数削減の提案に伴い家臣の「系譜明細帳」の作製が行われ、また農村改革のた

が抵抗し、幕府軍と対峙した大規模な一揆である。一揆勢がキリシタンである天草四郎時貞を首領として原城へ籠城したことから宗教一揆とみなされた。天草の富岡城や、島原城などを攻撃した一揆勢は、その後原城(現南島原市南有馬町)へ立て籠もり、その人数は数万人に達したと言われている。事態を重く見た江戸幕府は九州の諸大名を動員し、圧倒的な勢力で一揆を鎮圧した。一揆側、幕府側ともに多数の死者を出す激しい戦いとなったこの一揆は、江戸幕府にとって大きな衝撃であった。一揆鎮圧後、幕府はポルトガル船の来航禁止、宗門改役の設置などの政策を実施し、貿易統制、宗教統制を強化していくこととなる。本稿で紹介する「宗門御改影踏帳」もこのような江戸幕府の宗教政策方針を反映して作成されたものである。

元和二年の嶋原藩成立以前から、この地域はキリスト教と縁が深い場所であった。永禄五(二五六)年、ポルトガルの宣教師ルイス・デ・アルメイダが来航し同地にキリスト教が伝えられる。戦国時代にこの地域を領有した有馬氏は、敵対関係にあった竜造寺氏との戦いにおける支援や、貿易による利益を求めて宣教師の布教を認め、その結果としてキリスト教は領内に広まっていた。

天正期、有馬家の当主であった晴信はキリスト教の布教を許可し、天正八(一五八〇)年には自らも洗礼を受けキリシタン大名となった。領内にはキリスト教の教育機関であるセミナリヨが設立され、天正十年にローマへ送られた天正遣欧使節には晴信の名代として有馬領の少年千々石ミゲルが派遣されている。有馬氏のこのような政策のもと領内にはキリスト教が根付き、また貿易によって様々な西洋の品や書物、印刷技術などがもたらされたことで華やかなキリシタン文化が栄えた。

しかし、慶長十七(一六二二)年、有馬晴信は岡本大八事件¹に関わって失脚、自害する。その子直純は所領を受け継いだ。二年後の慶長一九年に日向国延岡へ転封となった。その後一時天領となった嶋原に松倉氏が入り、領内では一転してキリシタン弾圧が行われていく。領内のキリシタンは改宗を迫られ、応じない者には拷問も行われた。この様子は、海外でも紹介されることとなり、厳しい弾圧は島原・天草一揆の原因の一つともなった。一揆後、松倉氏は改易・斬首の処分を受けることとなる。

このように、嶋原藩はキリシタン文化の繁栄から禁教、そして弾圧と一揆による抵抗と、キリ

資料紹介 西南学院大学博物館所蔵「宗門御改影踏帳」(2)

安高 啓明
稲益 あゆみ

解題

本稿は、西南学院大学博物館所蔵の「宗門御改影踏帳」の翻刻である。当館が所蔵する十一一点のうち、本稿では創刊号で紹介した天明、文化年間のものに引き続いて、天保期の三点(天保二年(A1-001-05)・天保二年(A1-001-06)・天保四年(A1-001-07))を掲載している。

第一回の解題でも紹介したように、本資料は嶋原藩武家の宗門人別改帳である。幕府のキリシタン禁制を徹底するために、寺請制度のもと、各地で作成された。領氏がキリシタンではないことを証明するとともに、江戸時代の戸籍の役割をも果たしている。

嶋原藩史をみると、藩の歴史は元和二(一六一六)年、大和五条城主であった松倉重政が移封され肥前国嶋原の日野江城(現南島原市北有馬町)に入ったことに始まる。その後、新たに築城した島原城(現島原市)へ移り、重政の子重次(勝家)の時代まで、この地は松倉氏により統治された。

嶋原藩と宗教について考えるとき、この松倉氏の統治下で起こった「島原・天草一揆」が転機となっっていることがわかる。江戸時代初期、寛永十四(一六三七)年から翌十五年にかけて起こった島原・天草一揆は、飢饉の中での重税やキリシタンへの厳しい弾圧に島原・天草地域の領民たち

資料紹介

西南学院大学博物館所蔵「宗門御改影踏帳」(2)

目次

目次	一
解題	二
凡例	七
「宗門御改影踏帳」(2)	八

執筆者一覧

宮崎 克則(みやざき かつのり)	西南学院大学教授・西南学院大学博物館館長 (文学博士)(九州大学)
安高 啓明(やすたか ひろあき)	西南学院大学博物館学芸員 博士(史学)(中央大学)
稲益 あゆみ(いなます あゆみ)	南島原市教育委員会 文化財課 文化財調査員 本学大学院国際文化研究科博士後期課程在学
内島 美奈子(うちじま みなこ)	西南学院大学博物館臨時職員 本学大学院国際文化研究科博士前期課程研究生
方 圓 (ほう いん)	西南学院大学博物館臨時職員 本学大学院国際文化研究科博士前期課程在学
森 弘子 (もり ひろこ)	福岡アーカイブ研究会会員

西南学院大学博物館研究紀要

第2号

発行日 2014(平成26)年3月31日

発行 西南学院大学博物館
〒814-8511 福岡市早良区西新3丁目13番1号

印刷 株式会社 インテックス福岡
